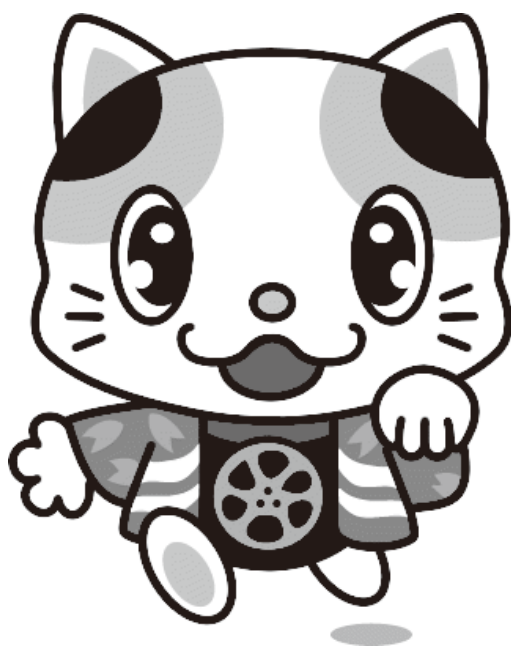


第4次障がい者計画

【令和3(2021)年度～令和8(2026)年度】

一人ひとりの個性が輝き、
誰もが安心していきいきと暮らし、
支え合う共生のまち かどま



令和3(2021)年3月

門 真 市

はじめに

本市では、平成27（2015）年に令和2（2020）年度までの6年
間を計画期間とする「門真市第3次障がい者計画」を策定し、障がいの
ある人に関する様々な分野の施策目標を掲げ、その推進に努めてまいり
ました。



この間、国においては、平成28（2016）年4月に、いわゆる「障害者差別解消法」が施行
され、平成30（2018）年4月に「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」
が施行されるなど、障がい者施策に係る一連の法整備が進められました。

このたび、「門真市第3次障がい者計画」の計画期間が令和2（2020）年度をもって終了す
ることから、障がいのある人の生活実態や社会状況の変化に即した障がい者施策を、さらに総
合的・計画的に推進していくため、「門真市第4次障がい者計画」を策定することとなりました。

「一人ひとりの個性が輝き、誰もが安心していきいきと暮らし、支え合う共生のまち かどま」
を基本理念とし、近年の制度改革の理念や方向性を反映させるとともに、これまでの計画の成
果と課題を踏まえ、障がい者施策を一層充実させていく所存です。

今後の推進に向けては、障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域社会で安心し
て暮らせるまちづくりを進め、本市の将来像である「人情味あふれる！笑いのたえないまち 門
真」をめざす市政運営に取り組んでまいりますので、皆様のより一層のご理解とご協力をいた
だきますよう、お願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたっては、活発にご審議いただきました門真市障がい者地域協議
会委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただきました各種団
体、各種サービス提供事業所の関係者並びに市民の皆様に心より厚くお礼を申し上げます。

令和3（2021）年3月

門真市長 宮本一孝

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 障がい者計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の対象.....	4
4 計画の期間.....	4
5 計画の策定体制.....	5
第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題.....	6
1 本市の人口・世帯の動向.....	6
2 障がいのある人の状況.....	9
3 アンケート調査からみた現状と課題.....	19
4 第3次障がい者計画の検証.....	46
第3章 計画の基本的な考え方.....	58
1 計画の基本理念.....	58
2 計画の基本目標.....	61
3 計画の施策体系.....	63
第4章 施策の展開.....	65
基本目標1 共に生きる地域づくり.....	65
基本目標2 障がいのある子どもの教育・育成.....	71
基本目標3 保健・医療の充実.....	76
基本目標4 雇用・就労の促進、経済的自立の支援.....	79
基本目標5 生涯学習、文化・スポーツ活動の促進.....	82
基本目標6 生活支援の充実.....	84
基本目標7 差別の解消と権利擁護の推進.....	90
基本目標8 住みよい環境づくり.....	93
第5章 計画の推進.....	100
1 計画の広報・周知.....	100
2 庁内の推進体制.....	100
3 関係機関との連携と協働・共創による推進体制.....	100
4 門真市障がい者地域協議会の活用.....	100

資料編	101
1 計画の策定経過	101
2 諮問書	102
3 答申書	103
4 門真市附属機関に関する条例	104
5 門真市附属機関に関する条例施行規則	105
6 門真市障がい者地域協議会委員名簿	107
7 門真市障害者計画策定推進委員会設置要綱	108
8 門真市障がい者計画策定推進委員会委員名簿	110
9 用語の説明	111

(本編中の用語には、初出のみに、右上に「※」を付けています。)

第1章 計画の策定にあたって

1 障がい者計画策定の趣旨

- 我が国における障がい者施策は、昭和45（1970）年の「心身障害者対策基本計画」から始まり、平成5（1993）年には「障害者基本法」として障がいのある人の自立と社会参加の促進、精神障がい者を障がいのある人の範囲に加えるなど大きく改正され、障がい者施策の推進が図られてきました。平成16（2004）年の「障害者基本計画」の改正と平成17（2005）年の「障害者自立支援法」（平成17年法律第123号）の成立により、各自治体に『障害者計画』と『障害福祉計画』を策定することが義務づけられました。その後、平成25（2013）年における「障害者自立支援法」の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法^{*}）」への改正、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（改正障害者総合支援法）」（平成28年法律第65号）の平成30（2018）年施行に伴い、医療的ケア^{*}児への支援体制の整備等、障がい児支援のニーズ^{*}の多様化へきめ細かな対応を図るよう『障害児福祉計画』の策定が各自治体に義務づけられました。
- 近年、障がいのある人を取り巻く環境の変化や、法整備が進んでいます。障がいのある人の就労・雇用に関しては、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」（平成24年法律第50号）、（平成25（2013）年施行）により、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図っています。さらに、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（障害者雇用促進法）」（平成25年法律第46号）、（平成30（2018）年施行）では、雇用分野における障がい者差別を禁止する措置が定められています。そして、「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」（平成23年法律第79号）、（平成24（2012）年施行）や「障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）」（平成25年法律第65号）、（平成28（2016）年施行）により、障がいのある人の虐待防止・早期発見の取組が進んでいます。
- 本市では、平成27（2015）年度から令和2（2020）年度までを計画期間とする「門真市第3次障がい者計画」を策定し、個々の障がいの種別、程度、生活実態に応じた多種多様なニーズへの対応を図りながら、障がい児（者）の生活の向上のため、福祉はもとより、保健、教育、生活環境整備などさまざまな施策に取り組んできたところです。
- このたび、国が平成30（2018）年度から令和4（2022）年度までを計画期間とする「障害者基本計画（第4次）」を平成30（2018）年3月に策定したこと、また、大阪府では令和3（2021）年度から令和8（2026）年度を計画期間とする「第5次大阪府障がい者計

画」を令和2（2020）年度中に策定することから、こうした国、府の動きを反映するため、本市の障がいのある人に関わる施策の基本方向について、全面的な見直しを行うこととし、新たに「門真市第4次障がい者計画」として策定します。

- なお、本計画策定の令和2（2020）年度において、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大（パンデミック）により、人類規模での感染症対策が喫緊の課題とされました。わが国においても令和2（2020）年4月に緊急事態宣言が発令されるなど、様々な感染症対策が取られており、感染症を予防するための「新しい生活様式[※]」を日常生活に取り入れて実践していくことが重要とされていることから、本計画においても各施策・事業に対して適切な感染症対策を取りながら、「門真市新型インフルエンザ等対策行動計画[※]」等に基づき取組を進めていく必要があります。

【国「障害者基本計画（第4次）」の概要（一部抜粋）】

I 第4次障害者基本計画とは

- 【位置付け】 **政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画**（障害者基本法第11条に基づき策定）
- 【計画期間】 **平成30(2018)年度からの5年間**
- 【検討経緯】 障害者政策委員会（障害当事者等で構成される内閣府の法定審議会）での1年以上にわたる審議を経て取りまとめられた**障害者政策委員会の意見に即して、政府で基本計画案を作成**

II 基本理念（計画の目的）

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき**社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現**できるよう支援

III 基本的方向

1. 2020東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進

- 社会のあらゆる場面で、アクセシビリティ^(※)向上の視点を取り入れていく
(※)アクセシビリティ：施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。
- アクセシビリティに配慮したICT等の新技術を積極的に導入

2. 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保

- (※)障害者権利条約：我が国は平成26年に批准。障害当事者の主体的な参画等を理念とする。
- 障害者施策の意思決定過程における障害者の参画、障害者本人による意思決定の支援

3. 障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進

- 障害者差別解消法の実効性確保のため、各分野でハード・ソフト両面から差別解消に向けた環境整備を着実に推進

4. 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

IV 総論の主な内容

- 当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- 障害のある女性、子供、高齢者の複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組の推進
- 「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取組の推進

出典）内閣府ホームページ「障害者基本計画（第4次）概要」

2 計画の位置づけ

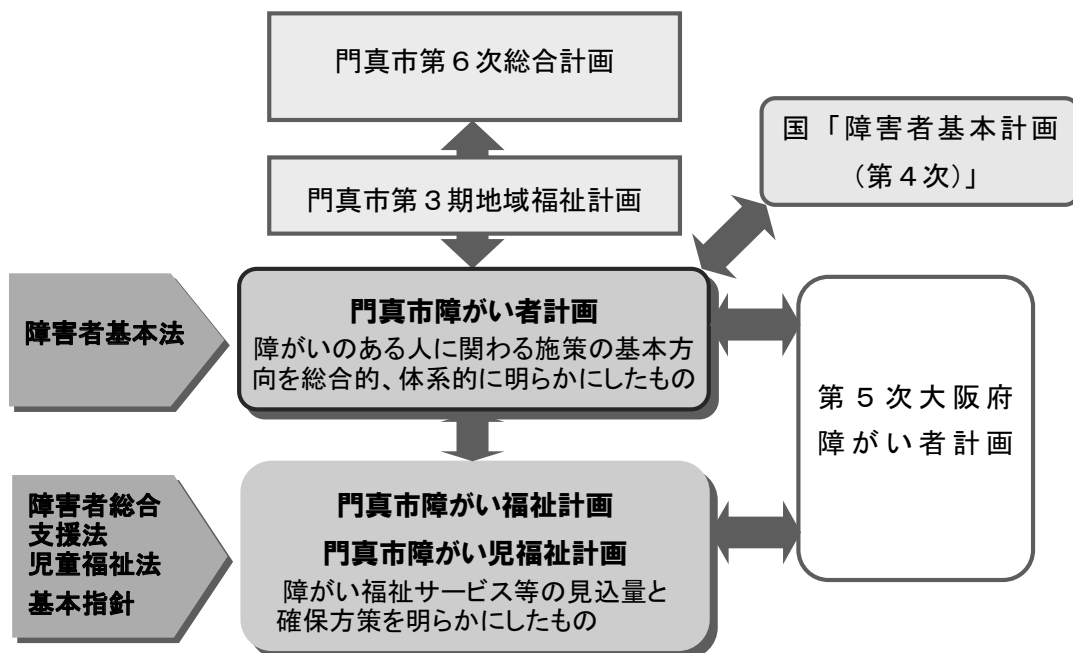
門真市障がい者計画は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「市町村障がい者計画」として策定し、障がいのある人に関する施策全般にわたるものであり、将来方向を示すものとして位置づけられます。

門真市障がい福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に基づく「市町村障がい福祉計画」として障がい福祉サービス*等の提供体制の確保のために、国の定める基本指針（厚生労働省告示）に即して定めるものとされていることから、門真市障がい者計画の中の生活支援にかかる実施計画的な位置付けの計画として、整合性をもって推進します。

障がい児福祉計画は、児童福祉法の一部改正（第33条の20）により、市町村は基本指針に即して障がい児福祉計画を定めるものとされています。障がい児福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に規定する障がい福祉計画と一体のものとして作成することができるようになっており、本市は一体的に作成するものとします。

また、これらの計画は、市政の基本方針を示す「門真市第6次総合計画」（令和2（2020）年3月策定）を最上位計画とし、また、「門真市第3期地域福祉計画」（平成29（2017）年3月策定）を上位計画として整合性を図るとともに、国の「障害者基本計画（第4次）」（平成30（2018）年3月策定）及び大阪府の「第5次大阪府障がい者計画」（令和2（2020）年度中に策定）との整合性に留意しています。

■計画の位置づけ



3 計画の対象

この計画の対象は、すべての市民、地域団体、障がい福祉サービス提供事業者、企業、関係機関等とします。

また、「障がいのある人」とは、障害者基本法第2条の規定に基づく「身体障がい※、知的障がい※、精神障がい※（発達障がい※を含む。）その他の心身の機能の障がいがある人であって、障がい及び社会的障壁（障がいがある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とし、「高次脳機能障がい※のある人」や「難病※に起因する、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人」等も含みます。

4 計画の期間

「第4次障がい者計画」は、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度の6カ年を計画期間とします。

また、関連する制度、社会情勢の変化等に対応するため、年度ごとに計画の評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

本計画と 主な関連計画	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
障がい者計画	第3次	第4次計画					
障がい福祉計画	第5期	第6期計画			第7期計画		
障がい児福祉計画	第1期	第2期計画			第3期計画		

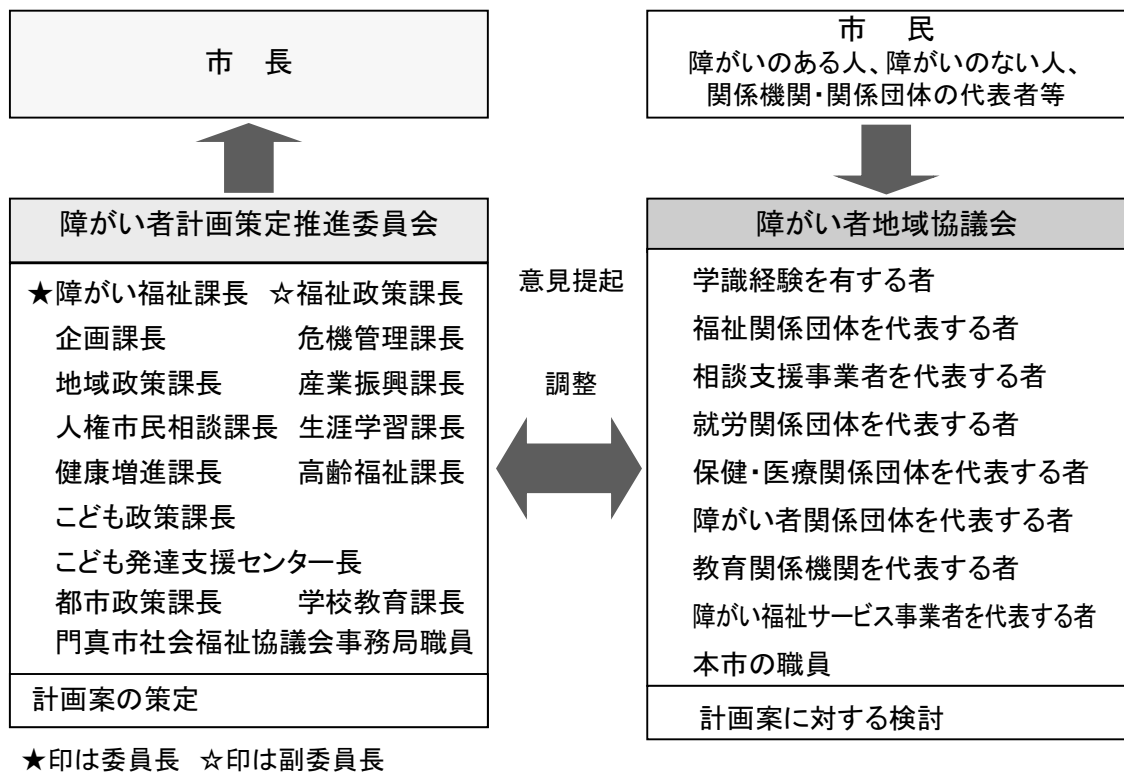
5 計画の策定体制

(1) 計画の策定組織

本計画の策定にあたっては、各分野における広範な計画であることから、全庁的に取り組むこととし、計画策定のための検討組織として「門真市障がい者計画策定推進委員会」を設置しました。

また、より幅広く意見を求めるため、学識経験者等で構成される「門真市障がい者地域協議会^{*}」においても検討を行いました。

■計画の策定組織



(2) アンケート調査の実施

この計画策定の基礎資料とするため、障がいのある人に対して障がい児（者）福祉に関するアンケート調査を実施しました。

また、障がい福祉計画策定の基礎資料としても活用することを目的に、障がい児（者）福祉に関する事業所及び障がい児（者）団体に対するアンケート調査を実施しました。

(3) パブリックコメント^{*}の実施

計画案について、広く市民からの意見を募集するため、令和3（2021）年1月8日（金）から1月27日（水）までパブリックコメントを実施しました。

第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題

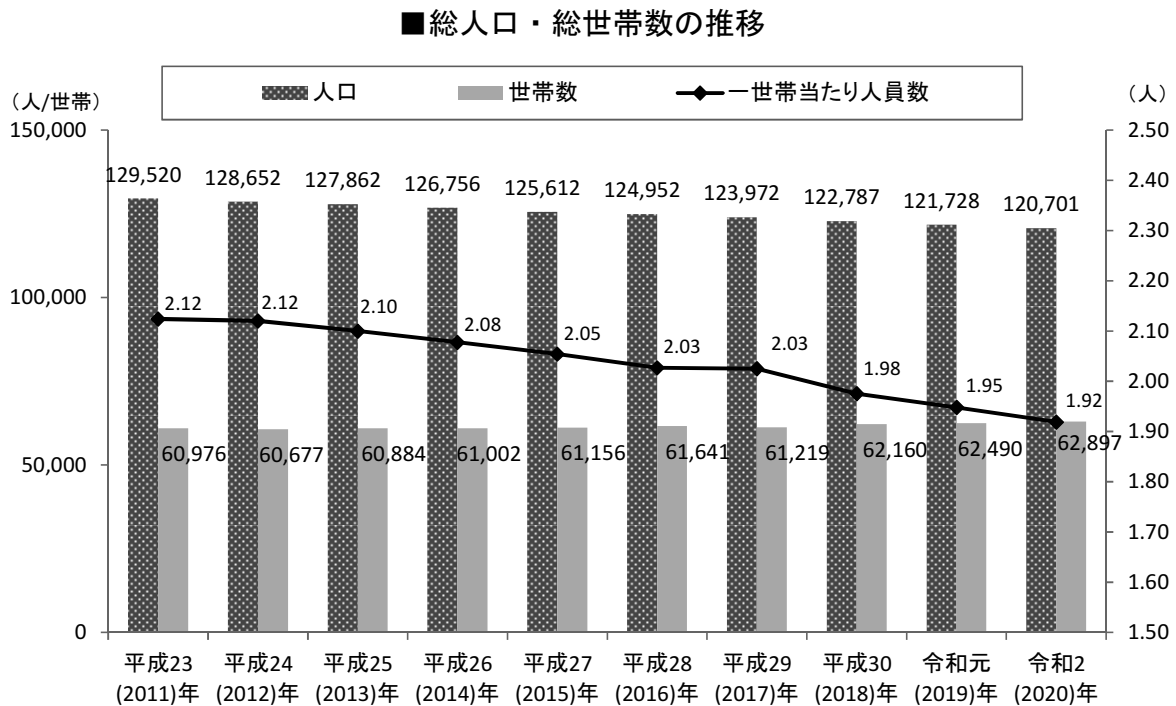
1 本市の人口・世帯の動向

① 人口・世帯数の推移

本市の住民基本台帳による人口は平成23（2011）年より12万人台で推移しつつも減少し続け、令和2（2020）年に120,701人となっています。

一方、世帯数は年により変動はあるものの、概ね増加傾向で推移し、平成23（2011）年の60,976世帯から、令和2（2020）年には62,897世帯となっています。

一世帯当たりの人員は、平成23（2011）年の2.12人から減少傾向を経て、平成30（2018）年に2人を割り込みました。令和2（2020）年には1.92人となっており、世帯規模の縮小が進んでいます。



資料：住民基本台帳人口（外国人を含む）（各年10月1日現在）

② 年齢3区分別人口

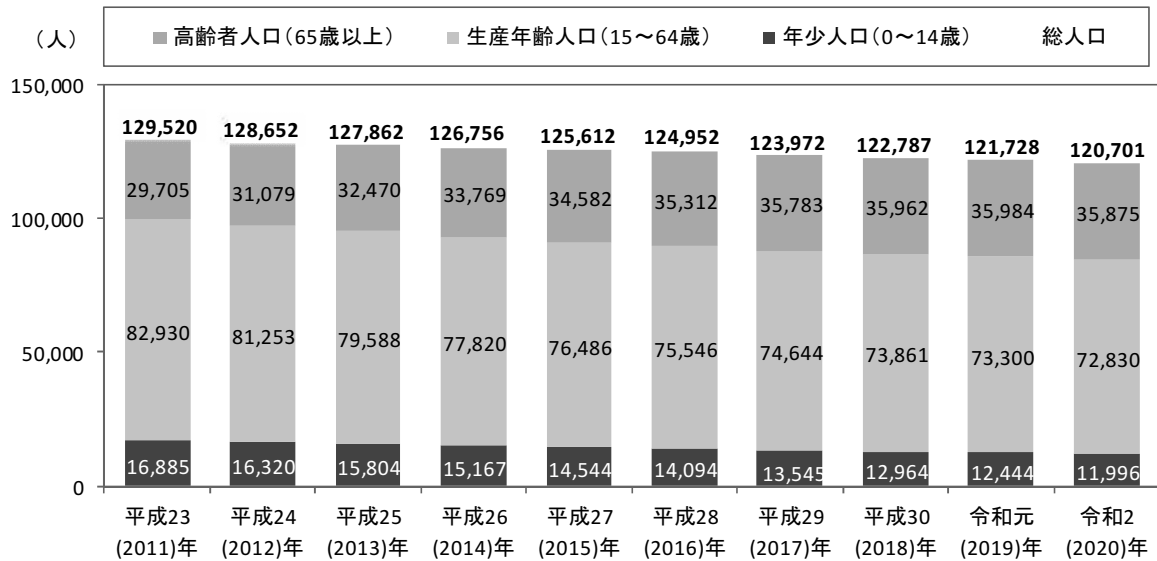
前項の住民基本台帳人口を年齢3区分別にみると、0～14歳の年少人口は平成23（2011）年の16,885人が、令和2（2020）年には11,996人と減少しています。

15～64歳の生産年齢人口は、平成23（2011）年の82,930人より減少し続け、令和2（2020）年に72,830人と約1万人の減少となっています。

一方、65歳以上の高齢者人口は、平成23（2011）年の29,705人から増加が続き、令和2（2020）年に35,875人となっています。

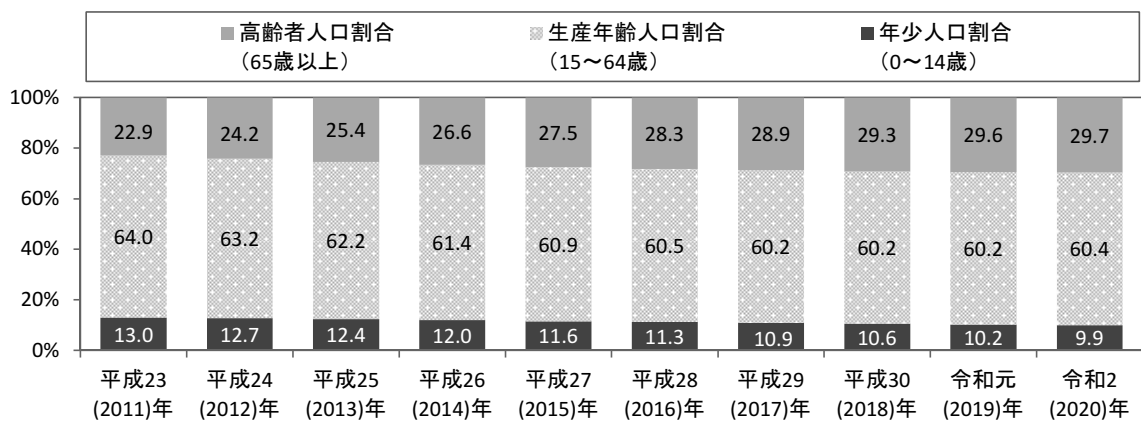
このように、年少人口は約1割にまで低下していますが、高齢者人口は3割近くに達する勢いで増加しており、少子高齢化の進行が顕著となっています。

■ 年齢3区分別人口



資料：住民基本台帳人口(外国人を含む)(各年10月1日現在)

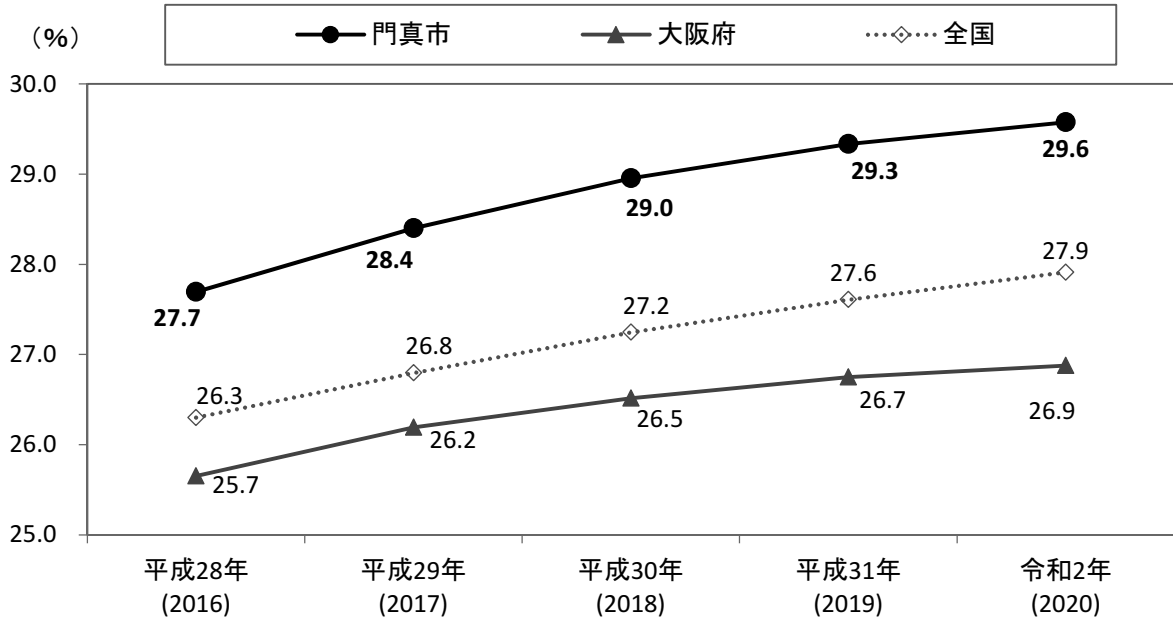
■ 年齢3区分別人口構成



資料：住民基本台帳人口(外国人を含む)(各年10月1日現在)

総務省の統計によると、本市の高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）は、大阪府や全国よりも高い値で推移しています。令和2（2020）年1月1日現在の高齢化率は、大阪府が26.9%、全国が27.9%に対して、本市では29.6%と高齢化が進行しています。

■高齢化率の推移＜全国・大阪府比較＞



資料: 総務省「住民基本台帳人口(外国人含む)」(各年1月1日現在)

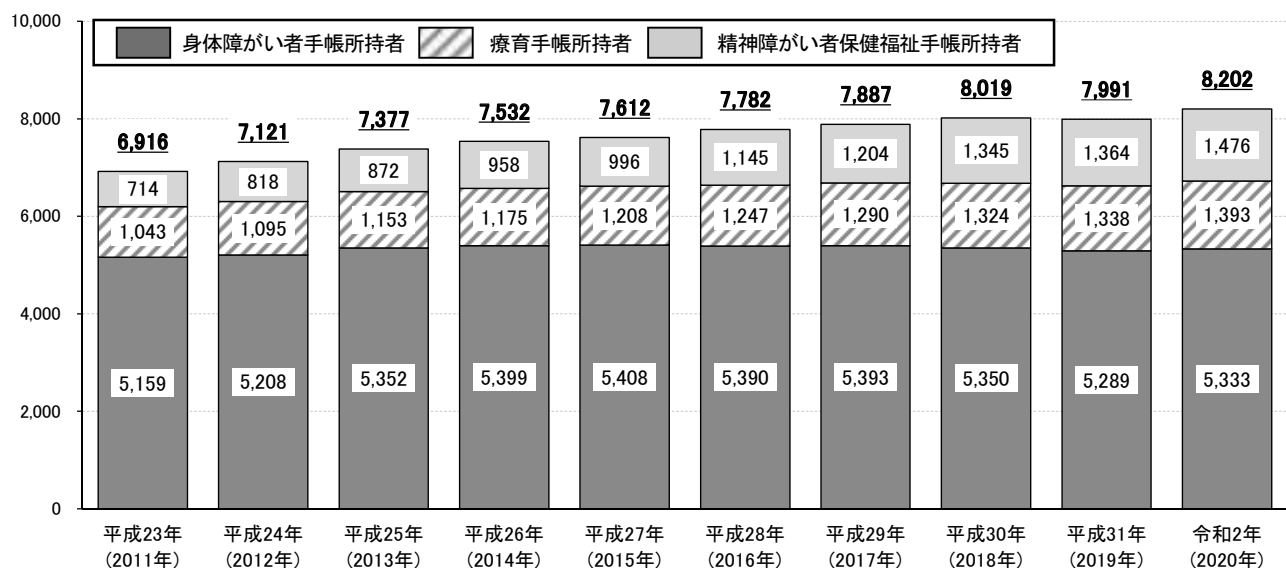
2 障がいのある人の状況

(1) 障がい者手帳所持者の推移

本市の身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳所持者それぞれの合計は、令和2（2020）年4月1日現在では8,202人で増加を続け、平成23（2011）年のおよそ1.2倍となっています。ただし、手帳を重複して所持している人もいるため、延べ人数となります。また、難病等疾患のある人や発達障がい、それぞれ障がい者手帳を所持していない人もあり、障がいのある人はこの数字よりも多いものと推計されます。

令和2（2020）年4月1日現在の人口121,321人に対する割合は6.8%で、障がい種別では、身体障がい者手帳所持者が65.0%で最も多く、療育手帳所持者が17.0%、精神障がい者保健福祉手帳所持者が18.0%となっています。

■ 障がい者手帳所持者の推移



資料：障がい福祉課調べ（各年4月1日現在）

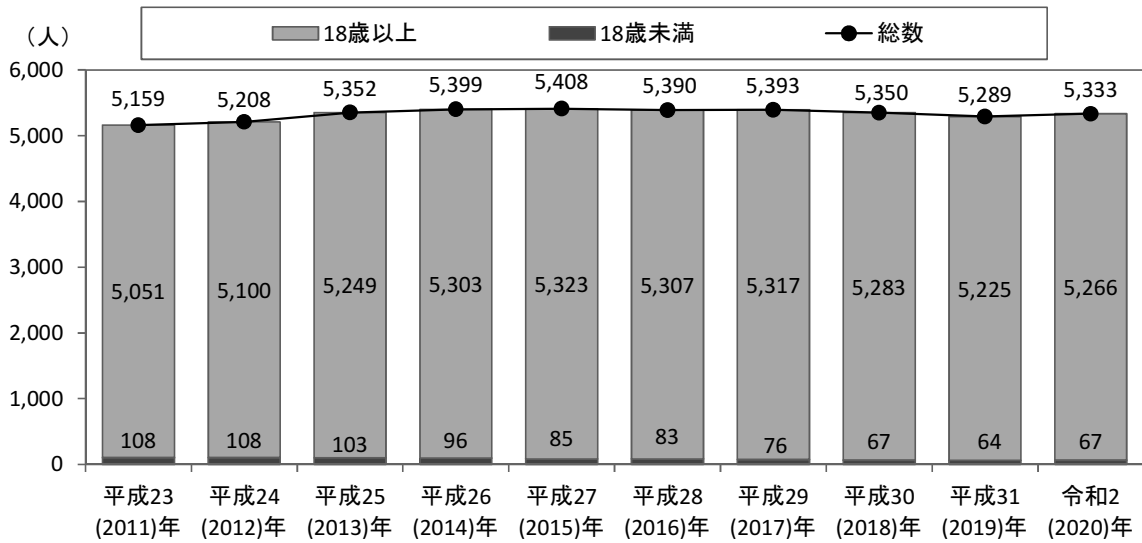
(2) 身体障がいのある人の状況

① 身体障がい者手帳所持者数

身体障がい者手帳所持者数は増加を続け、平成23（2011）年から平成27（2015）年までは増加し続けていましたが、平成28（2016）年に減少に転じて以降、増減を経て、令和2（2020）年4月1日現在では5,333人となっています。うち18歳未満が67人、18歳以上が5,266人となっています。また、18歳以上のうち、65歳以上の高齢者が3,815人で、全体の71.5%を占めています。

身体障がい者手帳所持者数の増加の伸びは、平成23（2011）年以降でみると、年平均19人程度の増加となっています。

■ 身体障がい者手帳所持者数の推移



資料：障がい福祉課調べ（各年4月1日現在）

② 障がいの程度別手帳所持者数

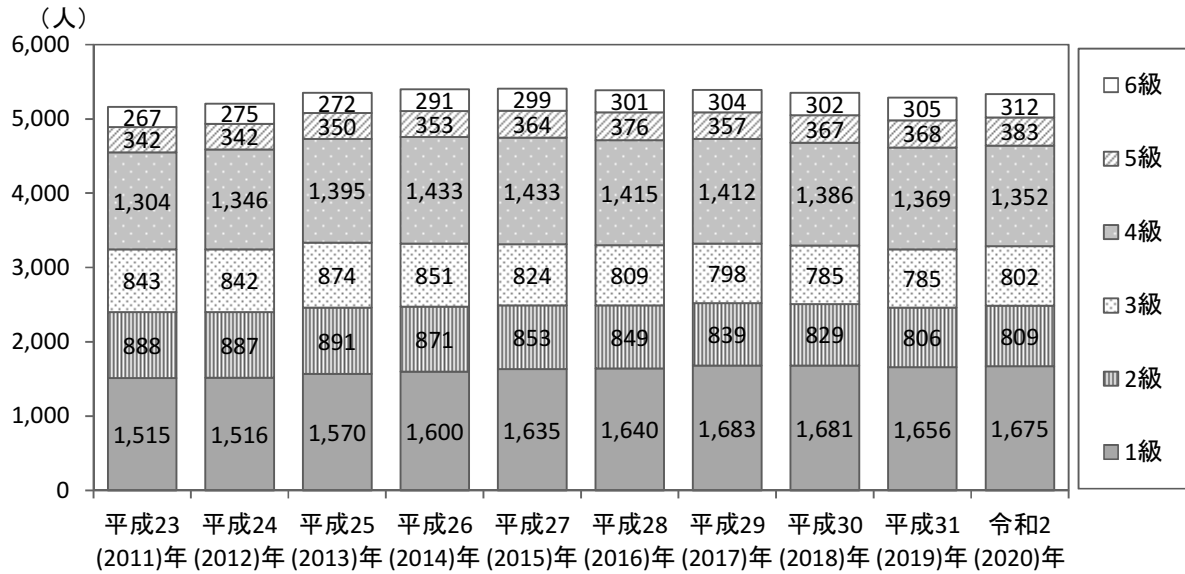
1級及び2級の重度の人は、令和2（2020）年4月1日現在で2,484人となっており、平成23（2011）年から増加傾向を経て近年横ばいにあります。また、身体障がい者手帳所持者総数に占める重度率は46.6%で、平成23（2011）年以降、年により上下の変動はあるものの、概ね46%台で推移しています。

■ 重度率の推移

年次	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	令和2
項目	(2011)年	(2012)年	(2013)年	(2014)年	(2015)年	(2016)年	(2017)年	(2018)年	(2019)年	(2020)年
重度率(%)	46.6	46.1	46.0	45.8	46.0	46.2	46.8	46.9	46.5	46.6

資料：障がい福祉課調べ（各年4月1日現在）

■障がいの程度別 身体障がい者手帳所持者数の推移

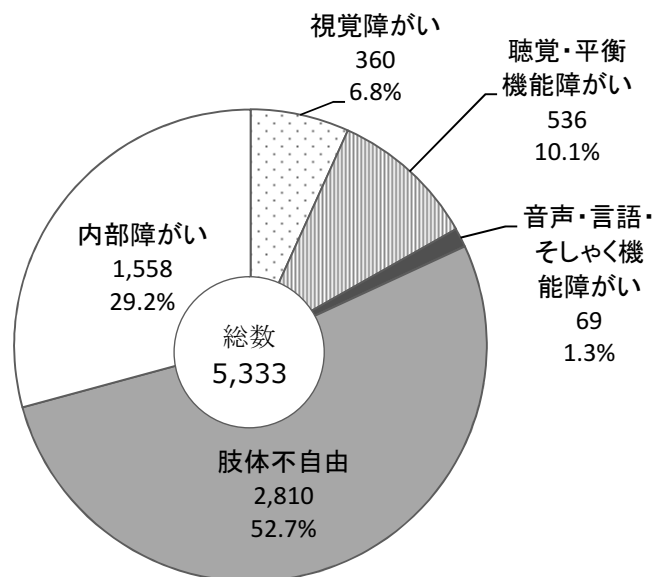


資料:障がい福祉課調べ(各年4月1日現在)

③ 障がいの種類別身体障がい者手帳所持者数の構成

令和2(2020)年4月1日現在の障がいの種類別身体障がい者手帳所持者数の構成をみると、肢体不自由が最も多く52.7%と、半数を超えています。次いで「内部障がい※」が29.2%、「聴覚・平衡機能障がい」が10.1%、「視覚障がい」が6.8%、「音声・言語・そしゃく機能障がい」が1.3%となっています。

■障がいの種類別 身体障がい者手帳所持者の構成



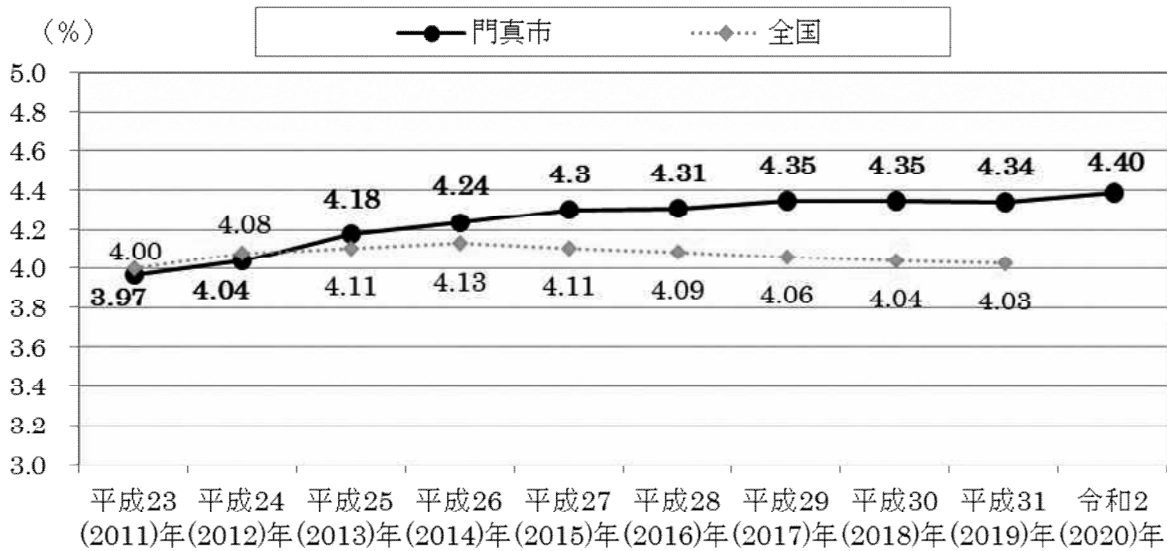
資料:障がい福祉課調べ(令和2(2020)年4月1日現在)

④ 身体障がい者手帳所持者の対人口割合

身体障がい者手帳所持者の総人口に対する割合（以下、対人口割合といいます。）は、平成23（2011）年が3.97%で、その後は概ね上昇傾向で推移し、令和2（2020）年4月1日現在の人口121,321人に対する割合は、4.40%となっています。

また、平成23（2011）年、24（2012）年は全国平均より低く推移していましたが、平成25（2013）年からは全国の値を上回って推移しています。

■身体障がい者手帳所持者の対人口割合の推移



資料：門真市は障がい福祉課調べ

全国は厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

注) 本市の人口は住民基本台帳(外国人を含む)(各年4月1日現在)

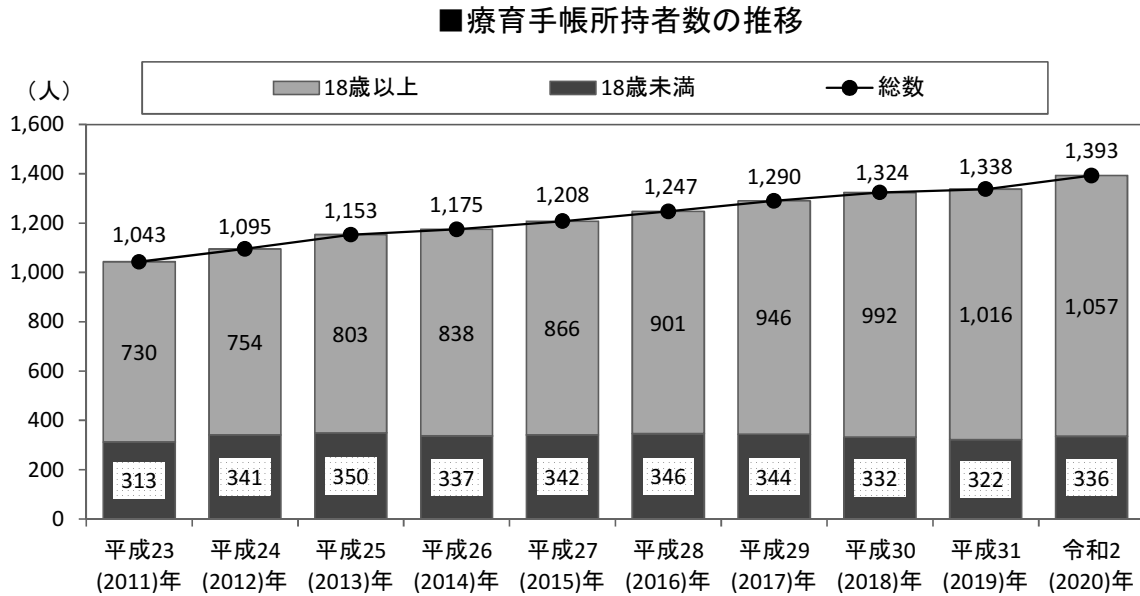
全国の人口は総務省統計局による人口推計値(各年4月1日現在)

(3) 知的障がいのある人の状況

① 療育手帳所持者数

療育手帳所持者数は、平成23（2011）年以降、増加し続け、令和2（2020）年4月1日現在では1,393人、うち18歳未満が336人、18歳以上が1,057人となっています。また、18歳以上のうち、65歳以上の高齢者は80人で、全体の5.7%にすぎません。

療育手帳所持者数の増加の伸びは、平成23（2011）年以降でみると、年平均40人程度の増加となっています。



資料：障がい福祉課調べ（各年4月1日現在）

② 障がいの程度別療育手帳所持者数

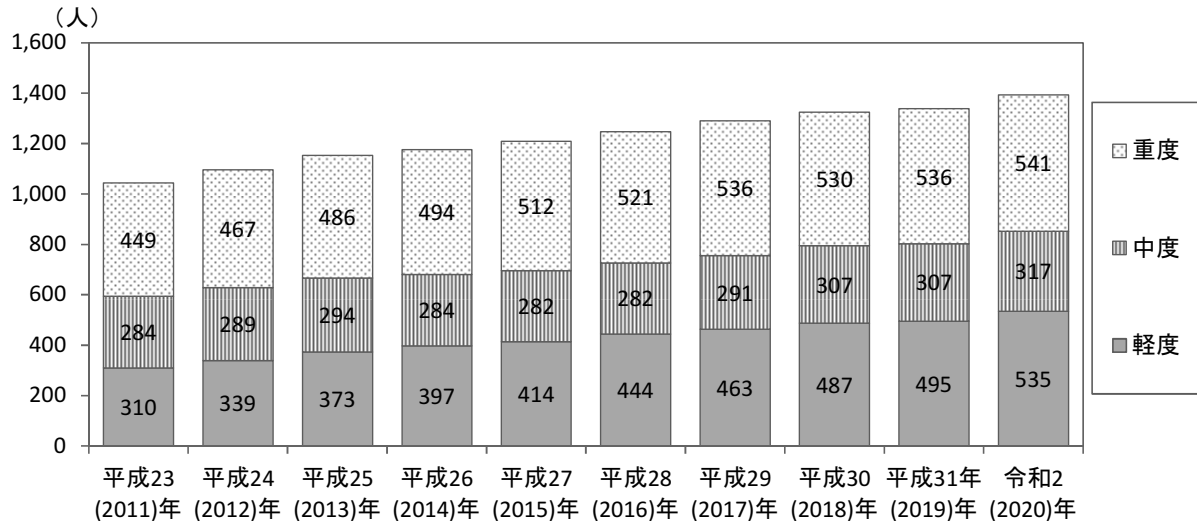
重度の人が、令和2（2020）年4月1日現在では541人で、療育手帳所持者総数の38.8%となっています。重度者数は平成23（2011）年に比べて92人増加していますが、療育手帳所持者総数が増加しているため、長期的な重度率としては低下傾向にあります。

■ 重度率の推移

年次	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	令和2
項目	(2011)年	(2012)年	(2013)年	(2014)年	(2015)年	(2016)年	(2017)年	(2018)年	(2019)年	(2020)年
重度率(%)	45.3	42.6	43.4	42.1	43.2	41.8	41.6	40.0	40.0	38.8

資料：障がい福祉課調べ（各年4月1日現在）

■障がいの程度別 療育手帳所持者数の推移



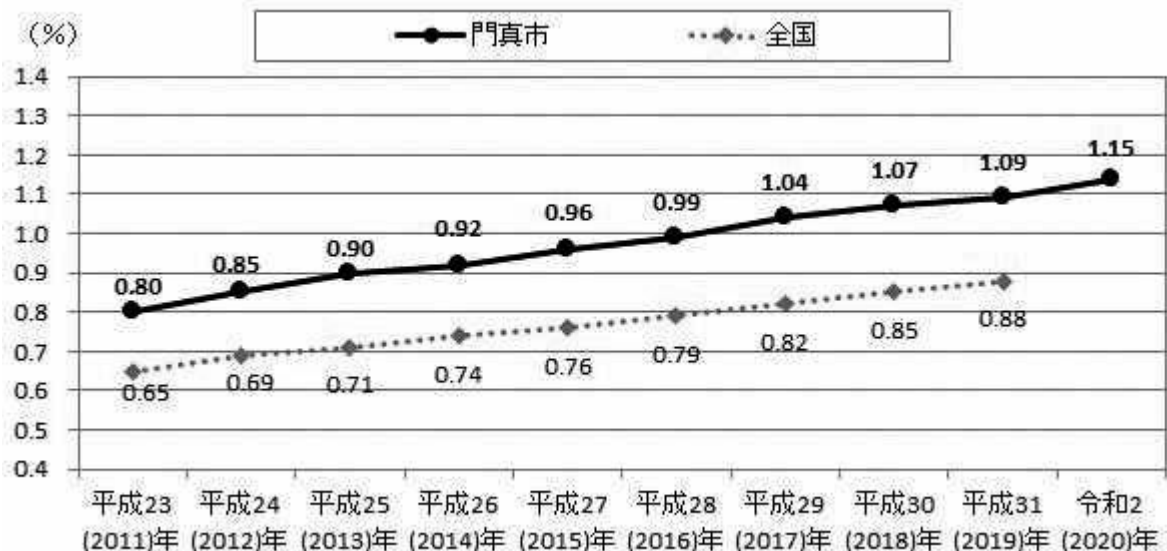
資料：障がい福祉課調べ(各年4月1日現在)

③ 療育手帳所持者の対人口割合

療育手帳所持者の対人口割合は、平成23(2011)年が0.80%で、その後年々上昇し、令和2(2020)年4月1日現在の人口121,321人に対する割合は、1.15%となっています。

また、一貫して全国平均を上回って推移しており、その差は近年0.2ポイント程度となっています。

■療育手帳所持者の対人口割合の推移



資料：門真市は障がい福祉課調べ(各年4月1日現在)

全国は厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

注) 本市の人口は住民基本台帳(外国人を含む)(各年4月1日現在)

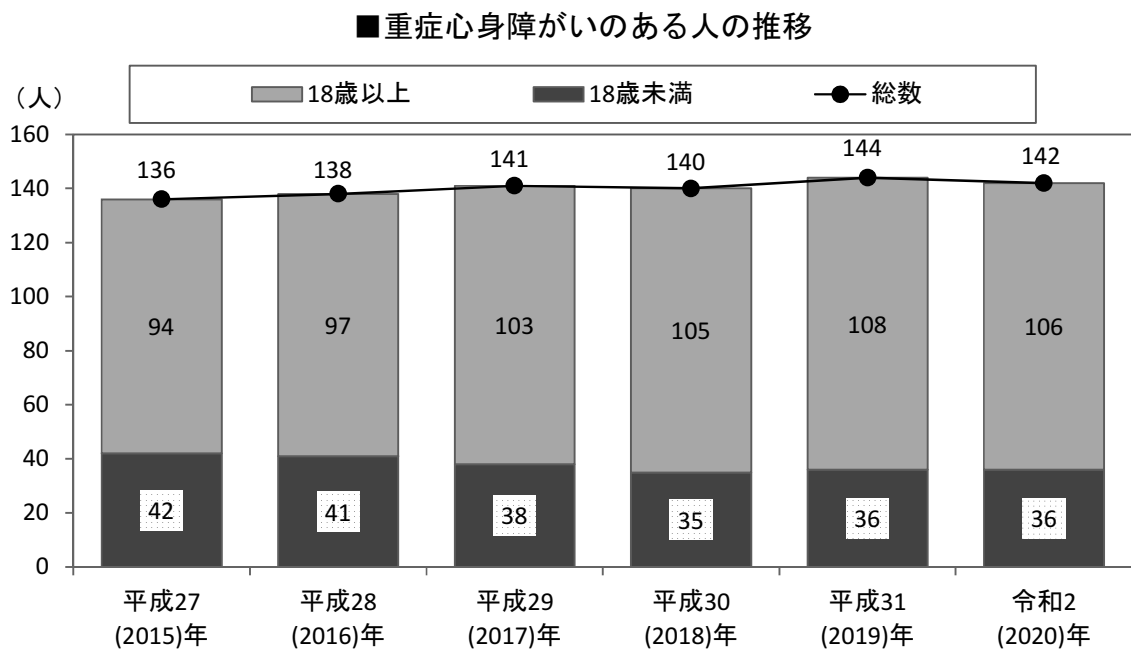
全国の人口は総務省統計局による人口推計値(各年4月1日現在)

(4) 重症心身障がいのある人の状況

身体障がい者手帳の1・2級及び療育手帳のAを所持している重度の心身障がいのある人の状況をみると、18歳未満の子どもでは、平成27(2015)年の42人から減少傾向を経て、令和2(2020)年に36人となっています。

18歳以上の障がいのある人では、平成27(2015)年の94人から増加傾向を経て、令和2(2020)年に106人となっています。

重症心身障がいのある人の総数としては、平成27(2015)年の136人から増加傾向を経て、平成31(2019)年に144人と近年のピークに達し、令和2(2020)年に142人と減少に転じています。



資料:障がい福祉課調べ (各年4月1日現在)

(5) 精神障がいのある人の状況

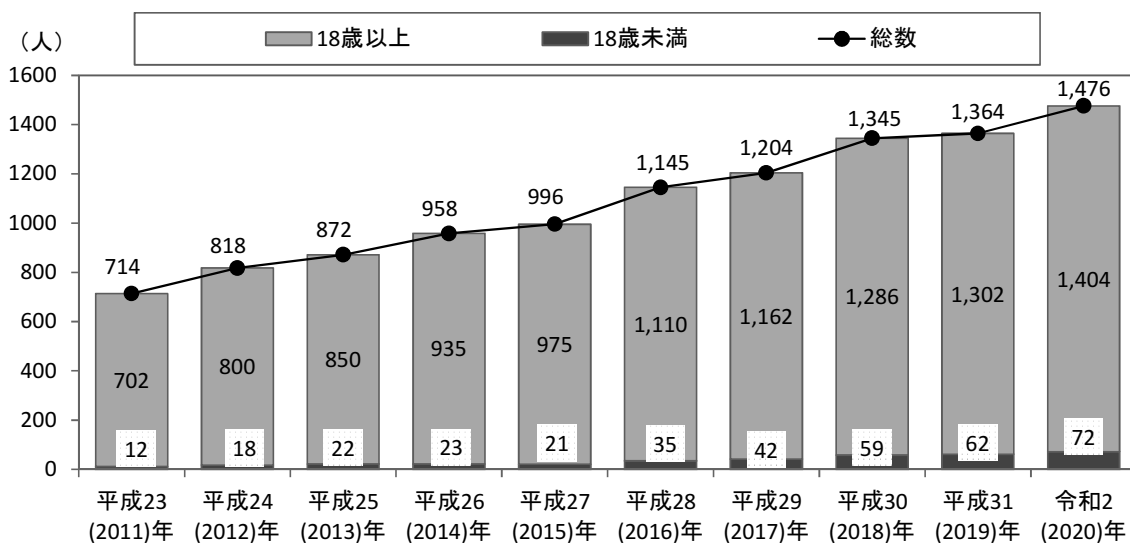
① 精神障がい者保健福祉手帳所持者数

精神障がい者保健福祉手帳所持者数は、令和2（2020）年4月1日現在では1,476人、うち18歳未満が72人、18歳以上が1,404人となっています。また、18歳以上のうち、65歳以上の高齢者は205人で、全体の13.9%となっています。

精神障がい者保健福祉手帳所持者数の増加の伸びは、平成23（2011）年以降でみると、年平均85人程度の増加となっています。

なお、自立支援医療費の受給者数は、令和2（2020）年4月1日現在では2,503人で、精神障がい者保健福祉手帳所持者の約1.7倍となっています。

■精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：障がい福祉課調べ（各年4月1日現在）

② 障がいの程度別精神障がい者保健福祉手帳所持者数

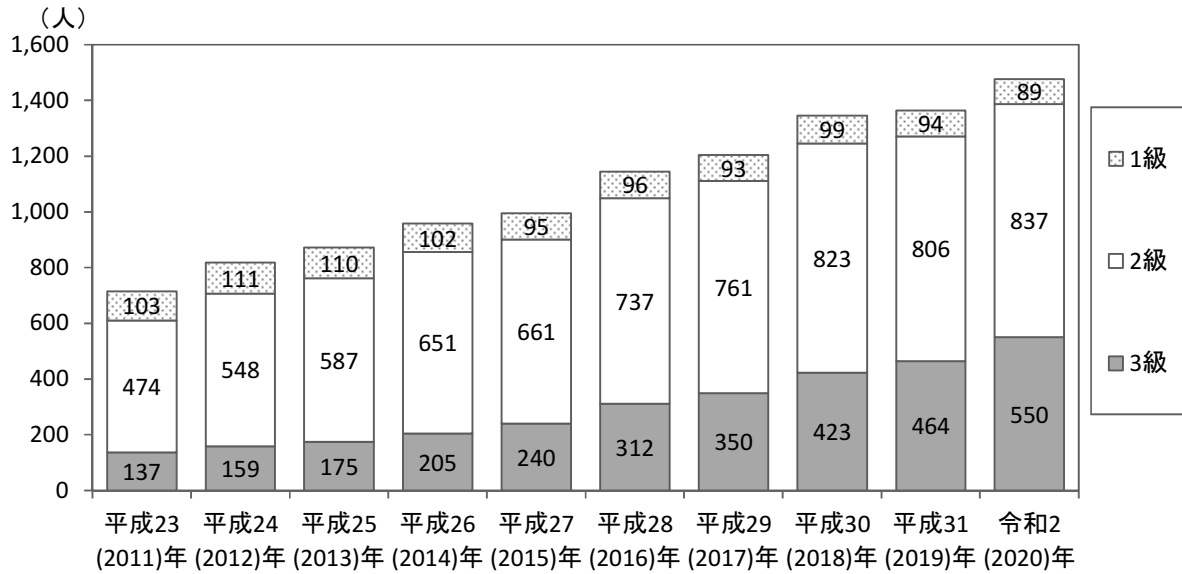
精神障がい者保健福祉手帳1級の重度の人が、令和2（2020）年4月1日現在で89人となっています。重度者数は、平成23（2011）年の103人から14人減少しており、精神障がい者保健福祉手帳所持者総数の増加も大きいため、重度率としては、平成23（2011）年の14.4%が、令和2（2020）年には6.0%と減少傾向にあります。

■重度率の推移

年次	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	令和2
項目	(2011)年	(2012)年	(2013)年	(2014)年	(2015)年	(2016)年	(2017)年	(2018)年	(2019)年	(2020)年
重度率(%)	14.4	13.5	12.6	10.6	9.5	8.4	7.7	7.4	6.9	6.0

資料：障がい福祉課調べ（各年4月1日現在）

■障がいの程度別 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

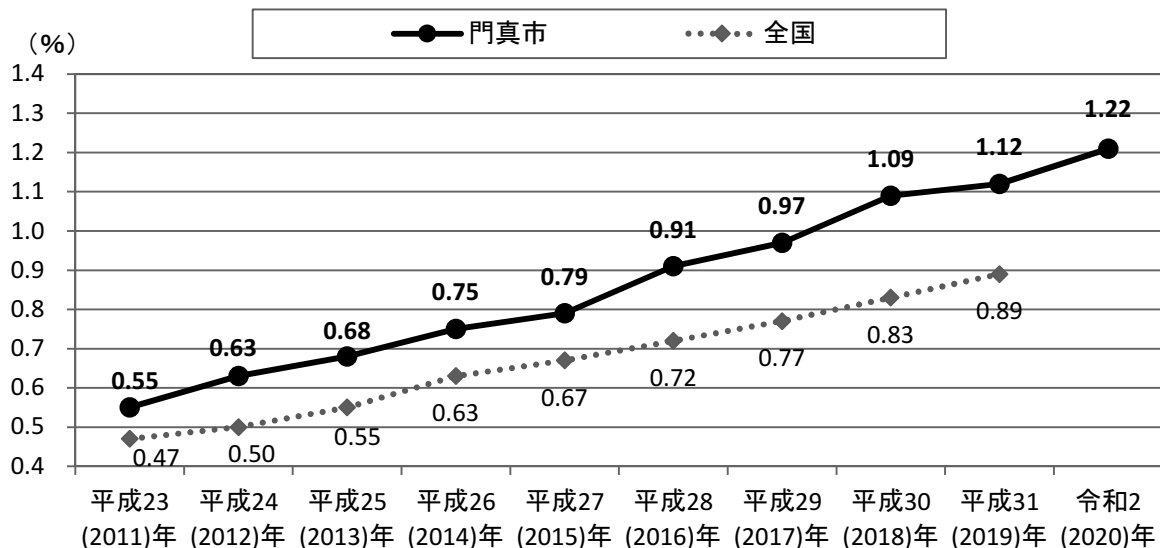


資料：障がい福祉課調べ（各年4月1日現在）

③ 精神障がい者保健福祉手帳所持者の対人口割合

精神障がい者保健福祉手帳所持者の総人口に対する割合は、平成23（2011）年が0.55%で、その後年々上昇し、令和2（2020）年4月1日現在の人口121,321人に対する割合は、1.22%になっています。また、全国平均を上回って推移しており、その差が開く傾向にあります。

■精神障がい者保健福祉手帳所持者の対人口割合の推移



資料：本市は障がい福祉課調べ（各年4月1日現在）
 全国は厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生業務報告（衛生行政報告例）」
 注）本市の人口は住民基本台帳（外国人を含む）（各年4月1日現在）
 全国は年度末交付者数から有効期限切れの人を除いた数、人口は住民基本台帳による（各年3月末現在）

(6) 難病等の疾病のある人の状況

難病自体は、約 7,000 種類があるといわれていますが、保健所による医療費助成の対象者数は、平成 30 (2018) 年 4 月 1 日現在では 1,011 人、平成 31 (2019) 年 4 月 1 日現在では 1,054 人、令和 2 (2020) 年 4 月 1 日現在では 1,067 人となっています。対象疾病は、平成 27 (2015) 年 1 月に 110 疾病でしたが、徐々に拡大され、令和元 (2019) 年には 333 疾病となっています。

また、令和 2 (2020) 年 4 月 1 日現在の対象者数 1,067 人のうち、身体障がい者手帳を所持している人が 527 人、手帳を所持していない人が 540 人となっており、手帳所持者には、これまでの障害者自立支援法による障がい福祉サービスの受給者も含まれます。

難病等のみによる障がい福祉サービスの利用者数は、令和 2 (2020) 年 4 月 1 日現在では、7 人に増加しています。

障害者総合支援法によるサービスの対象疾病は、平成 27 (2015) 年 1 月に 151 疾病となっており、さらに令和元 (2019) 年の 7 月現在、361 疾病に拡大されたことにより、平成 26 (2014) 年 4 月 1 日現在の 2 人から 7 人に増加しています。

■保健所による医療費助成対象者数（難病等）の推移

年月日 項目	平成29 (2017)年 4月1日	平成30 (2018)年 4月1日	平成31 (2019)年 4月1日	令和2 (2020)年 4月1日
対象者数(人)	1,108	1,011	1,054	1,067

■難病法に基づく医療費助成対象疾病（指定難病）

年月日 項目	平成27 (2015)年 1月1日から	平成27 (2015)年 7月1日から	平成29 (2017)年 4月1日から	平成30 (2018)年 4月1日から	令和元年 (2019)年 7月1日から
疾病数	110	306	330	331	333

注) 治療方法の確立等に資するため、難病患者データの収集を効率的に行い治療研究を推進することに加え、効果的な治療方法が確立されるまでの間、長期の療養による医療費の経済的な負担が大きい患者を支援する制度

■障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス対象疾病（難病等）

年月日 項目	平成27 (2015)年 1月1日から	平成27 (2015)年 7月1日から	平成29 (2017)年 4月1日から	平成30 (2018)年 4月1日から	令和元年 (2019)年 7月1日から
疾病数	151	332	358	359	361

3 アンケート調査からみた現状と課題

(1) アンケート調査からみた問題点や課題

「障がい児（者）福祉に関するアンケート調査」結果から、障がいのある人の生活の様子と課題についてみます。アンケート調査の概況は、次のとおりです。

■「障がい児（者）福祉に関するアンケート調査」の実施概要

	調査区分	
	障がい児調査	障がい者調査
(1) 調査地域	門真市全域	
(2) 調査対象	令和元（2019）年12月1日現在、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を所持する18歳未満の方（悉皆調査※）	令和元（2019）年12月1日現在、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を所持する18歳以上64歳以下の方
	[本人が回答することが難しい場合は介護者等が回答]	
(3) 抽出方法	全員（悉皆調査）	年齢別の層化無作為抽出
(4) 配布数	384 件	2,616 件
(5) 有効回収数 [有効回収率]	175 件 [45.6 %]	1,191 件 [45.5 %]
(6) 調査方法	郵送配布・郵送回収	
(7) 調査期間	令和2（2020）年 1月17日（金）～ 2月7日（金）	

※悉皆（しっかい）調査とは、対象となる人を全て調べる調査のことです。

■「障がい児（者）福祉に関する事業所・団体アンケート調査」の実施概要

	調査区分	
	事業所調査	団体調査
(1) 調査地域	門真市全域（一部、近隣市の事業所を含む）	
(2) 調査対象	市内及び近隣市の障がい福祉サービス提供事業所、障がい児通所事業支援事業所	市内の障がい児（者）団体
(3) 配布数	114 事業所	5 団体
(4) 有効回収数 [有効回収率]	55 件 [48.2 %]	5 件 [100%]
(5) 調査方法	Eメールにて調査票送信（一部、郵送・手渡し含む）、Eメール・FAX・郵送にて回収	
(6) 調査期間	令和2（2020）年 1月24日（金）～ 2月14日（金）	

図表中に以下の表示がある場合は、複数回答を依頼した質問を示しています。

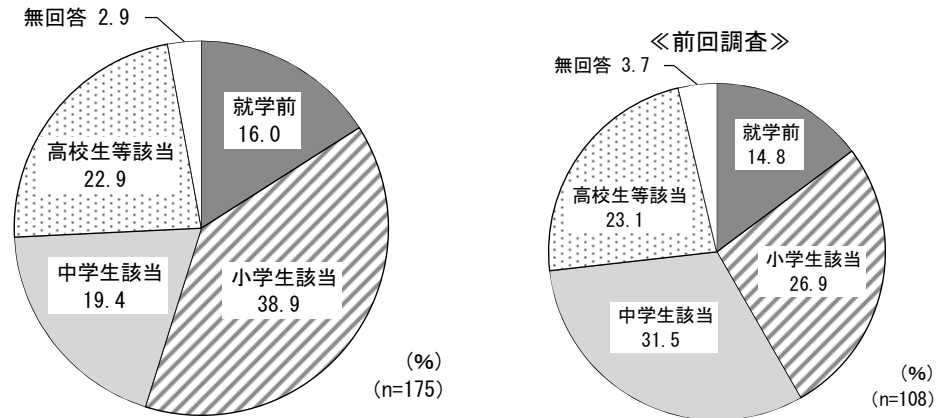
・ MA %（Multiple Answer）：回答選択肢の中からあてはまるものをすべて選択する場合

・ 3LA%（3 Limited Answer）：回答選択肢の中からあてはまるものを3つ以内で選択する場合

※特に断りがない限り、単一回答（回答選択肢の中からあてはまるものを1つだけ選択する）形式の設問

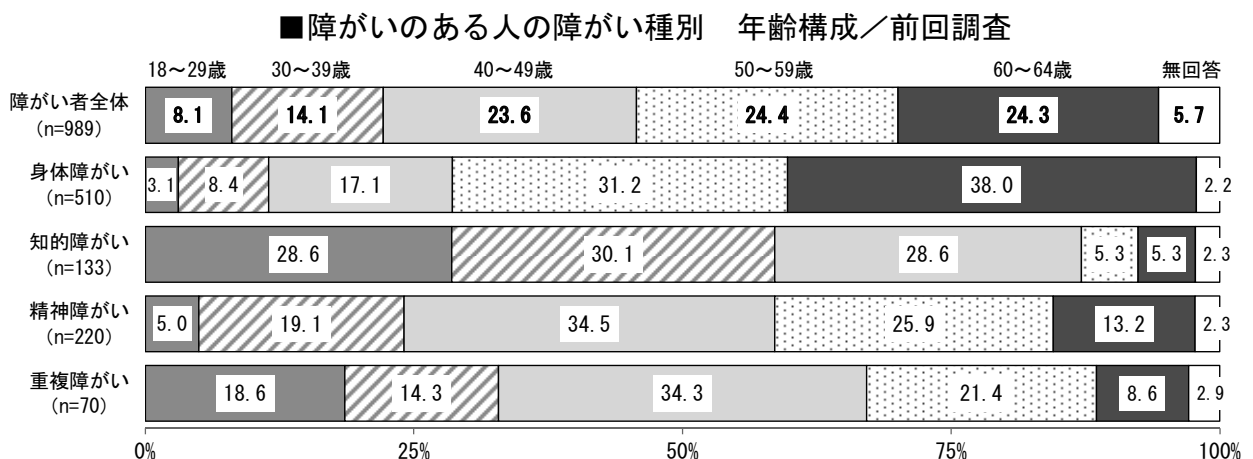
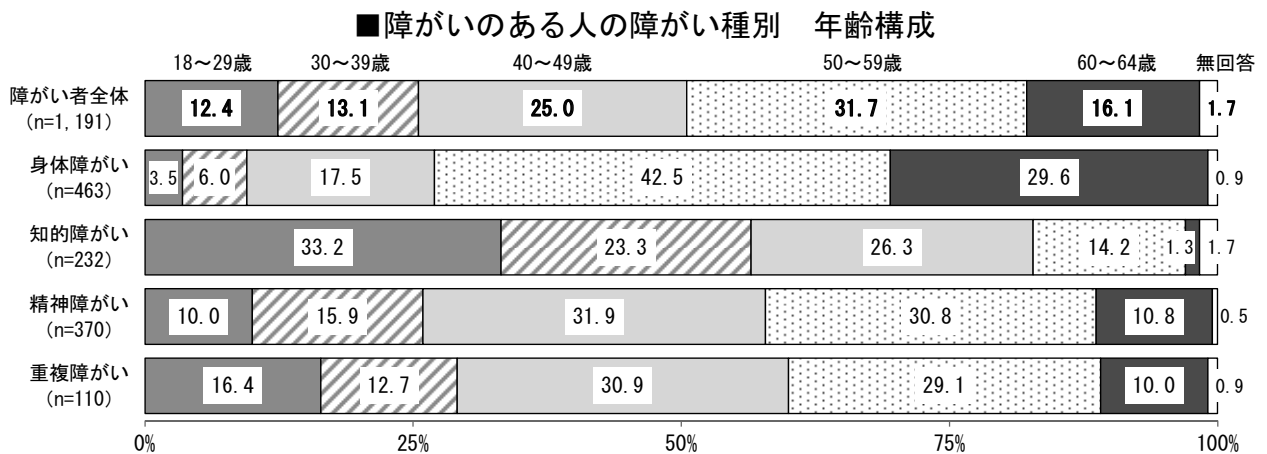
① 年齢構成

障がいのある子どもでは、「小学生該当」が38.9%と最も多く、次いで「高校生等該当」が22.9%、「中学生該当」が19.4%、「就学前」が16.0%となっています。前回調査に比べ、特に「小学生該当」（前回26.9%）が増加、「中学生該当」（前回31.5%）が減少しており、それぞれ10ポイント以上の増減がみられます。



障がいのある人全体では、「50～59歳」が31.7%と最も多く、次いで「40～49歳」が25.0%となっており、40～50歳代が半数以上（56.7%）を占めています。また、前回調査と比べると、「60～64歳」（今回16.1%、前回24.3%）が8.2ポイント減少しています。

障がいの種類別にみると、身体障がいでは50～64歳の割合が7割台（72.1%）を占めている一方、知的障がいでは18～39歳が半数以上（56.5%）を占めています。

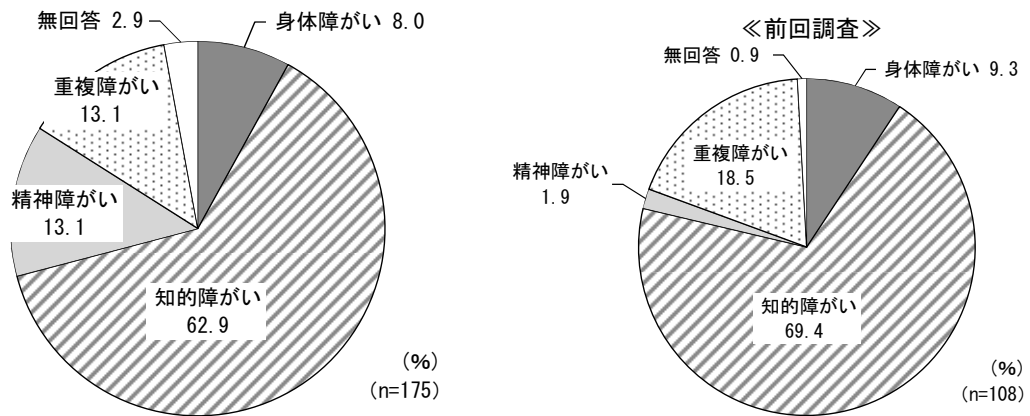


② 障がいのある子どもの障がいの種類

障がいの種類では、「知的障がい」が62.9%を占めており、次いで「精神障がい」、「重複障がい」がともに13.1%、「身体障がい」が8.0%となっています。

前回調査と比べると、「精神障がい」の割合（前回18.5%）が11.2ポイント増加しています。

■障がいのある子ども 障がいの種類

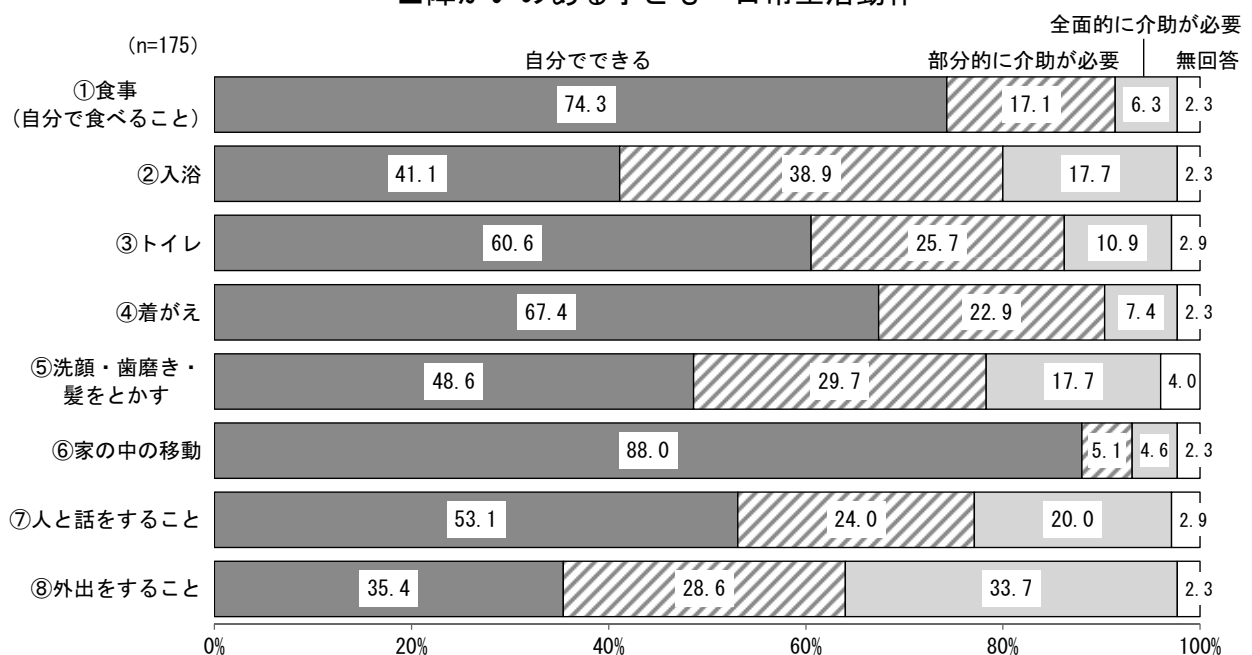


③ 日常生活動作* (ADL)

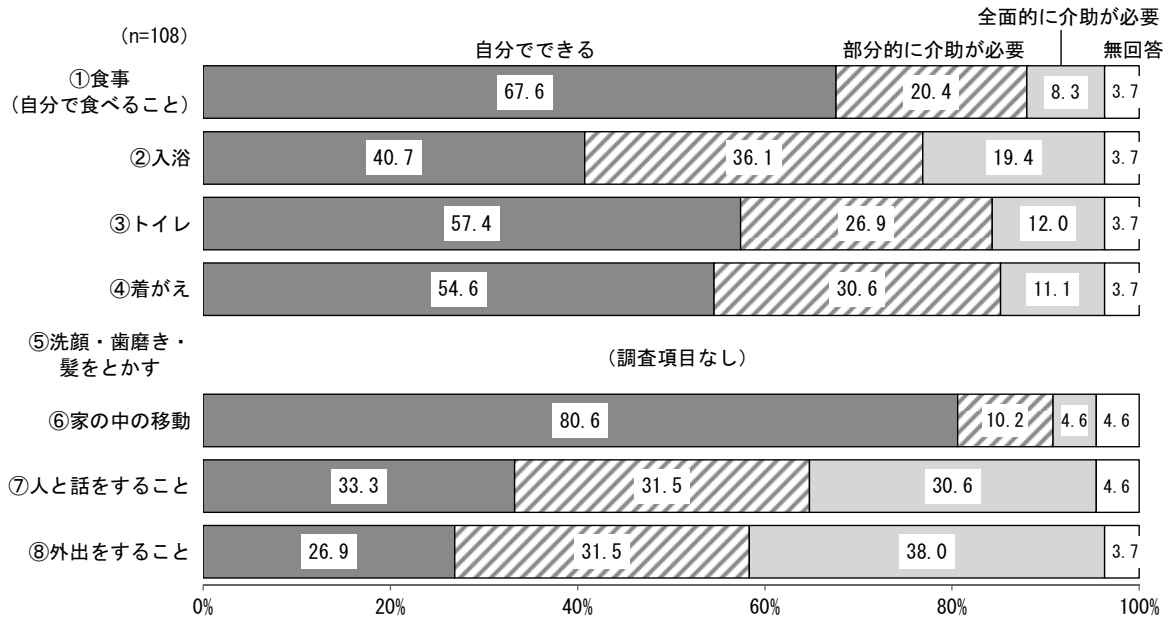
障がいのある子どもに、日常生活動作の介助の必要性として、8項目についてたずねたところ、介助が必要という割合（「部分的に介助が必要」「全面的に介助が必要」の計）では、『⑧外出をすること』が62.3%と最も高く、次いで『②入浴』が56.6%、『⑤洗顔・歯磨き・髪をとかす』が47.4%、『⑦人と話をする事』が44.0%となっています。一方、「自分でできる」は、『⑥家の中の移動』で88.0%、『①食事(自分で食べる事)』で74.3%と高くなっています。

前回調査と比べると、いずれの項目も「自分でできる」という割合は増加しています。

■障がいのある子ども 日常生活動作

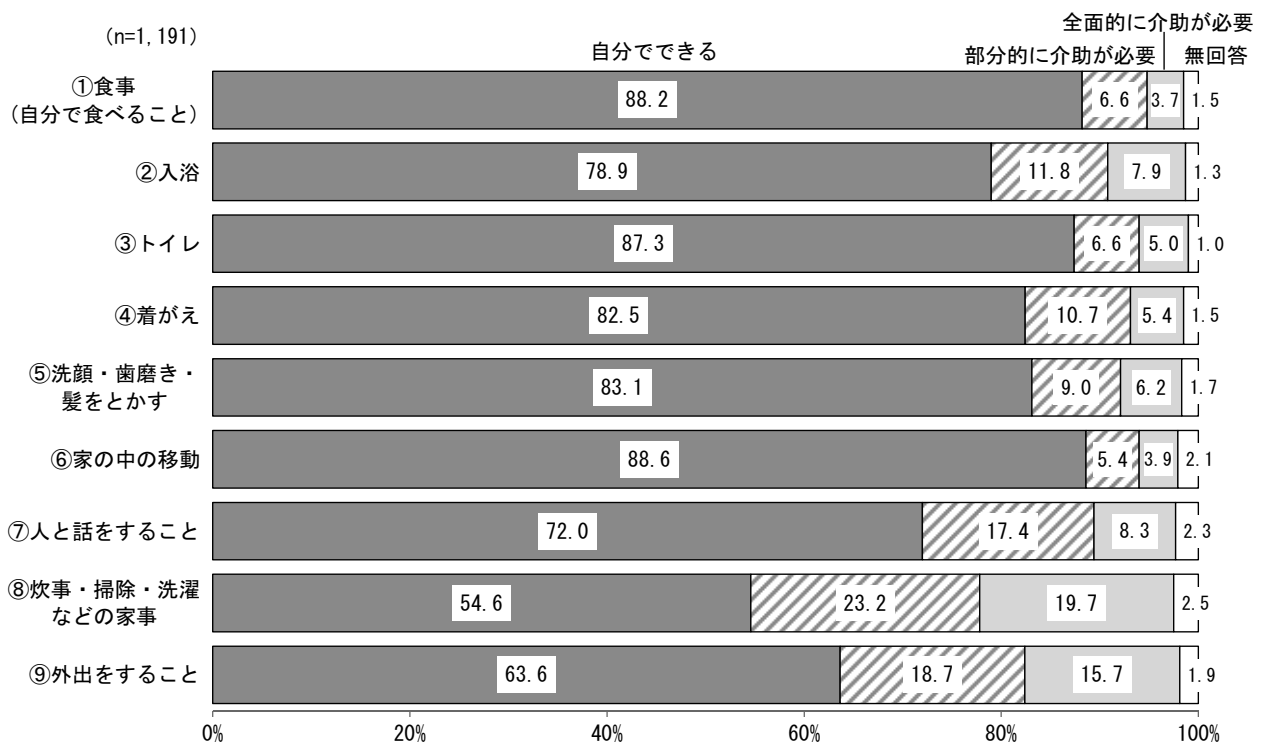


■障がいのある子ども 日常生活動作／前回調査

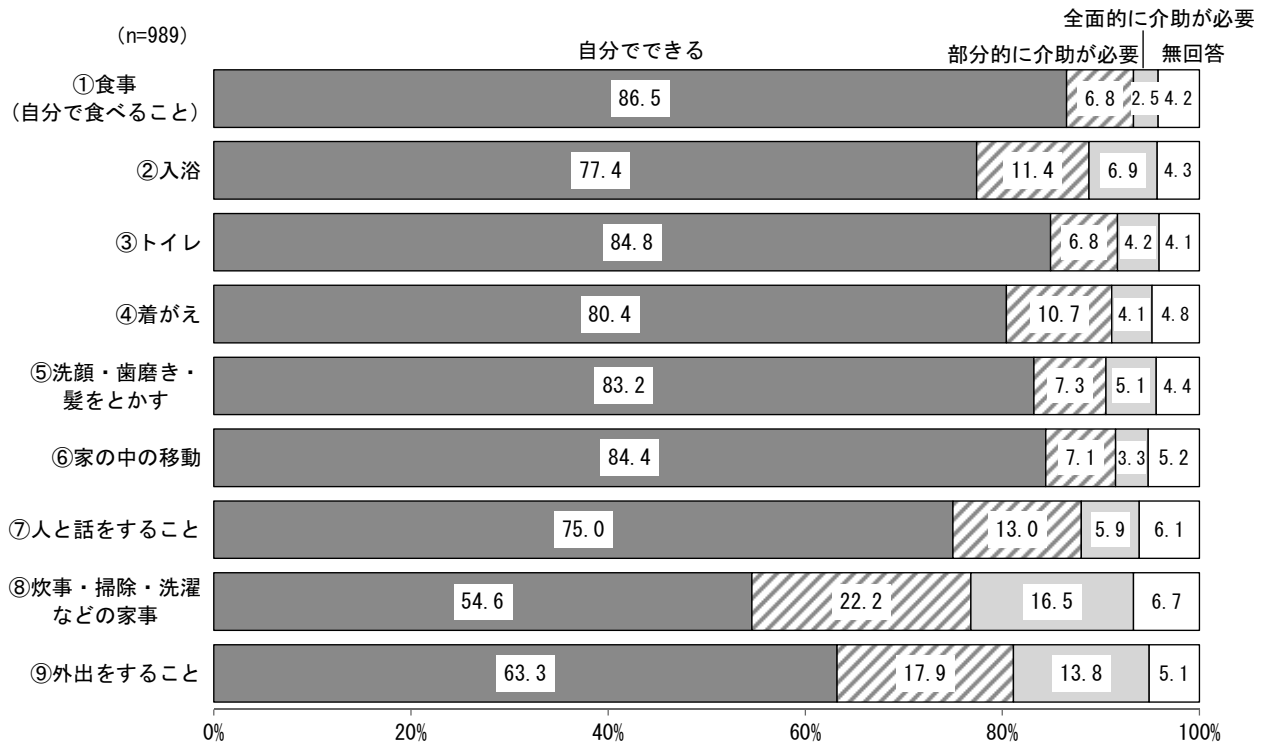


身体障がいのある人に、日常生活動作の介助の必要性として、9項目についてたずねたところ、介助が必要という割合（「部分的に介助が必要」「全面的に介助が必要」の計）では、『⑧炊事・掃除・洗濯などの家事』が42.9%と最も高く、次いで『⑨外出をすること』で34.4%、『⑦人と話をすること』で25.7%、『②入浴』で19.7%となっています。一方、このほかの項目はいずれも「自分でできる」が8割台を占めており、前回調査と比べ同様の傾向となっています。

■障がいのある人全体 日常生活動作

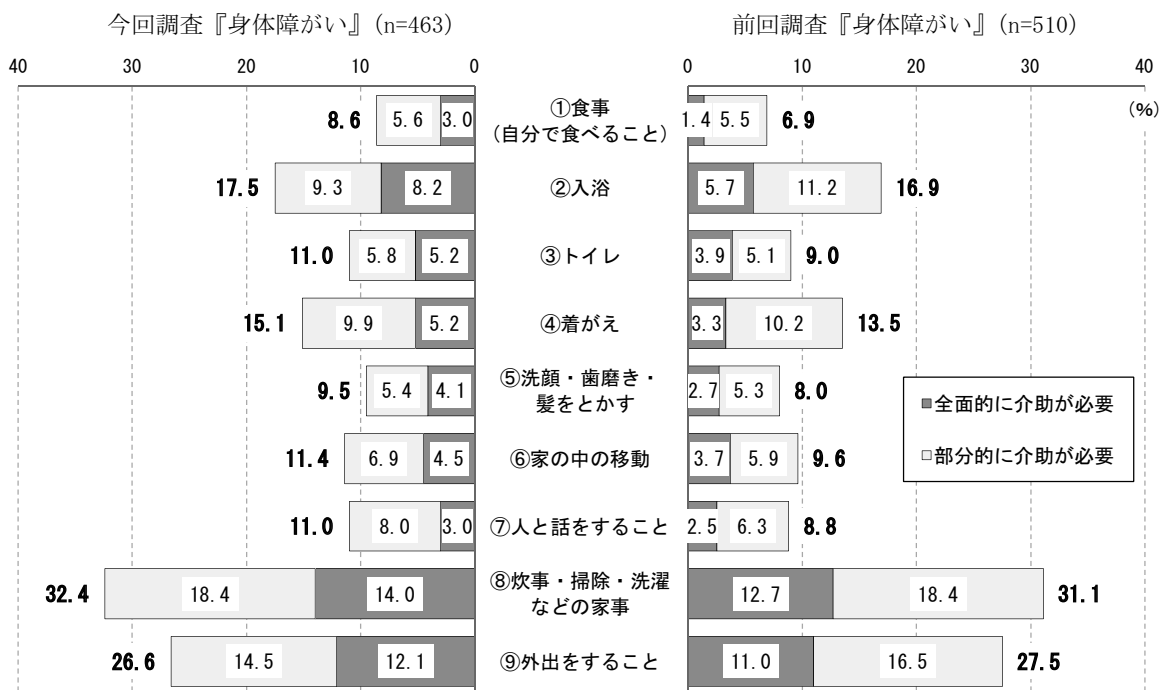


■障がいのある人全体 日常生活動作／前回調査

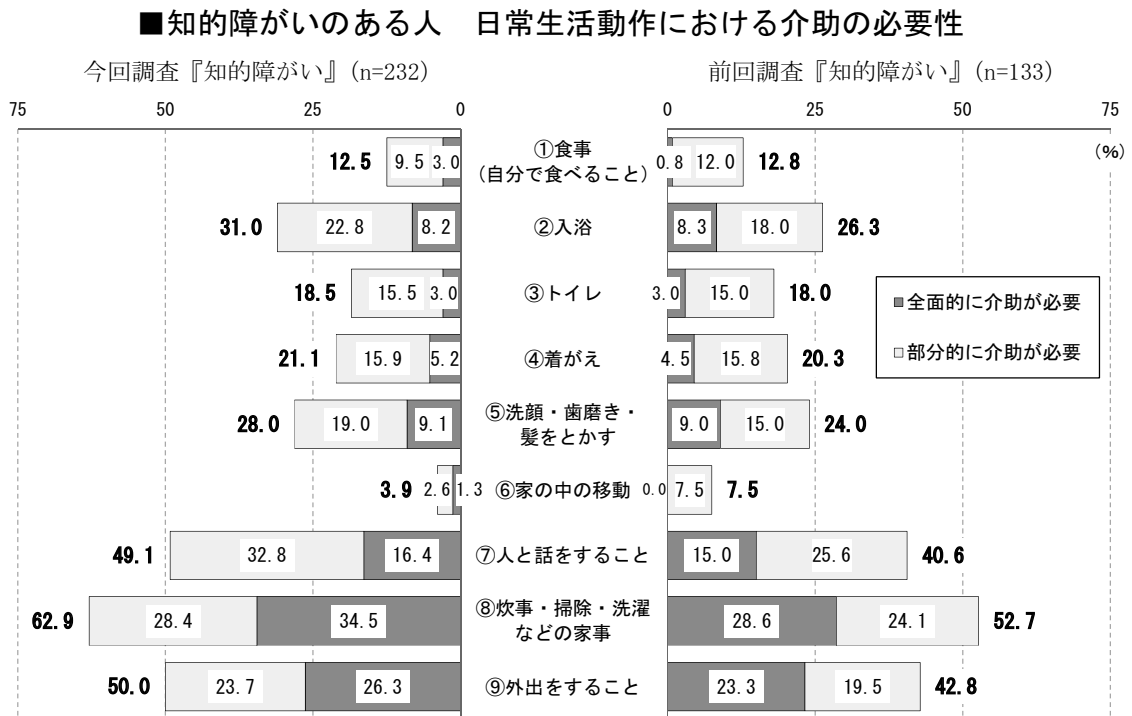


障がいの種類別にみると、身体障がいでは、介助が必要という割合が『⑧炊事・掃除・洗濯などの家事』で32.4%と最も多く、次いで『⑨外出をすること』で26.6%、『②入浴』で17.5%となっており、前回調査と同程度となっています。

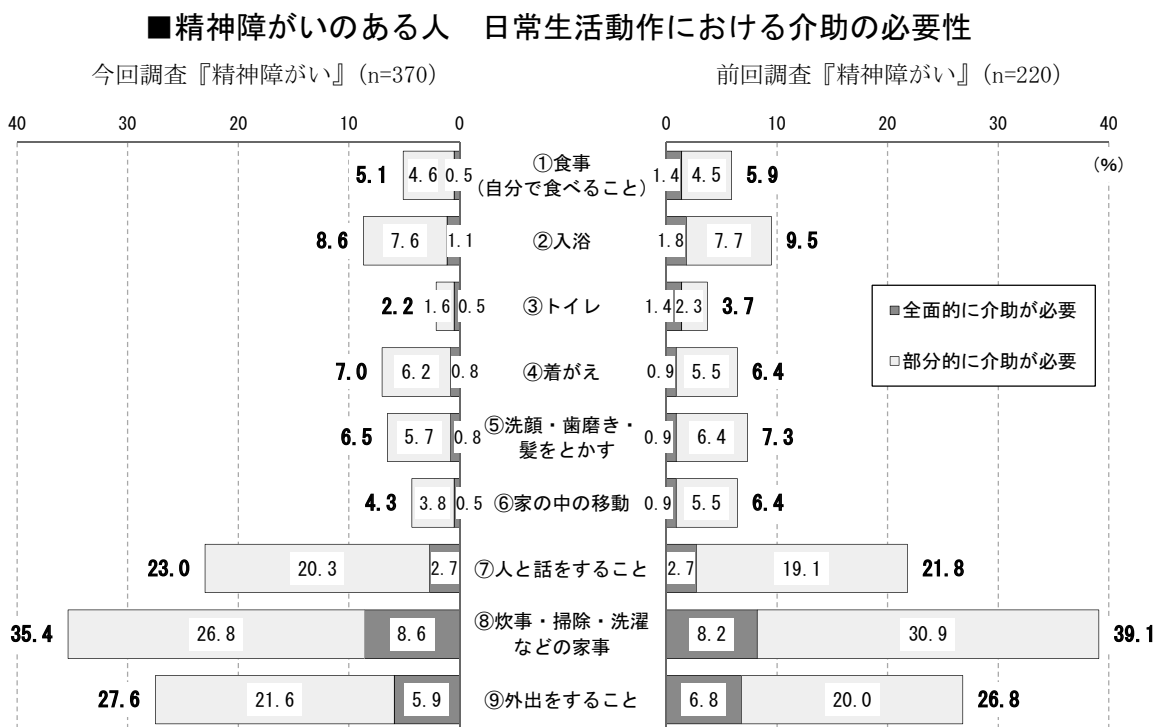
■身体障がいのある人 日常生活動作における介助の必要性



知的障がいでは、介助が必要という割合が『⑧炊事・掃除・洗濯などの家事』で62.9%と最も多く、次いで『⑨外出をすること』で50.0%、『⑦人と話をすること』で49.1%となっており、いずれも前回調査と比べて割合が増加しています。

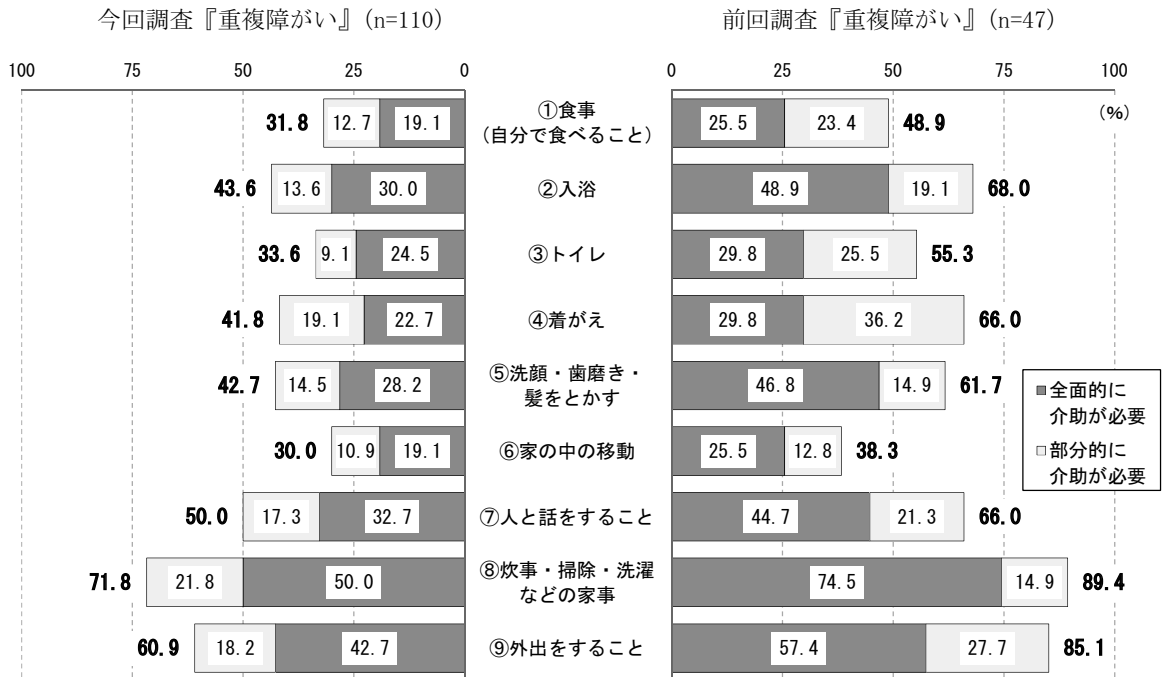


精神障がいでは、介助が必要という割合が『⑧炊事・掃除・洗濯などの家事』で35.4%と最も多く、次いで『⑨外出をすること』で27.6%、『⑦人と話をすること』で23.0%となっており、前回調査と同程度となっています。



重複障がいのある人では、介助が必要という割合が『⑧炊事・掃除・洗濯などの家事』で71.8%と最も多く、次いで『⑨外出をすること』で60.9%、『⑦人と話をすること』で50.0%となっています。また、いずれの項目も前回調査と比べて割合が減少しています。

■重複障がいのある人 日常生活動作における介助の必要性

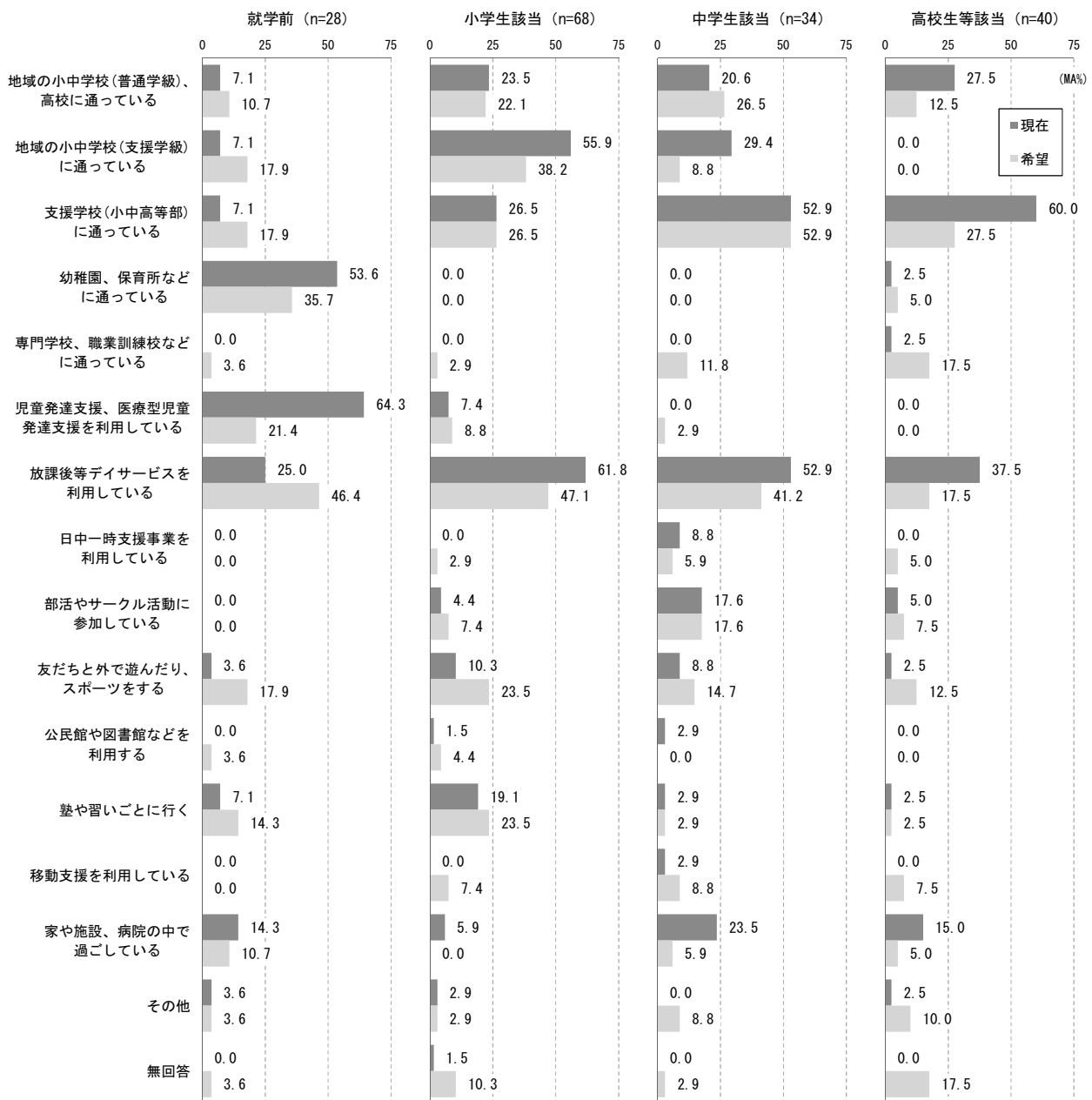


④ 障がいのある子どもの平日・休日の過ごし方

現在の平日の過ごし方について、年齢区分別にみると、就学前では「児童発達支援、医療型児童発達支援を利用している」が64.3%、「幼稚園、保育所などに通っている」が53.6%、小学生該当では「放課後等デイサービスを利用している」が61.8%、「地域の小中学校（支援学級）に通っている」が55.9%、中学生該当では「支援学校*（小中高等部）に通っている」、「放課後等デイサービスを利用している」がともに52.9%、高校生等該当では「支援学校（小中高等部）に通っている」が60.0%と、それぞれ多くなっています。

一方、希望する平日の過ごし方は、就学前及び小学生該当では「放課後等デイサービスを利用している」、中学生該当及び高校生等該当では「支援学校（小中高等部）に通っている」が、それぞれ最も高くなっています。

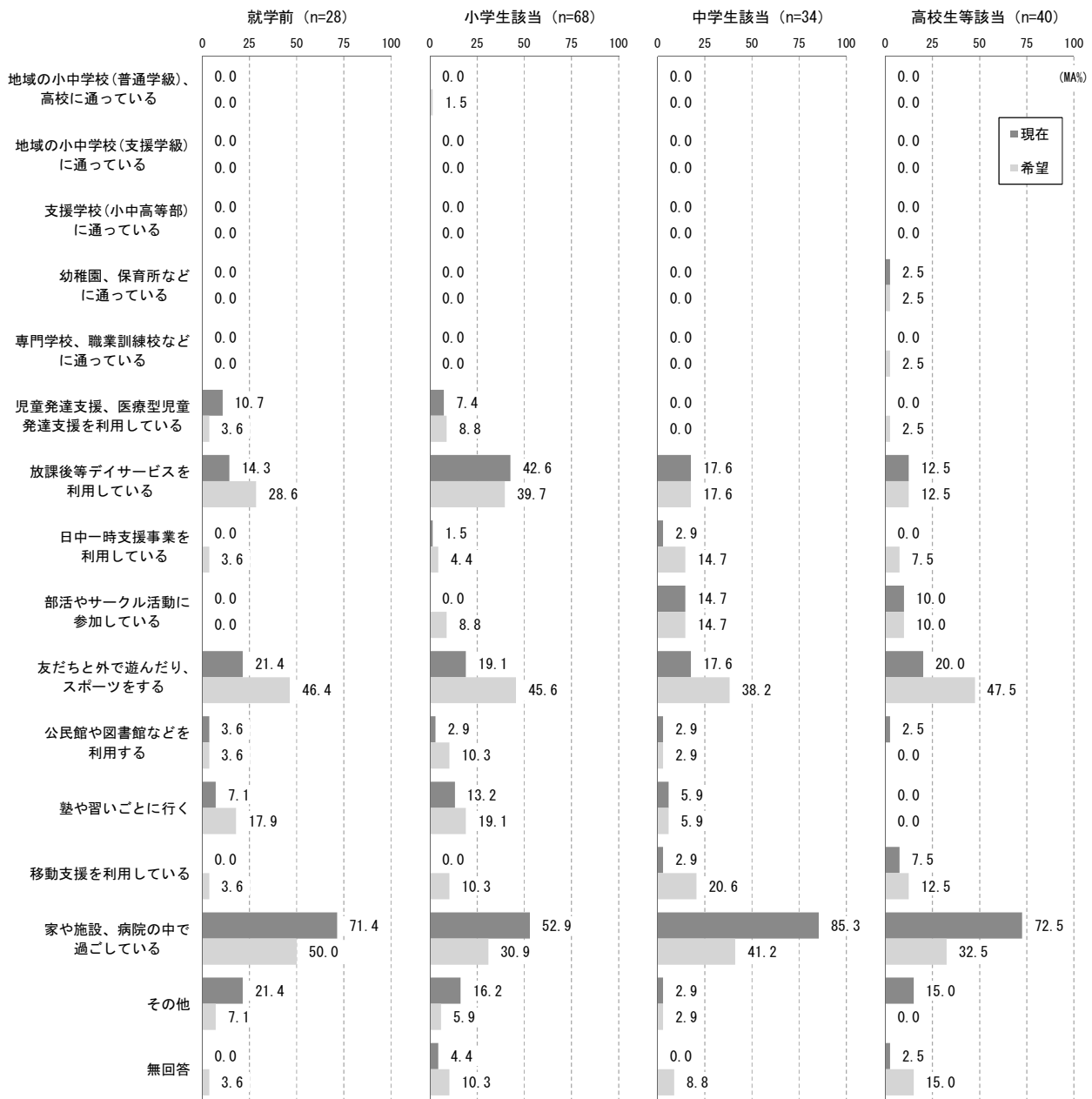
■障がいのある子どもの年齢区分別 平日の過ごし方



現在の休日の過ごし方について、いずれも「家や施設、病院の中で過ごしている」が最も多くなっています。また、小学生該当では「放課後等デイサービスを利用している」が42.6%と高くなっています。

一方、希望する休日の過ごし方としては、就学前及び中学生該当では「家や施設、病院の中で過ごしている」、小学生該当及び高校生等該当では「友だちと外で遊んだり、スポーツをする」が、それぞれ最も多くなっています。

■障がいのある子どもの年齢区分別 休日の過ごし方

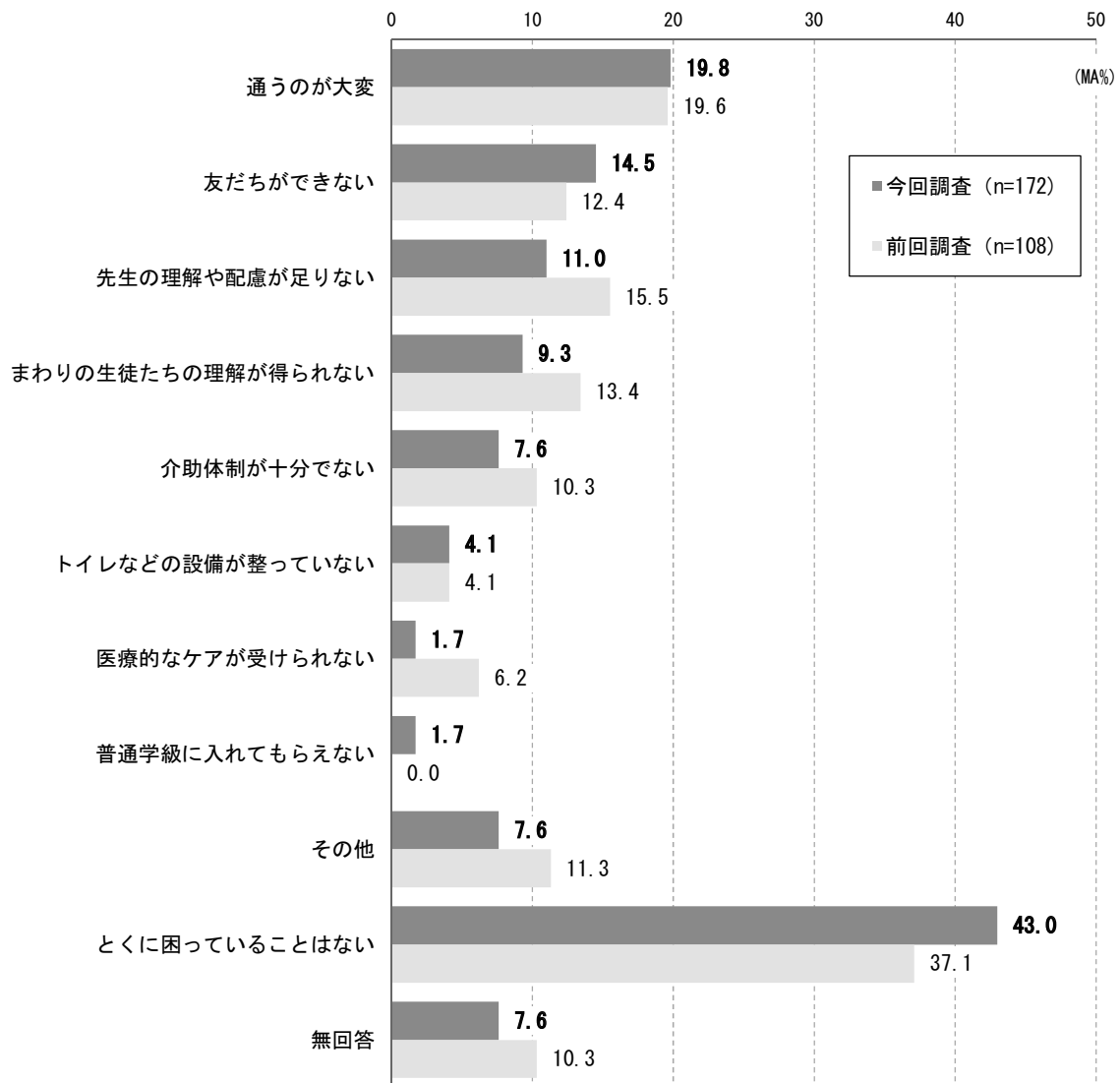


⑤ 障がいのある子どもの学校や通所施設等での困りごと

全体では、「とくに困っていることはない」及び無回答を除くと、学校や通所施設等に通っている人のうち、何らかの困りごとがあるという割合は、障がい児全体の約半数（49.4%）となっており、具体的には、「通うのが大変」が19.8%と高く、次いで「友だちができない」が14.5%、「先生の理解や配慮が足りない」が11.0%となっています。

前回調査と比べると、「先生の理解や配慮が足りない」、「まわりの生徒たちの理解が得られない」、「介助体制が十分でない」、「医療的なケアが受けられない」がいずれも低下しており、「とくに困っていることはない」が5.9ポイント上昇しています。

■障がいのある子ども 学校等の生活で困っていること／前回調査との比較

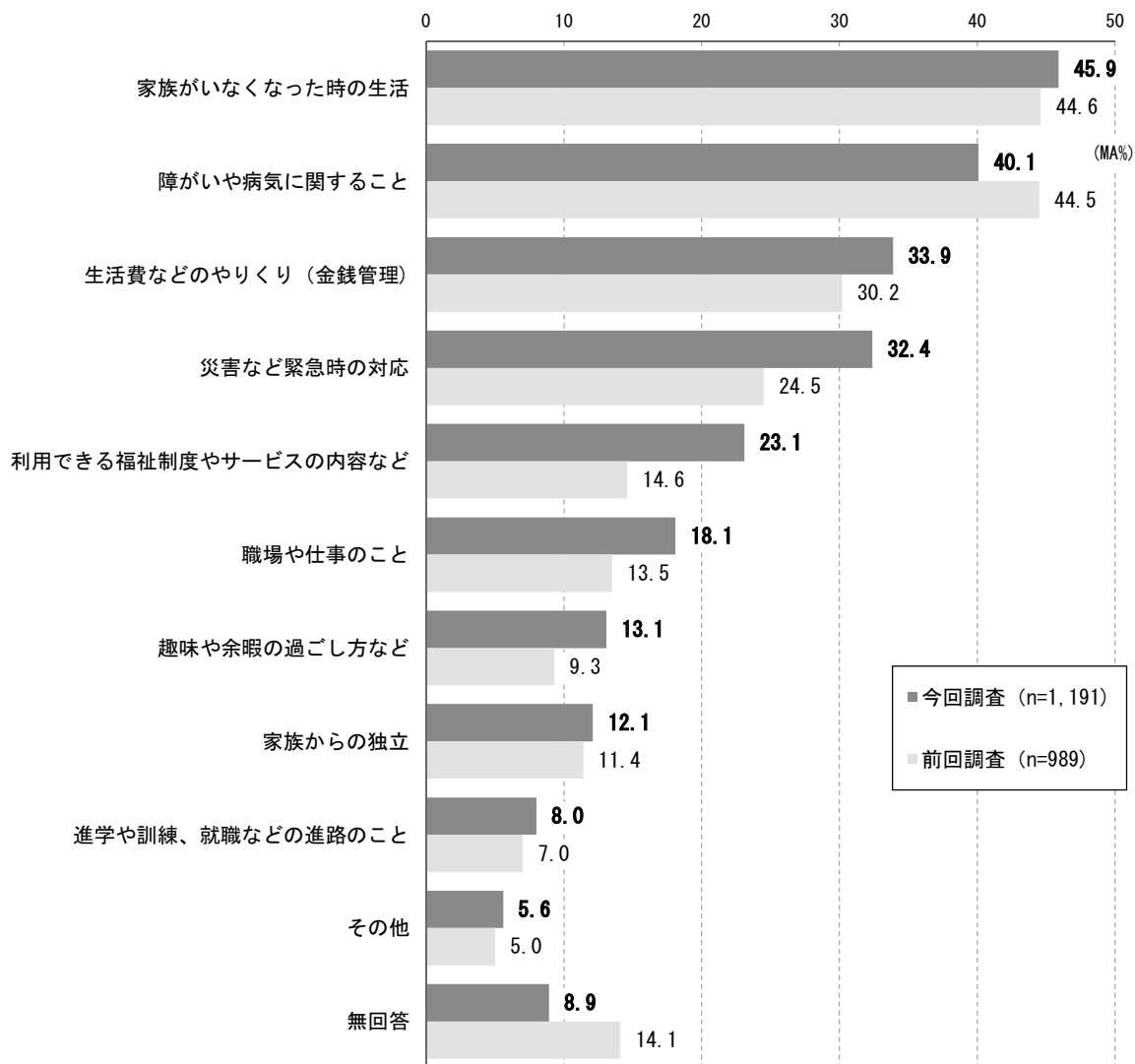


⑥ 生活する上で困っていること

障がいのある人が、困っていることや心配に思っていることでは、「家族がいなくなった時の生活」が45.9%と最も高く、次いで「障がいや病気に関すること」が40.1%、「生活費などのやりくり（金銭管理）」が33.9%、「災害など緊急時の対応」が32.4%となっています。

前回調査と比べると、「利用できる福祉制度やサービスの内容など」（今回23.1%、前回14.6%）が8.5ポイント、「災害など緊急時の対応」（今回32.4%、前回24.5%）が7.9ポイントの上昇となっています。

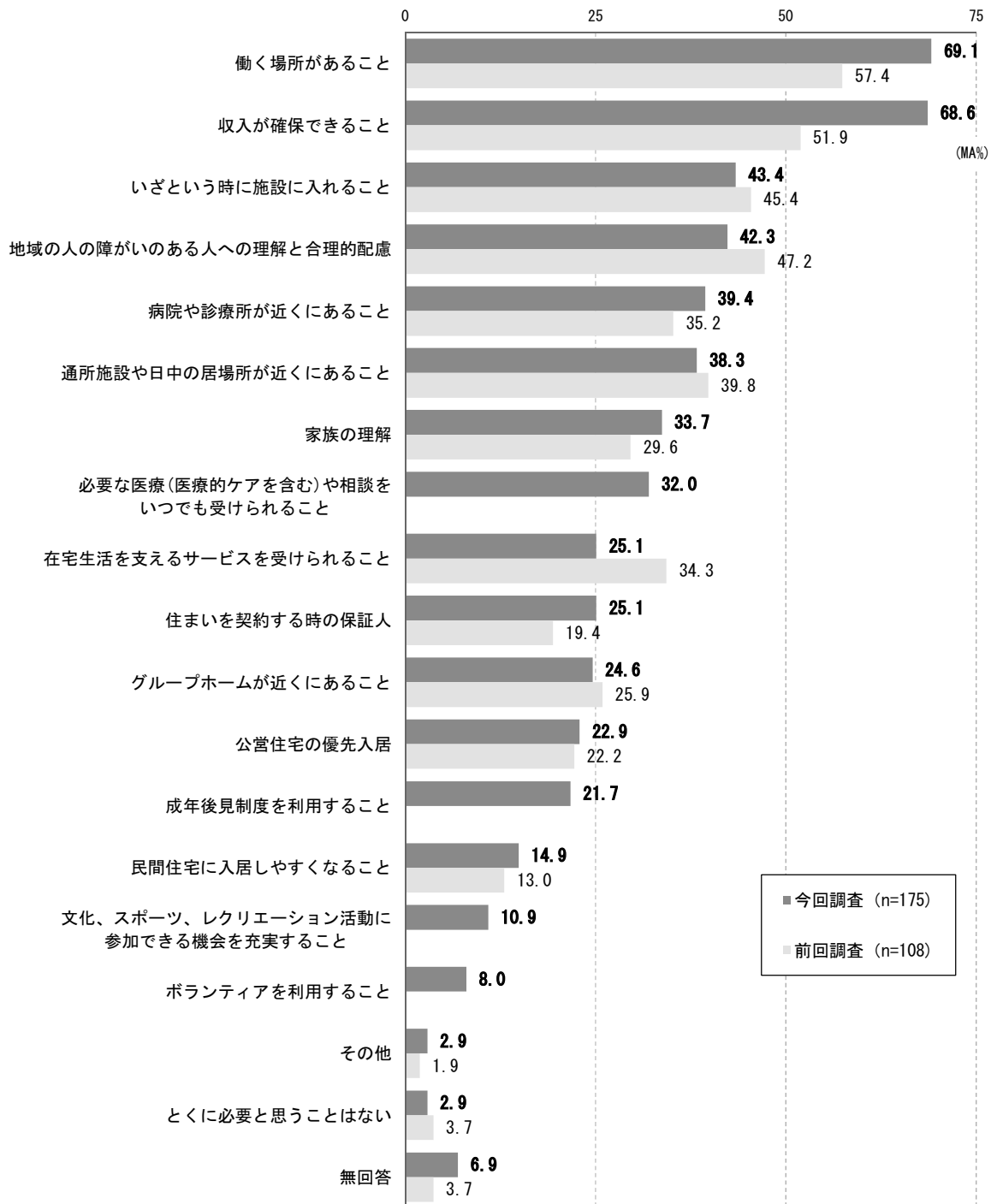
■障がいのある人の困りごと・心配なこと／前回調査との比較



⑦ 障がいのある子どもの将来の暮らしを実現するために必要なこと

障がいのある子どもが、将来の暮らしを実現するために必要なことでは、「働く場所があること」が69.1%、「収入が確保できること」が68.6%で、それぞれ前回調査から上昇しています。続いて、「いざという時に施設に入れること」が43.4%、「地域の人々の障がいのある人への理解と合理的配慮^{*}」が42.3%、「病院や診療所が近くにあること」が39.4%などとなっています。

■障がいのある子ども 将来の進路希望／前回調査との比較

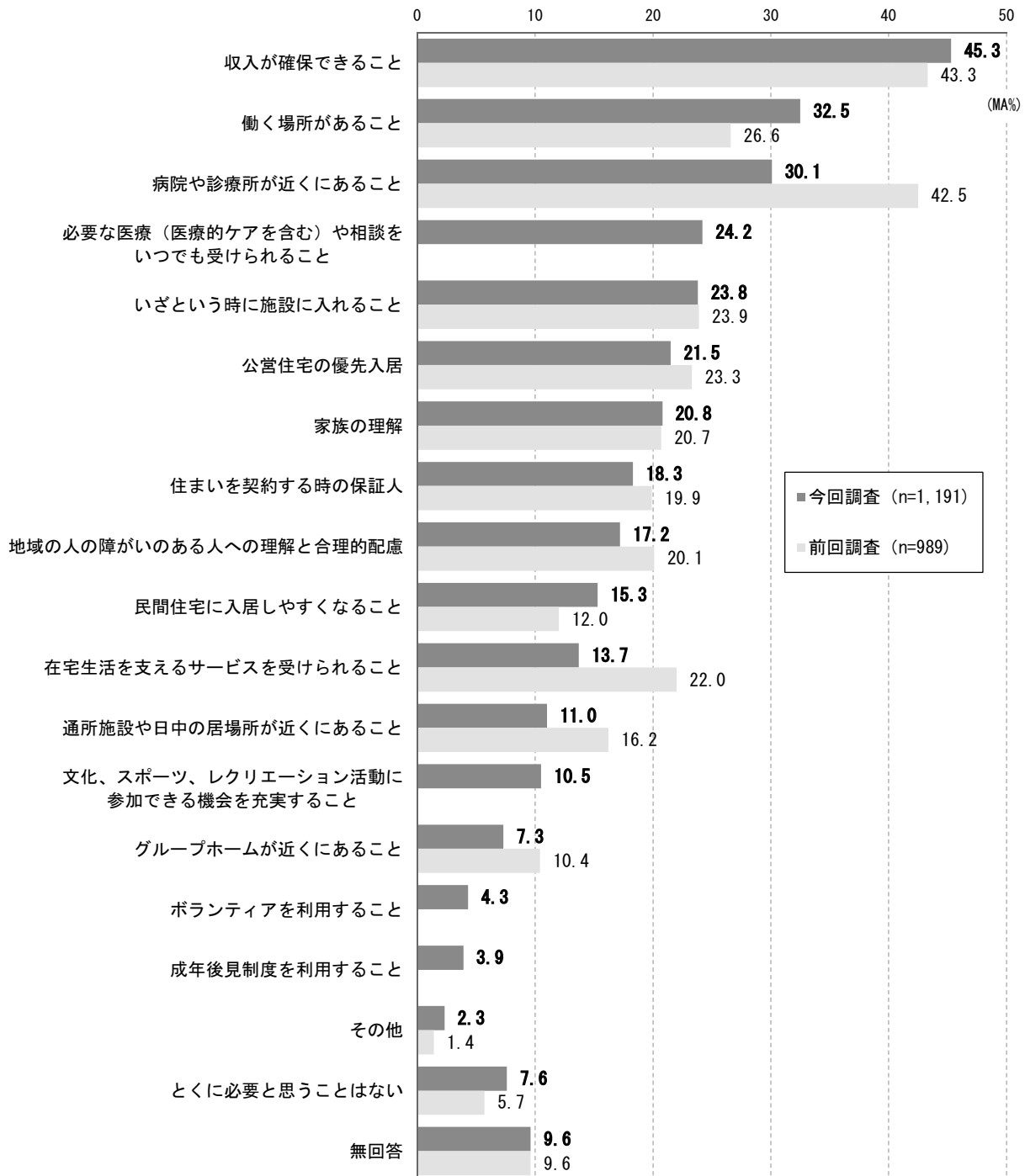


⑧ 障がいのある人の将来の暮らしを実現するために必要なこと

障がいのある人が、将来の暮らしを実現するために必要なことでは、「収入が確保できること」が45.3%と最も高く、次いで「働く場所があること」が32.5%、「病院や診療所が近くにあること」が30.1%となっています。

前回調査と比べると、「働く場所があること」（前回26.6%）が5.9ポイント増に対し、「病院や診療所が近くにあること」（前回42.5%）が12.4ポイント減となっています。

■障がいのある人 将来の暮らしを実現するために必要なこと／前回調査との比較

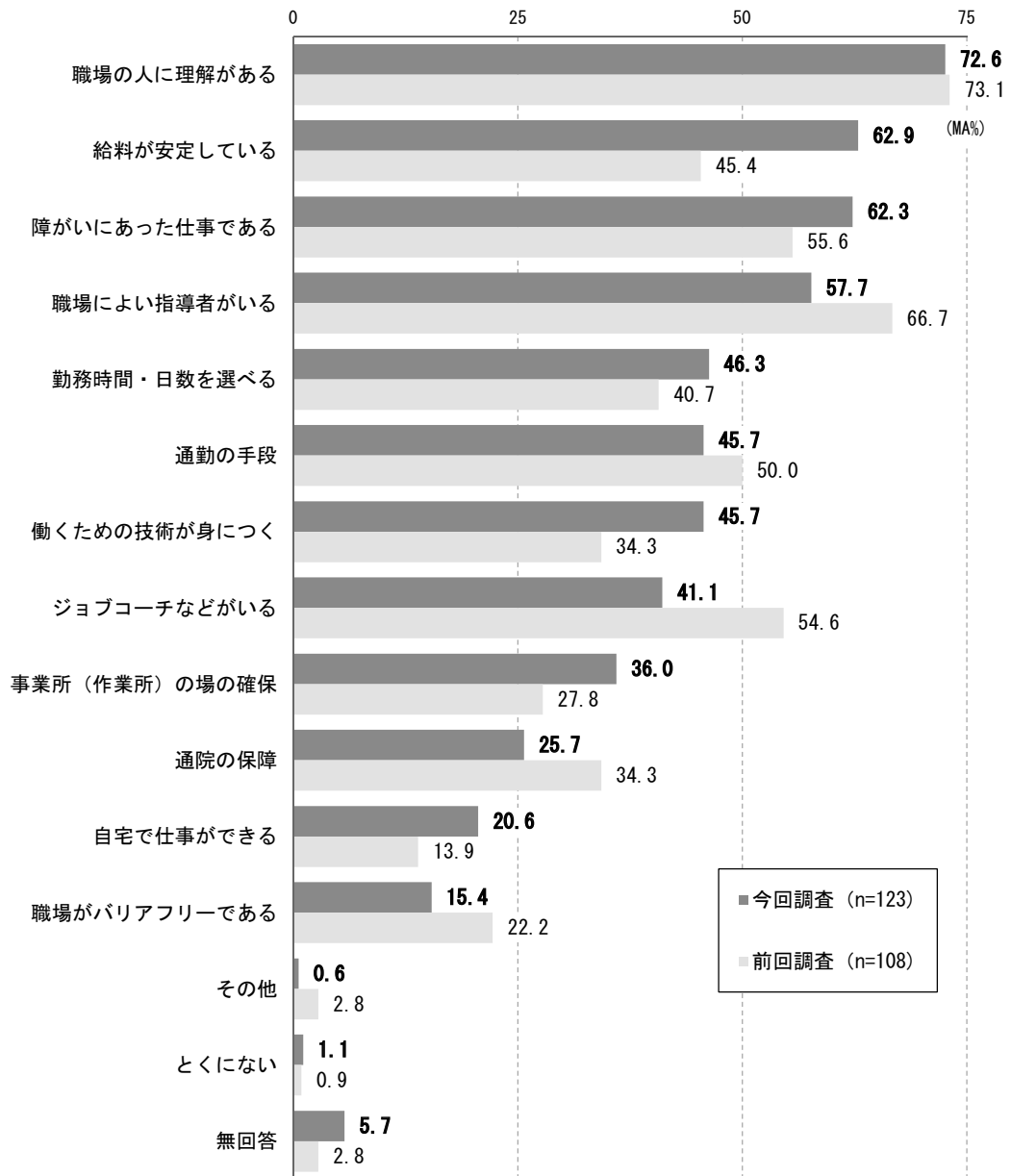


⑨ 障がいのある子どもがよりよく働くために必要な環境

障がいのある子どもがよりよく働くために必要と思う環境では、「職場の人に理解がある」が72.6%と最も高く、次いで「給料が安定している」が62.9%、「障がいにあった仕事である」が62.3%、「職場により指導者がいる」が57.7%となっています。

前回調査と比べると、「給料が安定している」(前回45.4%)が17.5ポイント、「働くための技術が身につく」(今回45.7%、前回34.3%)が11.4ポイント、それぞれ上昇しています。

■障がいのある子どもがよりよく働くために必要な環境／前回調査との比較

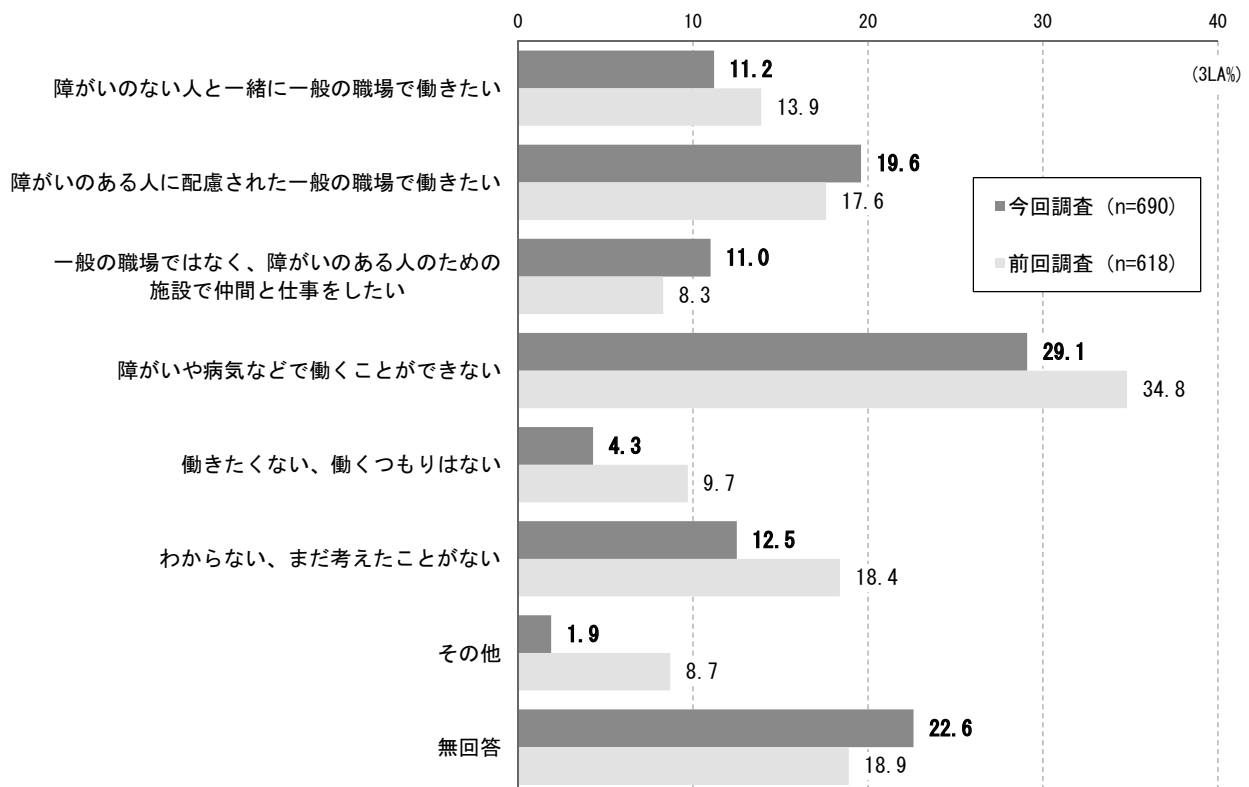


⑩ 障がいのある人の就労意向

障がいのある人の今後働くことについての考えでは、「障がいや病気などで働くことができない」が29.1%と最も高く、「障がいのある人に配慮された一般の職場で働きたい」が19.6%などとなっています。

前回調査と比べると、「障がいのない人と一緒に一般の職場で働きたい」（今回11.2%、前回13.9%）が2.7ポイント低下しているのに対し、「障がいのある人に配慮された一般の職場で働きたい」（今回19.6%、前回17.6%）は2.0ポイント、「一般の職場ではなく、障がいのある人のための施設で仲間と仕事をしたい」（今回11.0%、前回8.3%）は2.7ポイントの上昇となっています。

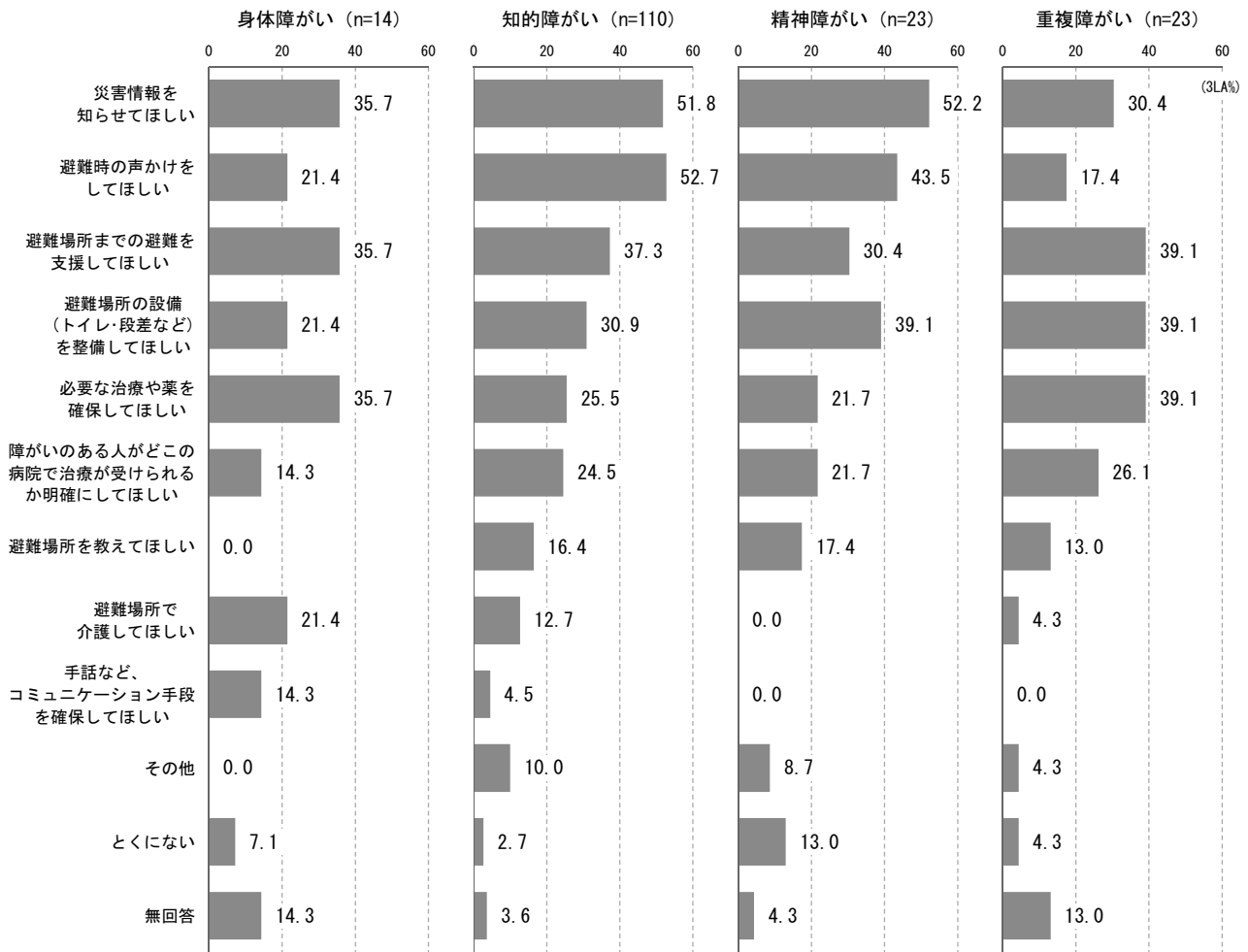
■障がいのある人の就労意向／前回調査との比較



⑪ 災害時の心配

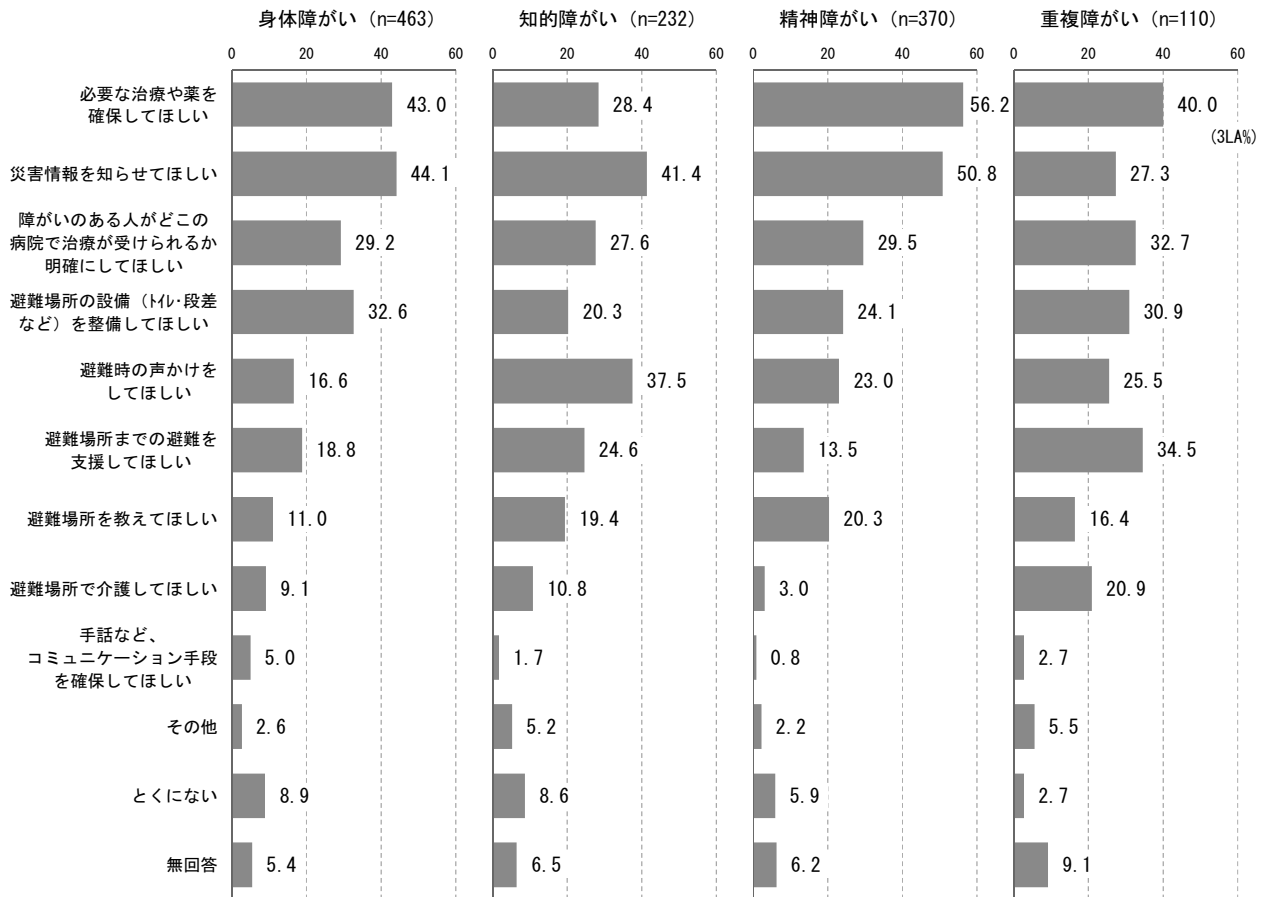
障がいのある子どもの障がい種類別にみた災害時に必要な支援については、「災害情報を知らせてほしい」が精神障がいで52.2%、知的障がいで51.8%、「避難時の声かけをしてほしい」が知的障がいで52.7%、精神障がいで43.5%と、それぞれ身体障がいに比べて高い割合となっています。一方、身体障がいで「必要な治療や薬を確保してほしい」が35.7%と、知的障がい及び精神障がいに比べて高くなっています。

■障がいのある子どもにとって災害時に必要な支援 障がいの種類別



障がいのある人の障がい種類別にみた災害時に必要な支援については、精神障がいで「必要な治療や薬を確保してほしい」が56.2%、「災害情報を知らせてほしい」が50.8%、知的障がいで「避難時の声かけをしてほしい」が37.5%、重複障がいで「避難場所までの避難を支援してほしい」が34.5%と、それぞれ他の障がいに比べて高い割合となっています。

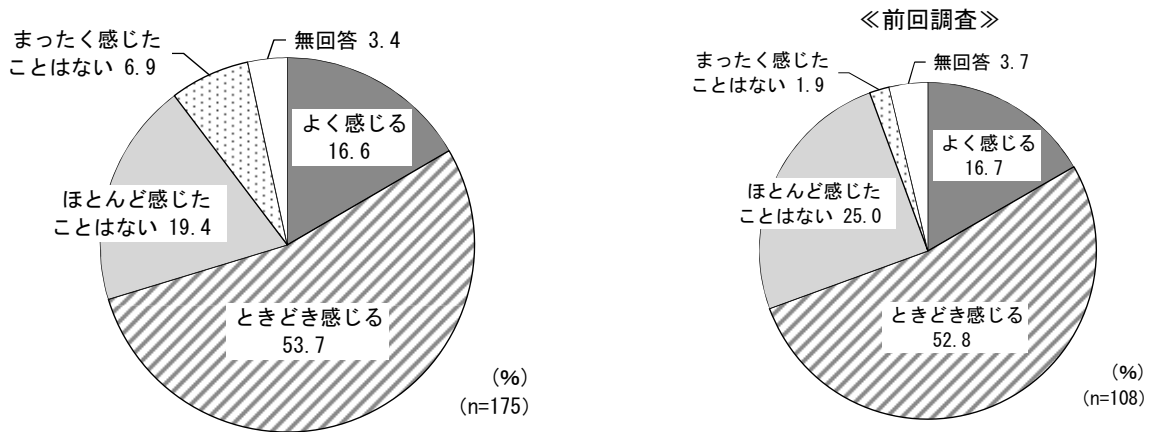
■障がいのある人にとって災害時に必要な支援 障がいの種類別



⑫ 差別や偏見等を感じることの有無

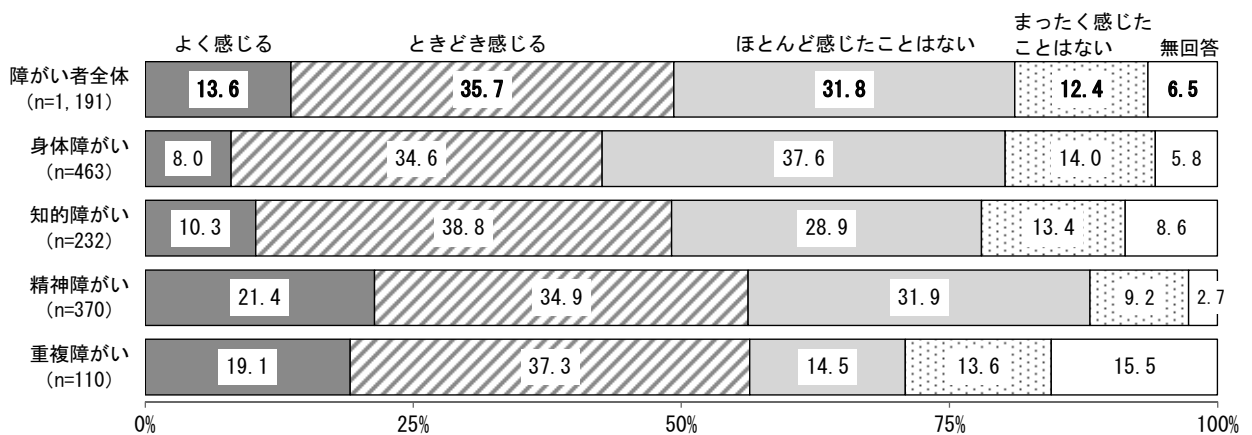
障がいのある子どもが、ふだんの生活の中で差別や偏見などを「ときどき感じる」割合は53.7%と高く、「よく感じる」(16.6%)を合わせると、差別や偏見などを感じるという割合は約7割(70.3%)を占めます。前回調査でも、差別を感じるという割合は69.5%と同程度です。

■障がいの子ども 差別・偏見等を感じるか



ふだんの生活の中で差別や偏見などについて、障がいのある人では、「ときどき感じる」が35.7%で、「よく感じる」(13.6%)と合わせると、差別や偏見などを感じるという割合が約半数(49.3%)を占めており、前回調査(計46.2%)から3.1ポイント増加しています。障がいの種類別にみると、「よく感じる」が、身体障がい(8.0%)、知的障がい(10.3%)で1割前後に対し、精神障がいでは21.4%、重複障がいでは19.1%と高くなっています。

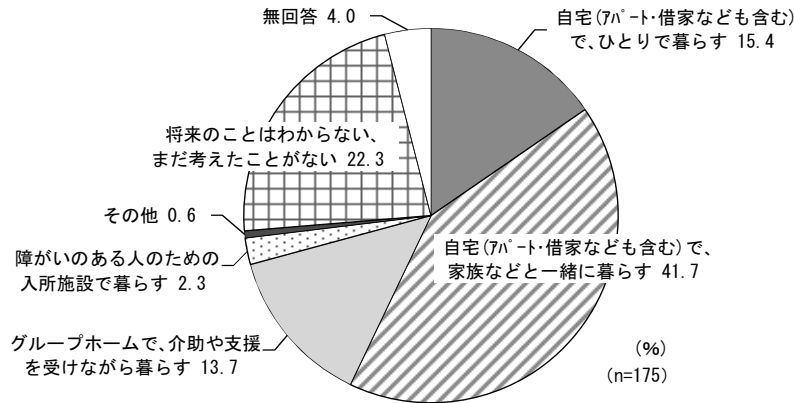
■障がいのある人 差別・偏見等を感じるか



⑬ 今後の暮らし方について

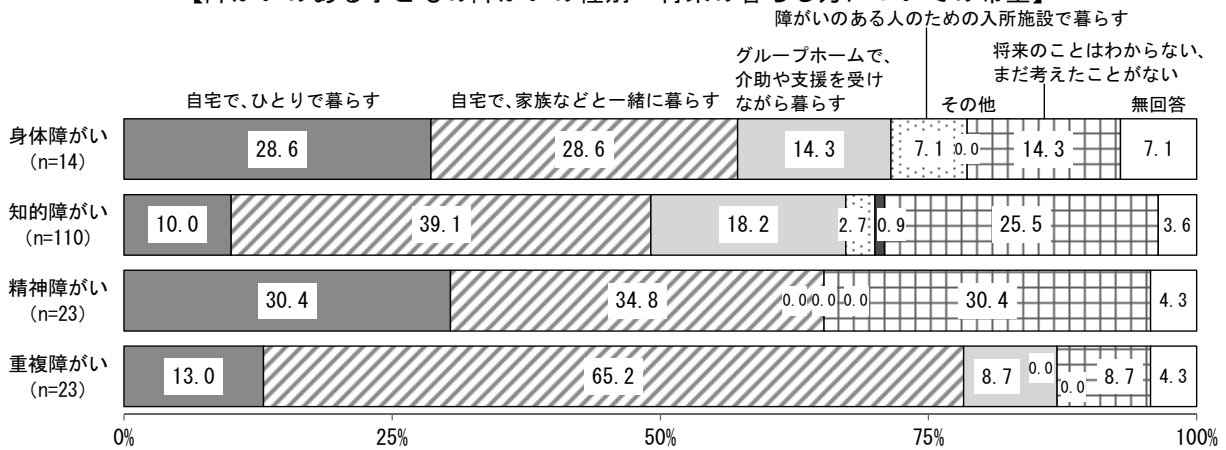
将来どのように暮らしたいかについては、「自宅(アパート・借家なども含む)で、家族などと一緒に暮らす」が41.7%と最も高く、「自宅(アパート・借家なども含む)で、ひとりで暮らす」(15.4%)を合わせると、自宅で暮らすことを希望する割合が半数以上(57.1%)を占めます。

■障がいのある子ども 将来の暮らし方の希望



障がいの種類別にみると、自宅で暮らすことを希望する割合が、重複障がいで78.2%と最も高く、精神障がいで65.2%、身体障がいで57.2%となっており、知的障がいで49.1%と最も低くなっています。

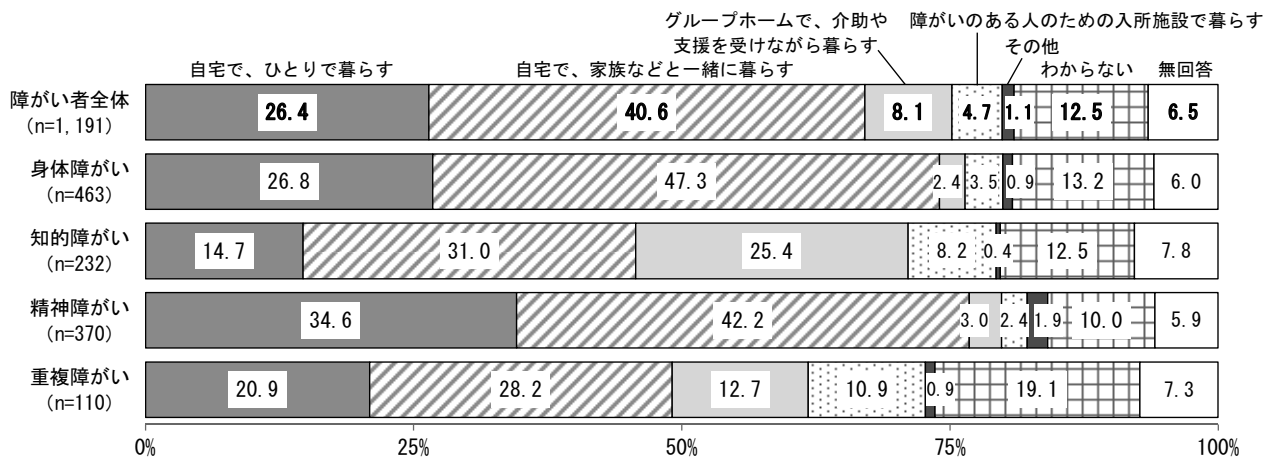
【障がいのある子どもの障がいの種別 将来の暮らし方についての希望】



将来どのように暮らしたいかについて、障がい者全体では、「自宅で、家族などと一緒に暮らす」が40.6%と最も高く、「自宅で、ひとりで暮らす」(26.4%)を合わせると、自宅で暮らすことを希望する割合が6割台(67.0%)を占めています。

障がいの種類別にみると、「自宅で、ひとりで暮らす」が、精神障がいで34.6%、「自宅で、家族などと一緒に暮らす」が、身体障がいで47.3%、「グループホームで、介助や支援を受けながら暮らす」が、知的障がいで25.4%となっています。

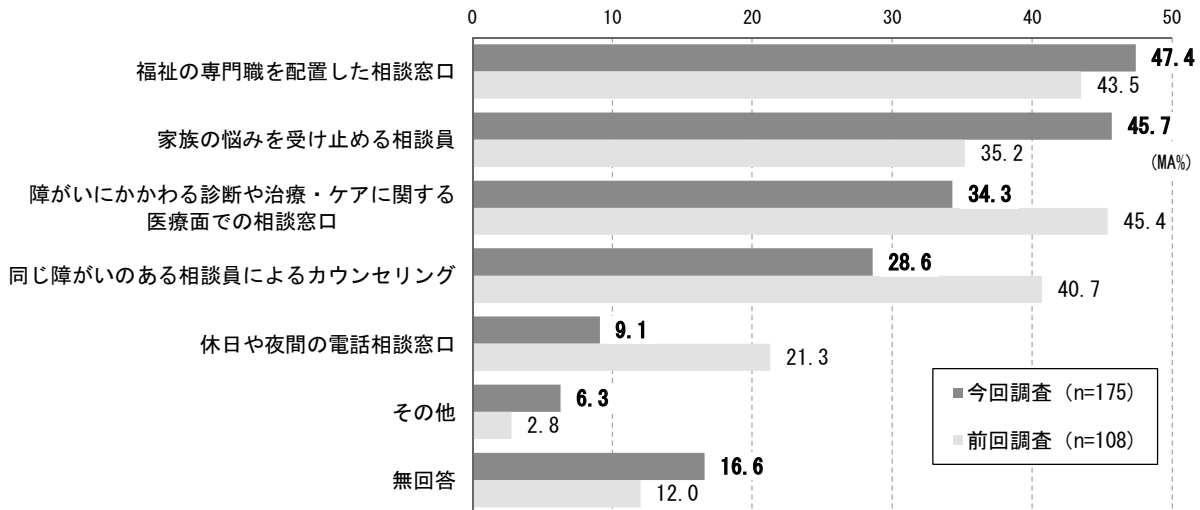
■障がいのある人の障がい種別 将来の暮らし方の希望



⑭ 今後の相談支援体制に希望すること

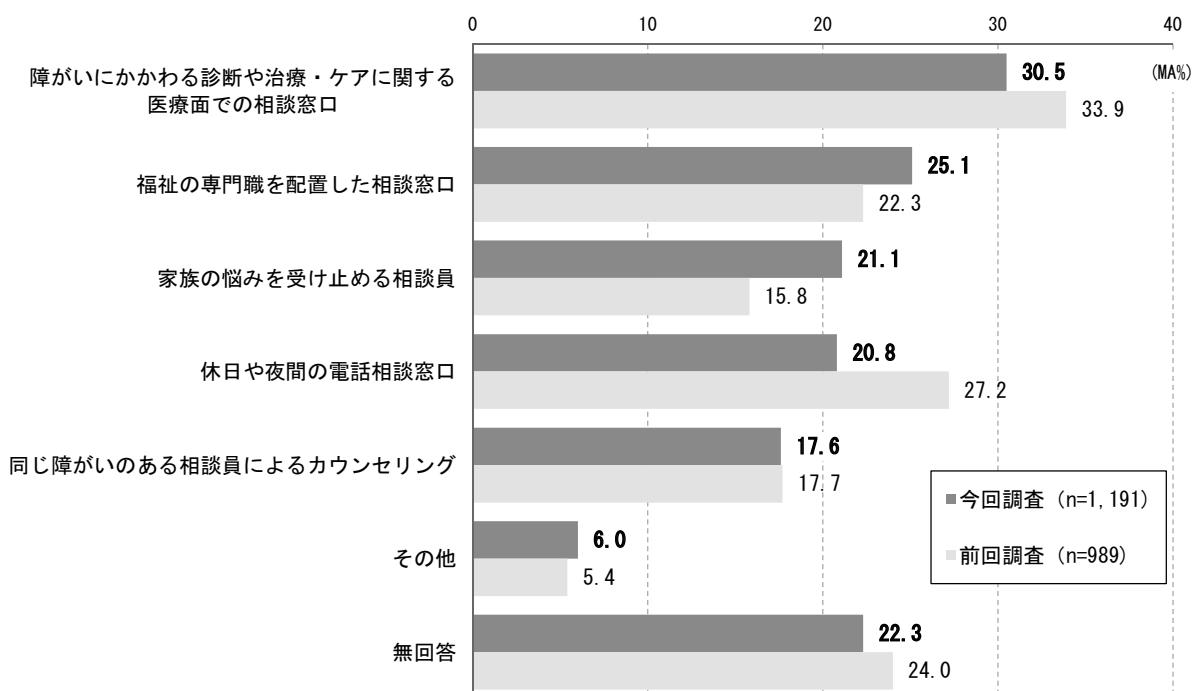
今後の相談支援体制についての希望としては、「福祉の専門職を配置した相談窓口」が47.4%、「家族の悩みを受け止める相談員」が45.7%と高く、前回調査から上昇しています。一方、そのほかの項目は、いずれも10ポイント以上低くなっています。

■障がいのある子ども 相談支援体制への希望



今後の相談支援体制についての希望としては、「障がいにかかわる診断や治療・ケアに関する医療面での相談窓口」が30.5%と最も高くなっています。前回調査と比べ「家族の悩みを受け止める相談員」(今回21.1%、前回15.8%)が5.3ポイント上昇しています。

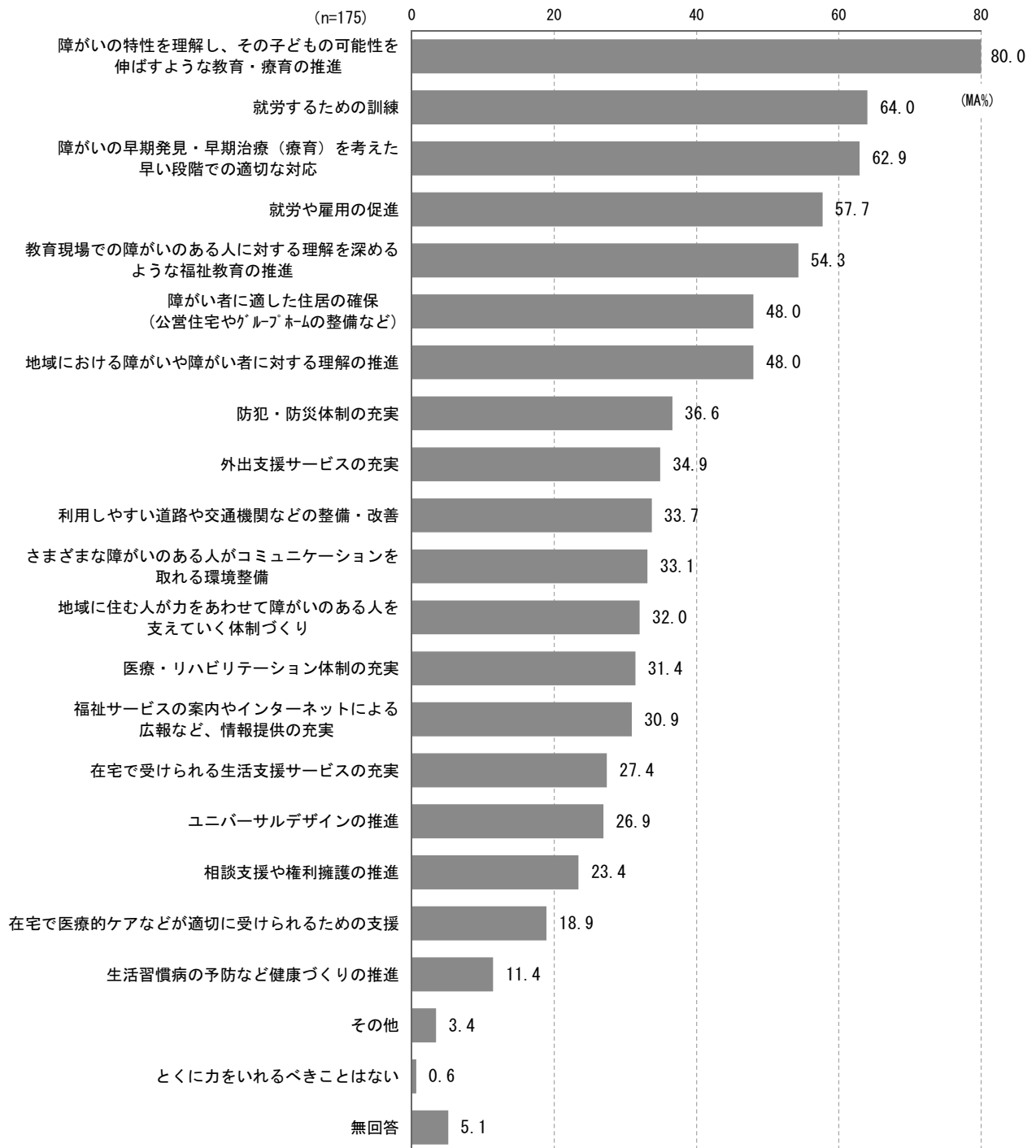
■障がいのある人 相談支援体制への希望



⑮ 暮らしやすいまちづくりに必要なこと

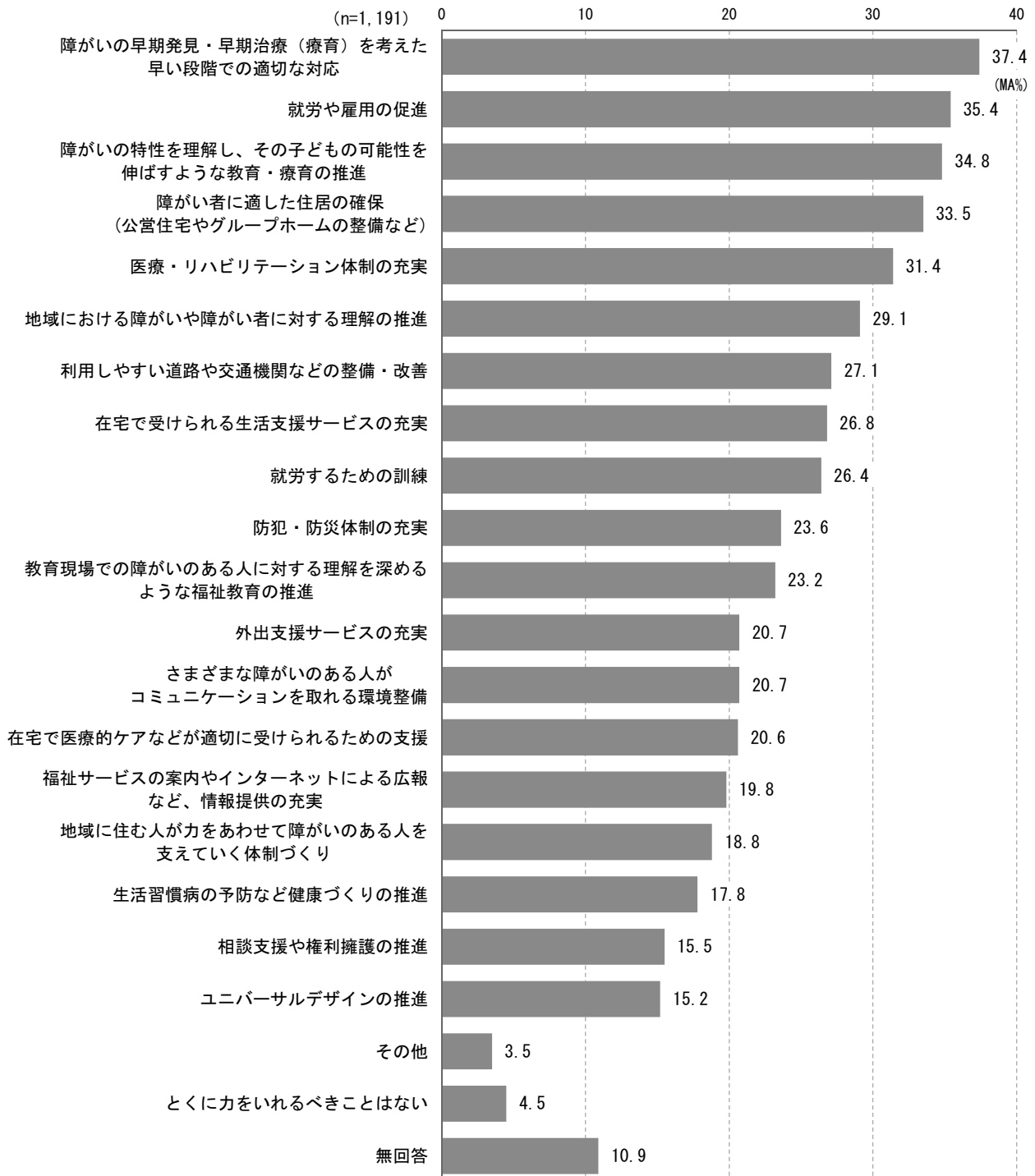
障がいのある子どもにとって、暮らしやすいまちづくりを進めるために力を入れるべきこととしては、「障がいの特性を理解し、その子どもの可能性を伸ばすような教育・療育の推進」が80.0%と最も高く、次いで「就労するための訓練」が64.0%、「障がいの早期発見・早期治療（療育）を考えた早い段階での適切な対応」が62.9%、「就労や雇用の促進」が57.7%などとなっています。

■障がいのある子ども 暮らしやすいまちづくりに必要なこと



障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりを進めるために力を入れるべきこととしては、「障がいの早期発見・早期治療（療育）を考えた早い段階での適切な対応」が37.4%と最も高く、次いで「就労や雇用の促進」が35.4%、「障がいの特性を理解し、その子どもの可能性を伸ばすような教育・療育の推進」が34.8%、「障がい者に適した住居の確保（公営住宅やグループホームの整備など）」が33.5%などとなっています。

■障がいのある人 暮らしやすいまちづくりに必要なこと



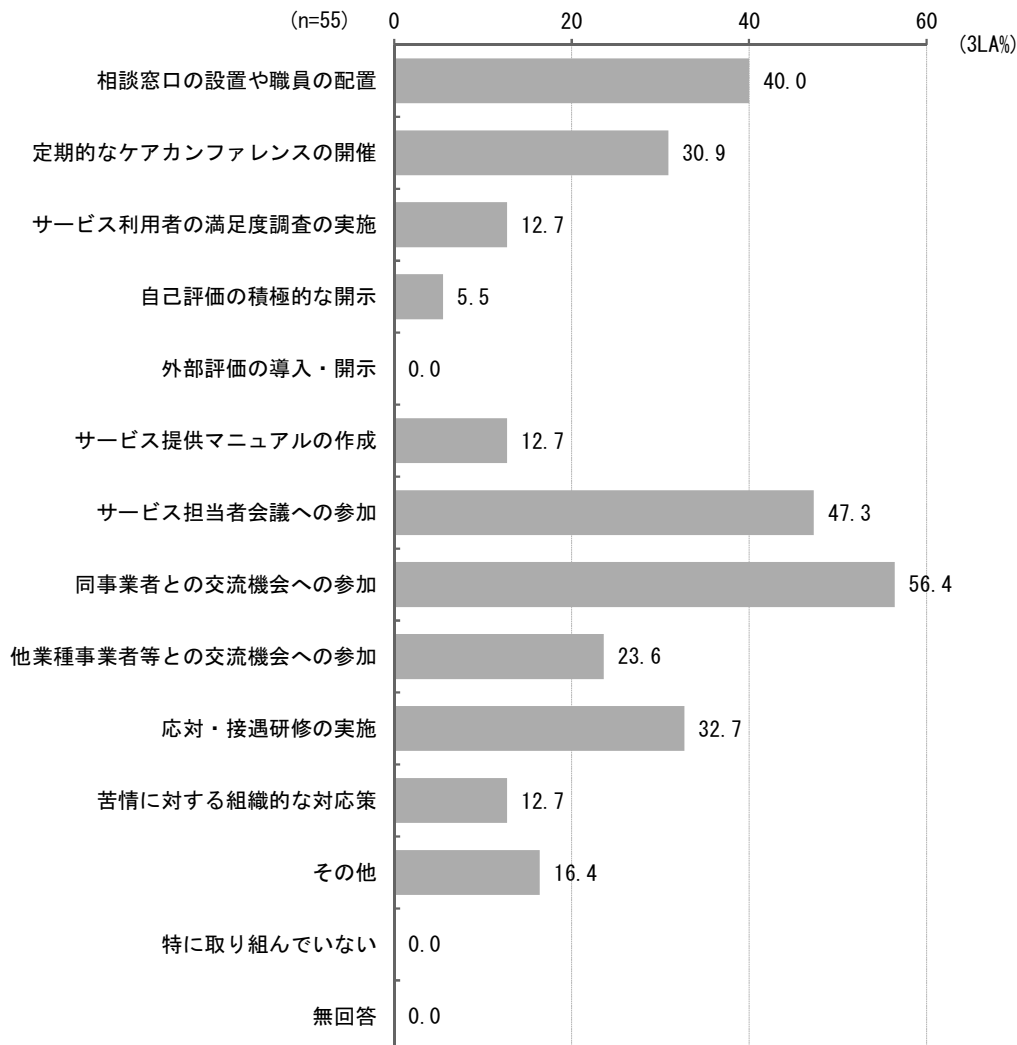
(2) 障がい児（者）福祉に関する事業所・団体アンケート調査から

本計画の策定にあたり、その基礎資料とするため、障がい児（者）福祉に関する事業所・団体を対象としたアンケート調査を実施しました。いただいた回答の中から、計画に関連する主な結果を挙げます。

① サービスの質向上に向けた取組

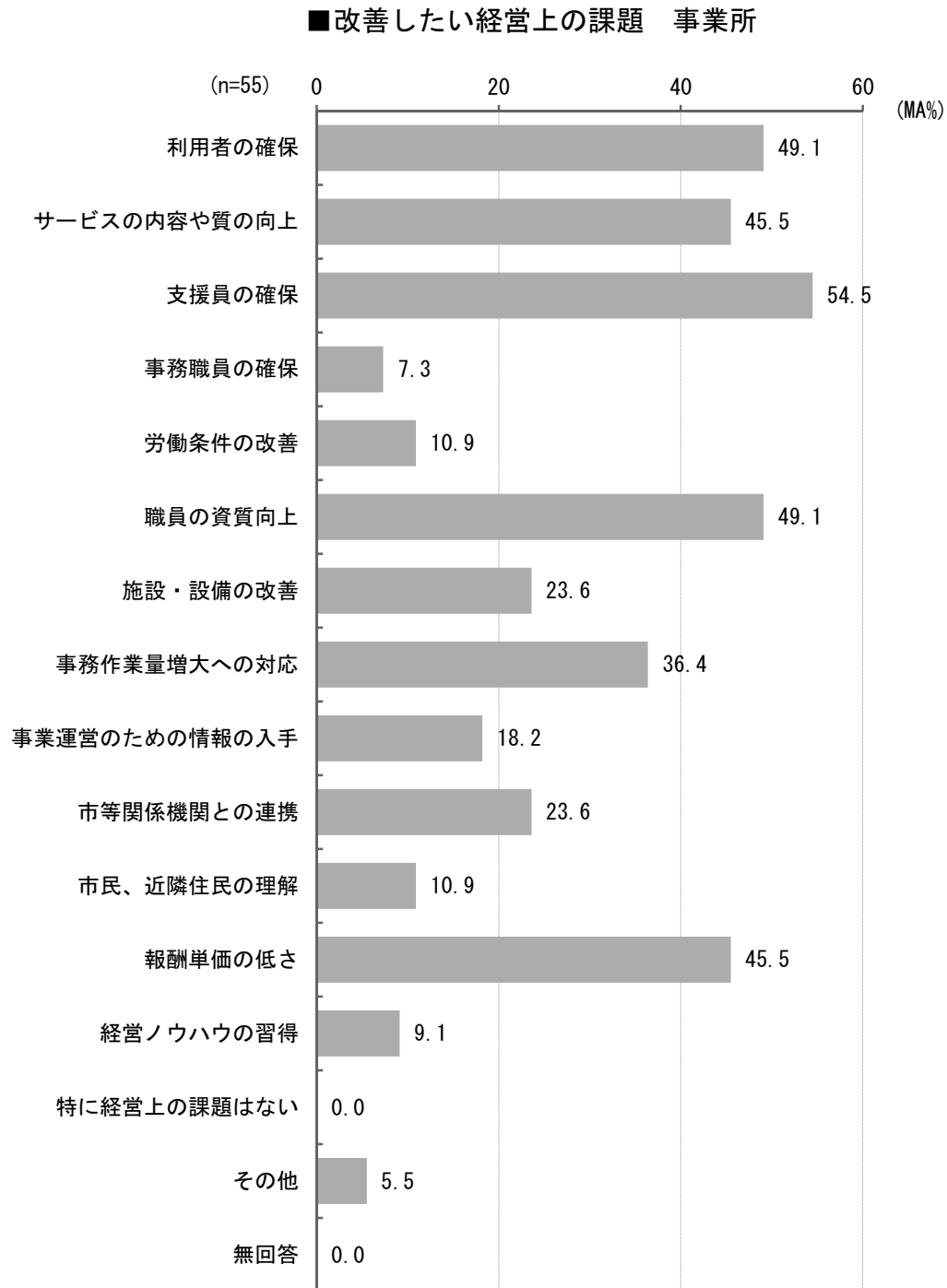
サービスの質の向上のために重点的に取り組んでいることは、「同事業者との交流機会への参加」が56.4%と最も高く、次いで、「サービス担当者会議への参加」が47.3%、「相談窓口の設置や職員の配置」が40.0%となっています。

■ サービスの質向上のために取り組んでいること 事業所



② 改善したい経営上の課題

円滑な事業運営のために、改善したい経営上の課題は、「支援員の確保」が54.5%と最も高く、次いで、「利用者の確保」、「職員の資質向上」がそれぞれ49.1%、「サービスの内容や質の向上」、「報酬単価の低さ」がそれぞれ45.5%となっています。



③ 障がい福祉サービスに対する事業所の意見

- 行政、事業所間、教育現場との連携、情報共有を
 - ・市や他事業所からの情報がなく、どのようなニーズがあるかわからない
 - ・利用者情報、見学や体験希望者を紹介してほしい
 - ・解決の難しい課題・問題について、市に実情を聞いてほしい
 - ・本人、家族を含めて解決したい事項を、誰とどのように解決していくか
 - ・門真地域での活動を事業所間で協力したい
 - ・成人事業所への移行時に、必要な支援が継続できなくなっている
 - ・学校の障がい福祉サービスへの理解を深め、連携に協力してほしい
- 計画相談支援（相談支援員）について
 - ・相談支援事業所の事業運営の安定、相談支援専門員が余力を持って計画相談にあたる体制づくりが必要
 - ・相談支援員という役職について学校への周知が不足している
 - ・計画相談については状況をみながら受け入れていきたい
- 入所施設の充実について
 - ・利用者や保護者の高齢化で生活の場のニーズが拡大している、グループホームや入所施設等が充実するような制度づくりを
 - ・短期入所に関しては社会資源がない
- 利用者との関係づくりについて
 - ・ケア時間の変更等が多々あり、計画通りにサービス提供できない
 - ・保護者との付き合い方で困ることがある
- その他
 - ・移動支援の単価が安い。周囲の市町村の動向を確認しつつ調整が必要
 - ・ヘルパーの人材不足、支給決定を受けてもヘルパーを確保できない
 - ・医療的ケアのニーズに対応する事業所が少ない
 - ・就労移行支援サービスの認知がなく、なかなか利用に至らない
 - ・2ヶ月に1回程度程度の研修の実施（虐待防止、障がいの理解啓発、福祉施策など）
 - ・医療的配慮が必要な障がい者の相談窓口を設けてほしい
 - ・自主製品の販売等で、障がい者への協力・配慮が不十分
 - ・福祉対象児の不登校支援は制度の隙間になっている
 - ・受給者証の更新の期間を長くしてほしい

④ 団体において、活動する上で困っていること

障がい福祉に関する団体を対象にしたアンケート調査では、主に記述式の回答を得られましたが、「活動する上で困っていること」について意見を整理したところ、以下のような困り事が挙げられます。

■活動上の困り事 団体



⑤ 暮らしやすいまちづくりのために力を入れるべきこと（団体）

- ・障がい者に適した住居の確保（公営住宅やグループホームの整備など）
- ・防犯・防災体制の充実
- ・地域における障がいや障がい者に対する理解の推進
- ・在宅で受けられる生活支援サービスの充実
- ・障がいの特性を理解し、子どもの可能性を伸ばすような教育・療育の推進
- ・さまざまな障がいのある人がコミュニケーションを取れる環境整備
- ・教育現場での障がいのある人に対する理解を深めるような福祉教育の推進
- ・就労や雇用の促進
- ・外出支援サービスの充実
- ・利用しやすい道路や交通機関などの整備・改善
- ・相談支援や権利擁護の推進
- ・地域に住む人が力を合わせて障がいのある人を支えていく体制づくり
- ・就労するための訓練
- ・福祉サービスの案内やインターネットによる広報など、情報提供の充実
- ・生活習慣病*の予防など健康づくりの推進
- ・在宅で医療的ケアなどが適切に受けられるための支援
- ・医療・リハビリテーション体制の充実
- ・ユニバーサルデザイン*の推進
- ・障がいの早期発見・早期治療（療育）を考えた早い段階での適切な対応

⑥ 今後の障がい福祉施策の推進に関する団体の意見

- ・行政による福祉の充実強化
- ・「手話言語条例」の制定により、障がい特性への理解を広める。
- ・未就学児や乳幼児に対しては、保護者を含めて「言語としての手話」の獲得が最重要課題。大阪府の施策と連携して、聴覚障がいを持つ新生児とその保護者の手話言語獲得の支援ができる体制の構築を望む。
- ・知的障がい当事者の家族が支援できなくなった時の対応が必要
- ・重度障がい児（者）のための福祉サービス事業所
- ・地域社会の希薄化により、障がいのある人は地域の取組やイベントなどに参加がしづらい状況
- ・弱い立場の人が暮らしやすい地域になるよう基礎的環境整備を推進
- ・合理的配慮の提供を発信できない障がい特性を理解してほしい。

4 第3次障がい者計画の検証

平成27（2015）年3月に策定した「門真市第3次障がい者計画」では、「一人ひとりの自立を支え合い、共に生きるまち門真」をめざすべき将来像として、7つの基本目標とその下にそれぞれ施策の方向を施策の体系として設定しています。今回の計画の見直しにあたっては、7つの基本目標ごとに、この体系に基づく施策・事業について検証を行い、主な取組、課題、改善点等をまとめました。

基本目標Ⅰ 共に生きる地域づくり

（1）障がいに対する正しい理解の推進

【評価・課題・今後の方針等】

- 視覚障がいのある人への情報伝達手段として、点字広報・声の広報・広報かどま拡大版を作成し、発行している。また、市ホームページはアクセシビリティチェックを導入した。障がいのある人に、よりわかりやすい情報伝達を行うため、点字広報や声の広報に集約する内容は必要な情報のみに厳選して発行している。声の広報の音源はテープのみであったが、CDを発行するなどの対応をしている。
- 障がいや障がいのある人についての理解啓発を図るため、障がい者週間（12月3日から9日まで）にキャンペーンを実施。令和元（2019）年には、啓発物とともに、障がいのある人からのメッセージカードや手作り製品を配布することで、より多くの方に興味を持ってもらうことができた。障がいに関して、興味のある人ない人がいるため、より多くの人に啓発できる方法を模索していく必要がある。前年度の振り返り・反省を活かし、令和2（2020）年度の内容を検討した。
- 障がいのある人の理解啓発の一環として、障がい者週間に合わせて、12月にエルフェスタ（障がいのある人の就労についての理解啓発及び就労支援ネットワークの構築を目的とするイベント）を実施。令和元（2019）年度は、各自のレベルに応じた就労に関する講義や模擬面接を受けることにより、その後の実習や求職活動などの取組の中で経験が活かされている。また、模擬面接の他に企業面接も行い、その後企業実習の機会を作ることができた。30を超える関係機関が集まり、参加者も毎年200名を上回り、障がいのある人の就労についての関心の高さが伺える。しかし、企業が忙しい12月に毎年エルフェスタを行っているため、参加できない企業も多いことが課題。
- 毎年10月に、門真市在住の障がいのある人等が作成した、絵画・書道・置物等の作品展を開催し、障がいのある人の理解を深める機会づくりを行っている。障がいのある人への社会参加の促進及び理解啓発のため、引き続き実施する。
- 支援が必要なマークとしてヘルプマークが全国的に浸透してきている。そのため、ハート・プラスマーク単体で周知するよりも、様々な障がいのある人に関するマークと合わせて広く周知・啓発する方がより効果的だと考える。

○市職員に障がいの理解と認識の向上を目的に、主に新規採用職員、管理職員を対象に職員研修を実施している。新規採用職員研修では、合理的配慮の提供及びアイマスクや車いすなどの体験や当事者の声を聴くことなどを通じて、障がいの特性について理解を深めている。管理職研修では、障害者差別解消法、障害者雇用促進法など、法律全般の知識及び合理的配慮等市職員として遵守・留意すべき事項等をテーマとした研修を実施しており、今後も継続して実施することで、職員の資質の向上に努める。

(2) 地域でのふれあい、支えあいの促進

【評価・課題・今後の方針等】

○門真市協働によるまちづくり人材バンクを利用して市政のあらゆる分野において、市民の参加や参画、市民によるボランティア活動の促進とその機会の拡充を図るための取組を行っている。障がいの有無に関わらず、登録・利用できるものとなっている。利用の促進に向け、制度の一部見直し等を行ったものの、登録者と利用者のニーズがマッチングしないことやボランティア活動の目的と一致しにくいことから制度の見直しが必要と考えており、令和2（2020）年度に今後の方向性について検討する予定。

○地域交流の促進、市民の健康増進を目的に、市民を対象として、毎年小学校区単位で校区体育祭を開催している。校区体育祭実行委員の中心となる各小学校区のスポーツ推進委員が校区体育祭に向け、実施競技の情報交換を行うなど、幼児から高齢者、障がいのある人まで市民の誰もが参加できるプログラムの作成を行っている。なお、一部校区では参加者の高齢化が進んでいることから、実行委員の世代交代はもとより、一層誰もが参加することができるプログラムの検討を実施していく。

○校区福祉委員会※により行われる小地域ネットワーク活動※では、障がい児（者）をはじめ、高齢者、子育て中の親子等が地域で孤立することなく安心して生活ができるように、地域住民の参加と協力により支え合い、助け合うグループ援助活動※や個別援助活動※を行っている。個別援助活動については、現在、高齢者向けの活動が多いため、障がいのある人や子育て中の親子向けの活動についての情報提供を行うなど、活動しやすい環境の工夫や整備に努めていく必要がある。

○毎年開催されるラプリーフェスティバルに合わせ、門真市民文化会館指定管理者が自主事業として、ダウン症のある人によるスペシャルアート展やダウン症のある子どもで構成されるダンス団体による公演等を実施した。障がいのある人も参加しやすいような文化芸術事業の企画、実施には至っていないが、ダウン症だけではなく、他の障がい等に関しても、文化芸術活動や生涯学習活動等を通して理解啓発を深めていく必要がある。

○門真市自治連合会をはじめ、校区自治連合会や連合会未加入自治会への行政協力をスムーズに依頼できるシステムは構築できたが、障がいのある人への取組の周知はできていない。行政の障がい福祉への取組の周知を明確化する必要がある。当該システムの利用方法等については、障がいのある人への取組担当部署を含め、関係各課に対して一層の周知を図る必要がある。

基本目標Ⅱ 障がいのある子どもの教育・育成

(1) 就学前の子供の療育・保育・教育の充実

【評価・課題・今後の方針等】

- 会議等での関係機関との連携において、障がいのある児童・生徒の情報がより正確に把握できている。特に問題なく、連携ができているものと捉えている。引き続き、会議等で積極的な連携を図っていく。
- 教育相談と各関係機関からの情報をもとに、支援が必要な児童・生徒に対し、適切な把握と体制の構築を行うことができているが、障がいのある児童・生徒を完全に把握することが難しい点が課題である。引き続き、教育相談と各関係機関との連携により、可能な限り確実に把握を進めていく。
- 保育施設等、障がいのある子どもを受け入れている施設に対して適切に補助金を交付している。本市の各施設・事業において、より一層の充実等が図られる誘導策となるよう、補助制度の見直しを検討する。障がいのある子どものさらなる受け入れ促進のため、補助の拡充を検討する。
- 各保育施設に加配[※]職員を配置し対応している。集団生活の中で配慮を必要とする子どもに、加配職員が適切に配置できるよう検討する必要がある。また、早期発見・早期対応ができるよう保護者との連携を密にしていく必要がある。各施設公平に加配配置できるよう加配基準の見直しを検討する。
- こども発達支援センターでは、通園事業として発達に課題のある未就学児童への療育や訓練を行っており、日常生活の基本的な動作、知的技能の習得、集団生活の適応力向上などを図り、就学や幼稚園・保育所への円滑な移行につなげている。昨今の傾向として、認定こども園・幼稚園・保育所・民間の児童発達支援事業所に通園しながらセンターに並行で通園する児童が増加しており、園等との連携を図りながら発達を支援していく必要がある子どもが増加している。引き続き、子どもの療育・訓練に関し保護者のニーズに応えられるよう、取組を進める。

(2) 学校教育の充実

【評価・課題・今後の方針等】

- 児童・生徒の教育的ニーズに応じた基礎的環境整備と合理的配慮について、必要な備品購入や工事、介助員や学校看護師等人材の配置について、可能な限りニーズに沿うように努めている。特に学校看護師の派遣について課題が大きく、人材の確保が非常に難しい。引き続き、基礎的環境整備と合理的配慮に努めるとともに、特に学校看護師の人材確保の課題に対応して検討を行っていく。
- 支援教育[※]コーディネーター[※]研修及び支援学級担当者研修は、10年以上継続して実施している研修であり、年度内も複数回研修機会を持つことで、支援教育コーディネーター及び支援学級担任に対し、必要な資質向上を図ることができていると考える。また、特別の

教育課程の編成や個別の教育支援計画や個別の指導計画等の適切な作成等にもつながっている。支援学級担任は高い専門性が必要となるが、増加する学級数に伴い、どうしても経験の浅い教諭や講師等が担任をせざるを得ない状況も生じているため、経験等を考慮しながら研修内容を組み立てる必要がある。引き続き、教員と学校、児童・生徒の実態に合った支援教育研修を充実させ、専門性の向上を図っていく。

- 通級指導担当の役割を明確化し、その必要性を十分に伝えることで、ここ数年間にわたり、毎年通級指導担当が増員されており、取組の成果として表れている。通級指導担当は巡回相談チーム*の構成メンバーでもあり、高い支援教育の専門性が要求される。人材確保が今後の課題でもある。引き続き、通級指導教室*の必要性と担当の増員を大阪府教育庁に対し働きかけるとともに、増員後の人材の確保に向けて人材の育成に努める。
- 巡回相談チームによる教育相談、発達検査、学校に対する支援教育研修により、必要な児童・生徒に支援が行き届く学校体制の構築に寄与することができている。支援教育に対する深い見識を有する巡回相談チームのメンバーを継続的に育成していくことが今後も必要であり、人材の確保が課題として挙げられる。引き続き、巡回相談チームにより教育相談を適切に実施し、支援体制の構築につなげていく。
- こども発達支援センターと保育所・幼稚園・小学校・中学校等との緊密な連携により、学校・園での支援が充実し、児童・生徒の集団場面への適応や発達の促進につながっている。一方で、放課後等デイサービスといった、障がい児通所支援サービスに関する相談が年々増加しており、障がい児通所支援サービスの情報発信に対するニーズが高まっているため、児童専門会議や児童発達通所支援事業所連絡会等を活用し、関係機関との連携を深める。
- 個別療育事業（HANA）*では、作業療法士・言語聴覚士・公認心理師・保育士といった専門職が子どもと保護者のニーズを聞き取り、アセスメント*を行い、療育目標を設定している。療育内容については、子ども自身が「させられている」と感じることなく、楽しみながら目標に向かうことができるように、子どもの気持ちに視点を置いて取組を進めている。課題としては、近年、定員を上回る参加希望者があるため、抽選により参加者の決定を行っている。そういったことから、個別療育を希望される子どもと保護者の全てが参加可能となるよう体制整備への取組を進める。
- 親子参加療育（ひまわりくらぶ）*では、療育専門職の専門性を活かしたコース設定をしており、3回の療育の中で、専門職が丁寧なアセスメントをもとに、保護者に対して自宅でできることや、今後の支援策等についてアドバイスを行っている。最終回には保護者にアンケートを実施し、毎回高評価を頂いている。近年、定員を上回る参加希望者があるため、抽選により参加者の決定を行っていることから、抽選の際には、支援の必要性の高い子どもや保護者が利用できるような優先順位の設定を再考する。

（3） 休日や放課後の生活の充実

【評価・課題・今後の方針等】

- 日中一時支援事業*を行う事業所の放課後等デイサービス事業への移行に伴う新たな事業所の確保は、利用者数の減少もあり、困難な状況である。事業所の数の維持に努め、保護

者の就労支援を行う。

- 放課後等デイサービス利用者は、平成24（2012）年度から利用が開始されてから年々増加傾向にある。障がい者手帳の取得が必須ではなく、療育の必要性があれば利用できる。また、早期発見・早期療育の観点からも利用実績数が5年間で1.7倍に増えている。利用数の増加とともに個別療育や特化した療育方法を求める保護者も多く、今後、療育の専門性が課題になってくると考えられる。今後も引き続き、早期発見、早期療育として利用が求められるサービスとなっていることから、利用の増加が予想される。
- 放課後児童クラブ入会希望児童の保護者との面談により、個々の特性に応じた支援が実施できた。健全育成の観点から、個々の状況を踏まえた支援を実施するためには、学校等関係機関との連携強化が必要である。継続して、関係機関との連携を深め、より充実した居場所の確保に努める。

（4） 地域での子育て支援の推進

【評価・課題・今後の方針等】

- 保護者交流会（カーネーションくらぶ）では、発達支援に関する講演会や勉強会の終了後にアンケートを実施し、保護者の興味の高いテーマを調査し、次年度のテーマにしている。また催事は保護者が参加しやすい時間帯（子どものいない午前中）に設定しており、参加した保護者からは高評価を頂いている。一方で、参加者の多くは、センターを利用したことのある保護者であるため、新規の方の参加を促すための周知方法や内容の見直しを進める。
- 保護者の相談や悩みを傾聴し、必要に応じ関係機関への連携支援を行うことで、保護者の子育て及び子どもの発達の理解への支援を実施することができた。子育ての困難さ等を抱える保護者の不安を軽減するため、関係機関とのさらなる連携強化が必要である。継続して、関係機関との連携を深め、発達への支援を実施することで子育ての支援の充実及び児童虐待の予防にも努める。
- 乳幼児健診や、経過観察健診、発達相談において、支援の必要な子どもに対し、助言や、経過観察、療育の案内等を実施している。未受診児に対しても、保健師による訪問や、関係各課との連携のもと、情報収集を行い、実態把握に努めている。親が子育ての悩みを抱えたまま、地域で孤立しないようにすることが必要である。親の育児不安や、療育・保育などの悩みの解消・軽減を図るために、関係機関の連携による相談支援の充実が必要である。引き続き、乳幼児健診の受診勧奨を実施し、関係機関と連携しながら対応していく。
- 保育所等訪問支援事業では、子どもの所属機関において、訪問支援員が専門的な支援方法について助言した結果、子どもの集団行動への適応が改善している。また、訪問支援員から保護者に子どもの成長や変化を伝えていくことで、保護者の安心感が高まっている。さらに、保護者と所属機関との関係性を考慮し、橋渡しとしての役割も果たしている。一方で、訪問支援事業の目的を、保護者や所属機関と共有するまでに時間を要するため、保護者に対してより丁寧な説明をするとともに、所属機関への啓発に努める。

基本目標Ⅲ 保健・医療の充実

(1) 障がいの早期発見・早期対応の推進

【評価・課題・今後の方針等】

○心理士による心理発達検査や、専門医による健診を受けられる機会を確保し、早期発見・早期対応ができるように努めている。子どもの発達を保障するためには、疾病や障がいに対する保護者の理解を促進することが課題である。引き続き、保護者との信頼関係を築くとともに関係機関と連携しながら早期に必要な支援に繋がられるように努める。

(2) 健康の保持・増進

【評価・課題・今後の方針等】

○健診がスムーズに遂行できるように、関係機関と連携しながら取り組んでいる。健診受診後、早急に医療受診が必要な人には、引き続き、健診委託業者と連携し、健診結果郵送を待たずに、受診者に迅速に結果を伝え、疾病の早期発見・早期治療につなげていく必要がある。引き続き、関係機関と連携しながら障がいのある人にとっても受診しやすい健診の運営に努める。

○食育*ボランティア等の協力を得て、「食育」推進活動を充実させるように取り組むことができている。視覚や触覚に訴えるような媒体の工夫が課題である。今後も、健診等でのポスター掲示やちらし配布、広報等での周知を行い、食育ボランティア等の協力を得て、「食育」推進活動を充実させるように取り組んでいく。

○日常的に関わりのある地域住民により、悩みを抱えている人の小さな変化に気づき自殺予防に繋がられるように少しずつでも傾聴できる方を増やしていくため、社会福祉協議会にて傾聴ボランティア研修を実施している。また、今後は職員が窓口等で悩みを抱えている人のサインに気づけるようにゲートキーパー研修を実施していく。

(3) 医療体制の充実

【評価・課題・今後の方針等】

○平成30(2018)年4月施行の福祉医療助成制度の改正について、周知を図るとともに、自立支援医療制度の周知も併せて行うことで、医療費助成の対象者が不利益を被ることがないように配慮した。

○障がい児(者)歯科診療について、必要な方が受診につながるよう市民窓口や障がい福祉サービス提供事業所等を通じて周知し、必要な方の受診に努めている。定期的なメンテナンスが必要であるが、介助者の確保が難しいことから、定期的な来院ができず、ケアが不十分となっている現状もある。引き続き、関係機関と連携しながら障がい児(者)歯科診療を実施する。

(4) 地域リハビリテーション体制の充実

【評価・課題・今後の方針等】

○年8回開催されている門真市障がい者地域協議会・サブ協議会にて関係機関、団体等と地域における地域課題について議論を行っている。地域の福祉に関する実態把握、課題等を議論し、障がいのある人により適切なサービス利用につなげ、自立に向けた支援が図れている。今後も引き続き、門真市障がい者地域協議会・サブ協議会にて地域課題の抽出を元の実態把握を行い、適切なサービス利用につなげ、自立の支援を図る。

基本目標Ⅳ 社会参加の促進

(1) 就労支援の充実

【評価・課題・今後の方針等】

○就労継続支援A型・B型事業所などの関係機関への働きかけや国の施策等により、年々市内の事業所数を増加していくことができた。しかし、障がい者雇用の促進及び職場の定着率の向上が必要である。そのため、障がい特性に応じた就労移行支援事業所が求められる。利用者数や社会情勢等を勘案し、必要に応じて事業所数を増やす取組を行う。

○民間企業との関わりが薄いため、門真市障がい者地域協議会・就労支援部会のネットワークを活用し、これからも市内の民間企業及び商工会議所等との連携構築の強化が必要である。

(2) 余暇活動の充実

【評価・課題・今後の方針等】

○対面朗読や録音図書の提供のほか、館内での読書補助具等の設置や障がいのある人を対象とした行事等、障がいのある人へのサービスの充実に努めている。利用者の高齢化等により利用が減少傾向であるため、ニーズの顕在化や新規利用者の確保に向けた取組が必要である。今後も引き続き、障がいのある人へのサービスの周知や興味を持つきっかけとなる行事を通して、新たな利用者の掘り起こしを図る。

○各公共施設で開催される文化芸術活動や生涯学習活動のイベント情報が障がいのある人に行き渡っていない部分があり、より周知に努める必要がある。また、会場の状況により参加しにくい部分があり、だれもが参加しやすいような内容の企画を検討する必要がある。

○障がいのある人対象の体験教室をはじめとして、障がいの有無にかかわらず誰もが参加できるニュースポーツの教室を実施するなど、スポーツ・レクリエーション※人口の増加に努めており、参加者も増加している。より多くの障がいのある人に参加してもらうため、障がい福祉課と連携し、事業の周知に努める。

○総合型地域スポーツクラブ※が総合体育館において、同指定管理者や市内障がい者スポーツ団体と連携して、スポーツ教室を実施するなど、市民の誰もが参加することができる教室

を中心とした事業を展開できている。障がいのある人の事業への参加を促進するため、関係課が連携し、事業の周知に努める。

- 市内障がい者スポーツ団体が、総合型地域スポーツクラブと総合体育館指定管理者が連携して実施するスポーツ教室等を、広報紙で周知するとともに、同団体のチラシを市内社会体育施設に掲示するなど啓発に努めた。今後は、障がい者スポーツ団体等の活動を把握し周知する必要がある。

(3) 市政や地域活動等への参加促進

【評価・課題・今後の方針等】

- 市民公益活動を行う団体が自発性と創意工夫によって事業を開始、継続、拡充することを誘発するため、市民公益活動事業補助事業による支援を行ってきたが、近年、当該補助事業を活用することなく、市民公益活動を行う団体も増えてきており、初期の目的は達せられたと判断し、令和2（2020）年度をもって事業を終了することとした。今後は、市民公益活動支援センターを中心とした、活動に対する助言や補助制度等に関する情報提供などの支援の強化に取り組む。

基本目標V 生活支援の充実

(1) 情報提供・コミュニケーション支援の推進

【評価・課題・今後の方針等】

- 市ホームページについては、お問い合わせフォームから届いた意見は広聴担当が取りまとめを行っていたが、直接所管課へ届くように変更したことで、所管課による迅速な対応と意見の反映が可能となり、連携すべき部署を的確に判断できるようになった。
- 声の広報、点字広報を今後も継続して発行し、必要とされている情報をよりの確に伝達するべく、広報に掲載する情報の優先順位や、広報に対する意見などを取り入れられるよう関係機関と連携する。
- 視覚障がいのある人への支援として、音声コード（SPコード*）、ワンセグラジオ*を平成27（2015）年度に近隣市の状況を踏まえ、要綱改正を行い、日常生活用具の対象とした。申請は増加傾向にあるが、当該用具が対象であることを知らない人がいると思われるため、今後も周知に努める必要がある。
- 従来より、手話奉仕員養成講座・要約筆記*講座を障がい者団体等に委託している。現任研修（手話・要約）を開講していたが、平成29（2017）年は講師の調整ができず、平成30年（2018）は要約筆記者現任研修を実施できていない。また、令和元（2019）年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一部実施できていない。登録者を増やすための手話レベルアップ講座は、講師の調整、受講の申し込みが少数のため、不定期の実施となっている。今後も引き続き、現任研修・手話レベルアップ講座を行うことで、これからの聴覚障がい等理解を深められる人材を増やしていきたい。

- 緊急通報装置については、緊急時に重度の障がいのある人の安心、安全の為に必要であり、引き継ぎ、周知に努める。
- コミュニケーションボード※は現在活用していない。説明等の理解が難しい人に対しては、筆談をしたり、メモを渡したり、図示で説明等をしている。

(2) 相談体制・ケアマネジメント※体制の充実

【評価・課題・今後の方針等】

- 今後、すべての相談支援事業所で精神障がいのある人のピアサポート※を実施していくことが必要である。
- 門真市障がい者基幹相談支援センター※の役割として、障がいのある人やその家族が日常生活上で抱える様々な悩みに関わりながら、それぞれの障がい特性を理解しつつ、適切な助言を行うことが必要である。また、個々の障がいや複雑化する家庭状況、困難事例に対応するためには、専門的な相談機関や関係課との連携が必要である。
- 引き続き、障がい者相談支援事業所※等の周知に努め、障がい者相談支援事業所等によるサービス利用計画の作成を進める。
- 民生委員・児童委員は、日ごろから身近な相談相手として要支援者へ支援活動を行い、地域福祉を推進する重要な担い手としての活動を行っている。引き続き地域福祉の重要な担い手としての役割を果たしてもらうために、様々な研修を行うとともに、市事業の周知など、情報を共有し、より一層連携に努める。

(3) 福祉サービスの充実

【評価・課題・今後の方針等】

- 難病患者等に対し、サービス利用等の相談に対応し、適切な支援に取り組んでいる。今後も関係機関とも連携しながら、制度の周知に努めるとともに一人一人のニーズに応じた適切な支援を提供できるように努める。
- 高次脳機能障がいのある人が精神障がい者保健福祉手帳の申請対象となることについて、より一層の周知に努める。
- 配食サービスについては、門真市の要綱では、単身世帯だけではなく、重度の障がいのある人のみの世帯の方の利用も可能としている。なお、地域包括支援センター※が配食サービスを担っているが、利用者が少なく、地域包括支援センターから辞退の申し出が出ている地域もある。現在の利用者はそのまま利用できるように、高齢福祉課と連携して事業者へ業務の継続を促していく。
- 緊急通報装置については、高齢福祉課が契約している。申請する際に、2名の連絡先が必要になり、近隣で2名の連絡先に協力していただける方を見つけることが難しい方もおられる。
- 障がいのある人やその家族等が、必要な支援を受けて住み慣れた地域で暮らせるように、支援の充実に努める。また、今後も関係機関と連携しながら、制度の周知に努めるとともに、障がいのある人やその家族等が主体的に必要なサービスを選択できるように努める。

(4) サービスの質の向上

【評価・課題・今後の方針等】

○事業所の指導や監査について、府からの報告により、運営が適正に行われているかの情報を得ることで、適正なサービス提供や給付が行われているか把握し、不正請求等を防止する。引き続き、府からの情報を得て適正化を図る。

基本目標VI 差別の解消と権利擁護の推進

(1) 障がいのある人の尊厳の保持

【評価・課題・今後の方針等】

○障がい者週間に合わせて行っているふれあいキャンペーンを通じて、障がいへの理解啓発等に努めている。今後も障がいの理解と正しい認識、障害者差別解消法に対する市民の関心をより一層深めていくことが必要である。

○障がいのある人及びその家族等からの相談等に、関係機関及び関係各課と連携しながら対応している。今後も必要に応じて、関係機関等と連携しながら問題解決に努めていく。

○障がい者差別解消専門部会は、令和元（2019）年度から門真市障がい者地域協議会の中に位置づけた。令和元（2019）年度は、当事者団体を含む関係機関と障がいのある人への理解啓発の方法の一つとして、ふれあいキャンペーンの内容を協議した。当事者の意見を中心にふれあいキャンペーン、ピラ配り等の方法の協議を行う。

○課題として、関係機関とのネットワークの構築を行い、市民に障がいのある人に対する差別及び障がいの理解啓発を進めていく必要がある。今後もふれあいキャンペーンについての協議を行い、より広く市民に障がいについて理解啓発を周知できる方法を協議していく。また、障がいを理由とする差別等に関する事例を元に協議を行い、今後の障がい者差別の解消に向けた取組に繋げていきたい。

○門真市人権教育研究協議会との連携のもと、教職員に対し人権教育に関する研修を実施した。その中で、障がいのある人に対する差別に関する問題も取り扱い、教職員の理解がより深まるよう、充実に努めた。

○人権教育の内容は多岐に渡っており、障がい者問題以外のものも多数取り扱い、研修回数にも限りがあるため、充実させることが難しい場合もある。今後も引き続き、様々な人権教育研修の場において障がいのある人に対する差別の問題を取り扱うことができるよう努めていく。

○障がいのある人に対する差別の問題を含めた人権研修を様々なテーマで実施した。研修テーマが限定的なので、講師の選定が課題となっているが、今後も引き続き、研修を実施する。

(2) 障がいのある人への虐待の防止

【評価・課題・今後の方針等】

○引き続き、市民への障害者虐待防止法の趣旨や要点等に関する理解と認識を深めるための

普及・啓発を継続的に実施し、虐待の未然防止及び早期発見、虐待を受けた障がいのある人の迅速かつ適切な保護を行うことが必要である。

- 門真市障がい者基幹相談支援センターのネットワークを活用し、障がいのある人の虐待の早期発見・早期対応に努め、また警察等の関係機関からも情報を得ている。早期発見・早期対応ができるよう同センターと協力し、地域の関係機関とのネットワーク強化に努める。虐待の疑いのある案件について、早期の取組を進める必要がある。また、同法人が運営する事業所内で虐待が発生した際の対応策について検討が必要である。

(3) 権利擁護の推進

【評価・課題・今後の方針等】

- 人権尊重を牽引する団体の構成員や市内事業者を対象に人権講座を開催することにより、障がいのある人を含む人権課題を抱えた方と関わる機会が比較的多い方を中心に、理解・啓発を促進できている。参加者の属性やもとの理解度が多岐にわたるため、全ての参加者が吸収できる内容であること、また、実感に繋がるような講座にするような工夫が必要である。今後も社会情勢等を踏まえ、喫緊の課題を取り入れた内容で開催する。
- 権利擁護周知用のパンフレット等について、今後も関係機関に提供し、啓発、利用促進を図る。
- 地域で生活している方で、身の周りのことや金銭管理ができないなど、判断能力が十分でない障がいのある人を対象に個々の状況に合わせ、福祉サービスに繋げ、また、社会福祉協議会と連携をしながら、日常的な金銭管理、書類預かりサービス等を行う日常生活自立支援事業※に繋げている。
- 生活保護受給者権利擁護支援事業の対象者の状況を毎月、訪問報告書等で報告を受け状況把握に努めている。社会福祉協議会及び関係機関と引き続き連携の強化を図る。

基本目標Ⅶ 住みよい環境づくり

(1) 住みよいまちづくりの推進

【評価・課題・今後の方針等】

- バリアフリー※新法※による特定道路※やバリアフリー移動等円滑化基本構想※に定める特定経路※についての整備は完了しているが、準特定道路※は完了していない。本市は狭い道路が多く、歩道幅員の確保が課題である。道路拡幅については、用地取得等に時間を要するものの、可能なところから歩行空間の確保に努める。
- 短期入所は、平成27(2015)年から令和元(2019)年の間に2倍の利用実績となっており、グループホームについては、平成27(2015)年から令和元(2019)年の間に1.7倍の利用実績となっている。これは、門真市内にグループホームや短期入所が増加したことが大きな要因と考えられる。今後とも親の高齢化及び入院に伴い長期利用の増加も見込

まれることからグループホームや短期入所の増加の必要性がある。

- 住宅改造等において、重度の障がいのある人が、住み慣れた自宅を改造することにより、自宅での生活の維持や不便さを解消することができている。

(2) 防犯・防災対策の推進

【評価・課題・今後の方針等】

- 障がいのある人が悪質商法や詐欺等の被害に遭わないように、年間を通じて事業所に出向き出前講座を実施している。新たな事業所からも、出前講座の申請があった。障がいのある人の消費者被害については、なかなか表面に出にくく、また、当事者が騙されていることに気付かないなどの特徴がある。障がいのある人の近くで支援している支援者が、気づくための知識が必要である。支援者が集まる会議などに積極的に出向き、悪質商法や特殊詐欺の新しい手口などを周知・啓発をする。
- 災害時の避難生活において、避難所施設を障がいのある人が支障なく利用できるよう、関係各課と協議を重ね、避難行動要支援者マニュアルを平成28(2016)年3月に策定した。また、避難所について、暑さ、寒さ対策の必要性から、空調設備が整備された場所の利用に努めるよう計画を見直した。避難所施設のバリアフリー化等については、各施設所管課と引き続き協力していく必要があり、機会をとらえ、施設所管課と引き続き協力していく予定である。
- 災害時に重度の障がいのある人等が迅速に避難できるよう、避難行動要支援者名簿の更新時は基準日を設定し、関係各課等と情報共有するなど連携し避難行動要支援者名簿の更新に取り組んでいる。また、窓口での申請受付も随時実施している。避難支援等関係者に限らず、地域との日ごろからの関係づくりをさらに進めていく必要がある。地域で実施される防災講話をはじめ、防災訓練等で引き続き啓発していく予定である。
- 重度の障がいに関する情報を提供するとともに、救急医療情報キットの受付をする際に避難行動要支援者名簿提供の同意を周知し、同意者名簿の活用につなげていきたい。また、ヘルプマークを周知することで、避難行動要支援者への配慮の普及に努める。
- 視覚障がいや聴覚障がいのある人への情報伝達がスムーズに行われるよう、無線の増設により、無線が聞こえにくい地域の解消に努めた。今後も、複数の情報伝達手段による情報発信ができるよう努める必要があり、情報伝達手段の複数化に努める。
- 身体障がい者手帳交付（視覚障がい）の時に点字利用の確認を行っており、市役所からの案内が届いていることを知って頂くように活用している。引き続き、希望者へ周知していきたい。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

障害者基本法第1条に規定されるように、障がいのある人の施策は、すべての国民が、障がいの有無に関わらず、等しく基本的人権を享受するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、すべての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして実施される必要があります。

すべての人は、障がいの有無に関わらず、ほかの人とは違った、その人特有の性質や性格である「個性」を持っています。

障がいのある人が家族や地域の中で、その個性が能力や才能に形を変えて発揮され注目を集めることや、このことが周囲の人に元気を与え、人と人のつながりが生まれるなど、様々な個性が輝くことで、地域社会がより豊かになります。

障がいがあることを理由に、その人自身の可能性が閉ざされたわけではありません。障がいがあっても、適切な支援を受けながら情熱や目標を持ち、自らの特性を生かし、いきいきと自立した生活を送ることで、より人生を豊かなものにすることができます。

すべての市民が一個人として尊重され、支援の受け手や支え手という関係性を超えて、ともに暮らし、ともに支え合うことでお互いの尊さへの認識を深め、ともに喜びを感じて生きていける「共生社会」の実現をめざすことや、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を無くし、誰もが安心して暮らせるまちづくりを地域のみんなの力で進めることは、とても重要になります。

そこで、「門真市第4次障がい者計画」においても、「門真市第3次障がい者計画」の基本理念である、一人ひとりの自立を支え合い、共に生きるまちづくりの考え方を継承し、めざすべき将来像を次のように設定します。

<将来像>

**一人ひとりの個性が輝き、誰もが安心して
いきいきと暮らし、支え合う共生のまち かどま**

第3次計画の施策体系

将来像
一人ひとりの自立を支え合い、共に生きるまち
門真

基本目標・施策
I. 共に生きる地域づくり
(1) 障がいに対する正しい理解の推進 (2) 地域でのふれあい、支え合いの促進
II. 障がいのある子どもの教育・育成
(1) 就学前の子どもの療育・保育・教育の充実 (2) 学校教育の充実 (3) 休日や放課後の生活の充実 (4) 地域での子育て支援の推進
III. 保健・医療の充実
(1) 障がいの早期発見・早期対応の推進 (2) 健康の保持・増進 (3) 医療体制の充実 (4) 地域リハビリテーションの推進
IV. 社会参加の促進
(1) 就労支援の充実 (2) 余暇活動の充実 (3) 市政や地域活動等への参加促進

第4次計画の施策体系

将来像
一人ひとりの個性が輝き、誰もが安心していきいきと暮らし、支え合う共生のまち かどま

基本目標・施策
1. 共に生きる地域づくり
(1) 障がいに対する正しい理解の推進 (2) 市政や地域活動などへの参加の促進 (3) 地域でのふれあい、支え合いの促進
2. 障がいのある子どもの教育・育成
(1) 就学前の子どもの療育・保育・教育の充実 (2) 学校教育の充実 (3) 休日や放課後の生活の充実 (4) 地域での子育て支援の推進
3. 保健・医療の充実
(1) 障がいの早期発見・早期対応の推進 (2) 健康の保持・増進 (3) 医療体制の充実 (4) 地域リハビリテーションの推進
4. 雇用・就労の促進、経済的自立の支援
(1) 障がいのある人の就労支援の充実 (2) 障がいのある人の雇用の促進 (3) 経済的自立の支援【新規】
5. 生涯学習、文化・スポーツ活動の促進
(1) 生涯学習や文化・芸術活動の促進 (2) スポーツ・レクリエーション活動の促進

<p>V. 生活支援の充実</p> <p>(1) 情報提供・コミュニケーション支援の推進</p> <p>(2) 相談体制・ケアマネジメント体制の充実</p> <p>(3) 福祉サービスの充実</p> <p>(4) サービスの質の向上</p>	<p>6. 生活支援の充実</p> <p>(1) 情報提供・コミュニケーション支援の推進</p> <p>(2) 相談体制・ケアマネジメント体制の充実</p> <p>(3) 福祉サービスの充実</p> <p>(4) サービスの質の向上</p>
<p>VI. 差別の解消と権利擁護の推進</p> <p>(1) 障がいのある人の尊厳の保持</p> <p>(2) 障がいのある人への虐待の防止</p> <p>(3) 権利擁護の推進</p>	<p>7. 差別の解消と権利擁護の推進</p> <p>(1) 障がいのある人への差別解消・合理的配慮の促進</p> <p>(2) 障がいのある人への虐待の防止</p> <p>(3) 権利擁護の推進</p>
<p>VII. 住みよい環境づくり</p> <p>(1) 住みよいまちづくりの推進</p> <p>(2) 防犯・防災対策の推進</p>	<p>8. 住みよい環境づくり</p> <p>(1) 住みよいまちづくりの推進</p> <p>(2) 防災対策の推進</p> <p>(3) 防犯対策の推進</p> <p>(4) 感染症対策の推進【新規】</p>

* 「基本目標・施策」中、本計画で新たに掲載した施策については、【新規】と表記しています。

2 計画の基本目標

基本理念を踏まえ、めざすべき将来像を実現するための取組の基本目標を、次のように設定します。

基本目標1 共に生きる地域づくり

障がいのある人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、誰もが暮らしやすい地域社会を築いていくために、様々な障がい特性や障がいのある人への理解を深めるとともに、障がいのある人が、市政や社会的活動等へより円滑に参加しやすくなるよう、配慮に努めます。

障がいのある人や介護者等が地域で孤立しないように、地域での支え合い、助け合いができる多様な地域福祉活動や交流活動、ボランティア活動の促進に引き続き取り組みます。

基本目標2 障がいのある子どもの教育・育成

障がいの有無にかかわらず、地域や学校で共に質の高い教育を受けることができる環境の整備・充実を図るとともに、障がいに対する理解を深める取組を推進します。さらに、学校と福祉や保健、医療等の関係機関が連携を図りながら、障がいのある子どもの可能性を伸ばし、持てる力を十分発揮できるよう、早期療育の充実に努めるとともに、学校教育においては、一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な支援の充実を図ることで、障がいのある人もそうでない人も、地域の一員として、共に豊かな生活を送ることができる共生社会の実現を図ります。

基本目標3 保健・医療の充実

障がいのある人が、地域の一員として健康でこころ健やかに暮らすことができるよう、地域での支援の充実を図ります。

障がいの原因となる疾病の予防、障がいを早期に発見・対応できるよう、生活習慣予防の健康教育や健康相談など、保健事業の充実を図ります。

障がいのある人が安心して受診できる医療体制の充実に努めるとともに、関係機関との連携をとりながら相談・指導の充実を図ります。

入院中の精神に障がいのある人の早期退院、地域移行を推進し、社会的入院の解消を推進します。また、障がいのある人が、身近な地域で医療やリハビリテーションを受けられるように、地域医療体制等との連携を図ります。

基本目標4 雇用・就労の促進、経済的自立の支援

障がいのある人が、地域で質の高い自立した生活を営むには、就労等による経済的基盤の確保が重要であるとの認識を広めつつ、働く意欲のある障がいのある人が、その適性にに応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業機会を確保するとともに、障がい特性などから、一般就労*が困難な人に対しては、福祉的就労の場の提供に努めます。また、年金や諸手当の支給、経済的負担の軽減等により障がいのある人の経済的自立の支援を進めます。

基本目標5 生涯学習、文化・スポーツ活動の促進

障がいのある人が、いきいきとした生活を送るためには、障がいの特性や程度に応じて、趣味の活動やレクリエーション活動等の余暇活動を楽しむことができるようにすることが必要です。

障がいのある人が自主的にスポーツを行うことができるよう、障がいの特性や程度に応じた配慮を行いつつ、障がい者スポーツの推進を図るとともに、文化・芸術活動等を通じて共に活動し、交流する仲間づくりを進めるとともに、様々な余暇活動を楽しむことができるよう、機会の充実や参加のための支援に努めます。

基本目標6 生活支援の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、生活支援、相談・情報提供など、障がいのある人とその家族のニーズに応じたサービスの充実を図ります。また、地域での生活を望む施設入所者・入院患者等が、地域において円滑に住居等を確保し、安心した生活を送ることができるよう関係機関等と連携を図ります。

障がいのある人が必要とする情報に円滑にアクセスすることができるよう、また障がいのある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図ります。

基本目標7 差別の解消と権利擁護の推進

障がいを理由とする差別の解消を進めるため、関係機関及び関係団体等と連携を図りつつ、「障害者差別解消法」の一層の浸透に向けた周知・啓発活動を展開し、障がいのある人に対する差別解消の実効性ある取組を行います。

また、「障害者虐待防止法」の適正な運用を通じて虐待を防止するとともに、障がいのある人の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、相談・問題解決等を実施する関係機関と連携を強化し、障がいのある人の権利擁護のための取組を着実に推進します。

成年後見制度[※]等の権利擁護にかかわる制度を活用しながら、本人の意思を尊重し、その能力を最大限生かして生活を送ることができるよう支援に努めます。

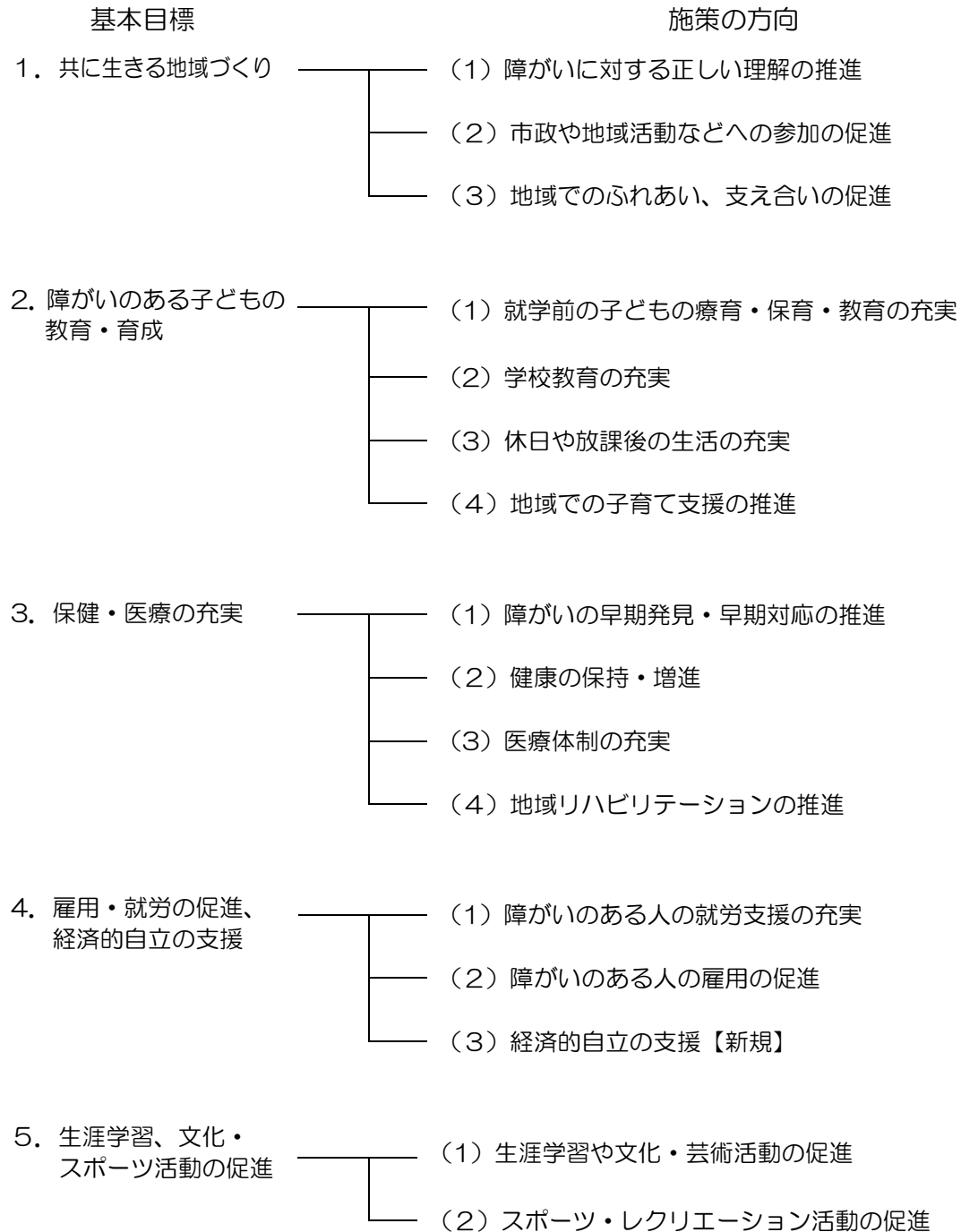
基本目標8 住みよい環境づくり

障がいのある人が地域社会において安全に安心して生活を送ることができるように、災害に強い地域づくりを推進しつつ、災害発生時においては障がい特性に配慮した情報保障や避難支援を推進し、福祉避難所[※]及び福祉避難スペースを含む避難所の確保に継続して取り組むとともに、福祉・医療サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進します。

また、障がいのある人を、犯罪被害や消費者被害から守るために、犯罪対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進します。

3 計画の施策体系

【基本理念】 一人ひとりの個性が輝き、誰もが安心していきいきと暮らし、支え合う共生のまち かどま



- 6. 生活支援の充実
 - (1) 情報提供・コミュニケーション支援の推進
 - (2) 相談体制・ケアマネジメント体制の充実
 - (3) 福祉サービスの充実
 - (4) サービスの質の向上

- 7. 差別の解消と権利擁護の推進
 - (1) 障がいのある人への差別解消・合理的配慮の促進
 - (2) 障がいのある人への虐待の防止
 - (3) 権利擁護の推進

- 8. 住みよい環境づくり
 - (1) 住みよいまちづくりの推進
 - (2) 防災対策の推進
 - (3) 防犯対策の推進
 - (4) 感染症対策の推進【新規】

* 「基本目標・施策」中、本計画で新たに掲載した施策については、【新規】と表記しています。

第4章 施策の展開

*【具体的な取組】中、本計画で新たに掲載した取組については、【新規】と表記しています。

基本目標 1. 共に生きる地域づくり

(1) 障がいに対する正しい理解の推進

【施策の方向】

障害者基本法で定める「すべての人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現のためには、障がいのある人や障がいについて市民が正しい知識を得て、理解を深めることが重要となりますが、地域における交流や支え合い、助け合いといった活動はまだまだ進んでいないのが実状です。

知的障がいのある人や精神障がいのある人にどのように接していいかわからないといった状況もあり、また、発達障がいや高次脳機能障がい、内部障がい等、一般にまだよく知られていない障がい等もあり、その特性や必要な配慮等に関して、理解を進める必要があります。

障がいの有無に限らず、誰もが社会の構成員として、共に生き支え合う地域をつくるため、市民に対して障がいのある人や様々な障がいに関する正しい理解や認識を深めるための啓発を進めます。

【具体的な取組】

■障がいの理解と啓発
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 広報紙や市ホームページ、各種パンフレットなど、様々な媒体や機会を通じて、障がいの種類や特性、障がいのある人に対する理解と配慮の啓発を行うとともに、人権意識の高揚に努めます。内部障がいや難病、発達障がい、高次脳機能障がいなど外見からはわかりにくい障がいについての正しい知識の普及・啓発に継続して取り組みます。 ➤ 様々な障がいや障がいのある人に対する社会全体の理解促進と施策のさらなる充実に向け、関係機関及び関係団体等とより一層の連携に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 障がいのある人の人権を含む様々な人権課題をテーマに取り上げた人権講座「ともに生きる」を年5回の頻度で開催し、正しい知識の普及や人権意識の醸成に取り組んでおり、継続して実施します。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 精神障がいのある人の理解促進の取組として、毎年市内の校区福祉委員会のうち3校区に協力をしてもらい理解促進事業を当事者団体や障がいのある人の支援事業所と協力して行っています。地域で福祉活動を担う校区福祉委員会で、医師や専門職による障がい理解の講演や当事者の体験談、交流会などを盛り込んだプログラムを各校区ごとに順番に開催しています。

<p>■障がい者週間等の行事における啓発活動の実施</p>
<p>➤ 門真市社会福祉協議会及び障がい児（者）団体、サービス提供事業所等と連携し、障がいへの理解を深めるため、障がい者週間（12月3日から9日まで）等の行事において、障がいのある人等による演奏会、障がいのある人が作製した製品の販売、障がい者差別の解消、様々な障がい特性の理解の啓発活動に引き続き取り組みます。</p>
<p>■身体障がい者補助犬の理解促進【新規】</p>
<p>➤ 市民や企業等に対し、身体障がい者補助犬への関心や理解を深める取組を推進します。また、身体障害者補助犬法に基づく補助犬の受け入れ等について、関係機関と連携した普及・啓発に努めます。</p>
<p>■ヘルプマーク・ヘルプカードなどの周知・配布【新規】</p>
<p>➤ 周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるヘルプマークを配布し、ヘルプマーク及びヘルプカードを市ホームページから印刷できるようにしたところであり、引き続き、広報紙や市ホームページ、小・中学校との連携などにより、普及・啓発を進めます。</p> <p>➤ 身体内部に障がいのあることを表す「ハート・プラスマーク」や、聞こえが不自由な人を表す「耳マーク」、手話・筆談で対応できることを表す「手話マーク・筆談マーク」などについて、障がいのある人の利便性向上や市民の理解促進のため、普及・啓発を進めます。</p>
<p>■市職員等の研修の実施</p>
<p>➤ 市の福祉に携わる職員のみならず、すべての職員に対して障がいに対する理解を深め、窓口等における障がいのある人への配慮の徹底など職員の資質の向上に努めます。また、公の施設を管理する指定管理者制度の従事者等についても、公共サービスを担う一翼として、障がいのある人についての理解と配慮の徹底に努めます。</p> <p>➤ 手話奉仕員養成講座、要約筆記養成講座、同行援護従事者養成研修、点訳・音訳ボランティア講座などを含めた人材養成講座について、市民及び市内のサービス提供事業所への周知に努めるとともに、すべての職員に対しても受講を奨励していきます。</p>
<p>➤ 市職員に障がいの理解と認識の向上を目的に、主に新規採用職員、管理職員を対象に職員研修を実施しています。新規採用職員研修では、合理的配慮の提供及びアイマスクや車いすなどの体験や当事者の声を聴くことなどを通して、障がいの特性について理解を深めています。管理職研修では、障害者差別解消法、障害者雇用促進法など、法律全般の知識及び合理的配慮等市職員として遵守・留意すべき事項等をテーマとした研修を実施しており、今後も継続して実施することで、職員の資質の向上に努めます。</p>

<p>■エルフェスタの開催</p> <p>➤ エルフェスタ（障がいのある人の就労についての理解啓発及び就労支援ネットワークの構築を目的とするイベント。就労に関する講義及び模擬面談などを行う。）を引き続き実施することにより、障がいのある人の就労促進を図り、障がいのある人の自立をめざします。</p>
<p>■きらめきアートフェスタの開催</p> <p>➤ 平成19（2007）年度から障がいのある人の理解を深める機会として、門真市在住の障がいのある人（子どもを含む）、高齢者などに作品を募集し、門真市保健福祉センター1階アトリウムにて、作品展示・ロビーコンサート・門真市ゆるキャラ（ガラスケ）との写真撮影会、ふれあい喫茶などを実施しており、引き続き継続して行います。</p>
<p>■障がい者差別の問題を含めた人権研修の実施</p> <p>➤ 門真市人権教育研究協議会及び北河内人権教育研究協議会との連携のもと、教職員に対して人権教育研修や実践報告等を行う中で、障がい者差別の問題や障害者差別解消法等を取り扱い、課題の共有と人権教育における障がい者理解や差別解消に向けた教育の充実を図ります。</p> <p>➤ 管理職研修では、障害者差別解消法、障害者雇用促進法など、法律全般の知識及び合理的配慮等市職員として遵守・留意すべき事項等をテーマとした研修を実施しており、今後も継続して実施することで、職員の資質の向上に努めます。</p>

（2）市政や地域活動などへの参加促進

【施策の方向】

障がいの有無にかかわらず、自身の経験や能力を生かしてまちづくりに参画し、協働・共創によるまちづくりを進めていくことが、今後より一層求められます。

障がいのある人のまちづくりや市政への積極的な参画を進めるとともに、各種地域団体との連携を深め、地域活動等への参加の促進を図ります。

また、障がい児（者）団体と連携を強化し、継続的に各団体への加入促進に努めるとともに、各団体の自主的な活動を支援していきます。

【具体的な取組】

<p>■障がい児（者）団体の活動の支援【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 障がいや障がいのある人に対する理解啓発等の活動に取り組む市内の障がい児（者）団体に対し、活動に係る運営費等の一部を助成します。 ➤ 障がい福祉課の窓口等に障がい児（者）団体の作成したチラシ等を設置するなど、広報による活動支援も合わせて行い、各団体の活動の活性化を促します。さらに、障がいのある人同士の交流やコミュニケーションの機会を広げるとともに、情報共有が図れるよう、障がいのある人やその家族等に対して、団体への参加を促します。
<p>■保健福祉センター内「ふれあいコーナー」の運営団体の募集【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 障がいのある人と市民の交流を促進するため、保健福祉センター内「ふれあいコーナー」を活用し、身近な地域でだれもが気軽に参加できる、ふれあいの場づくりを進めます。 ➤ ふれあいコーナーを運営する市内の障がい児（者）団体等を公募にて募集し、門真市障がい者地域協議会で審査の上、自発性と創意工夫によって市民との交流の促進を行う運営団体を決定します。
<p>■障がい福祉サービス提供事業所のPRの推進【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 市内のサービス提供事業所などの人材確保を図るため、広報紙や市ホームページ等において、市内の事業所やその職員紹介など情報発信を進めます。
<p>■市政への参加等における配慮【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 市議会本会議及び審議会などについては、聴覚障がいのある傍聴者からの依頼を受け、手話通訳者等の派遣を行うなど、円滑に本会議等の情報を入手することができるよう取り組みます。 ➤ 必要に応じて、本市主催の各種イベント等への手話通訳者・要約筆記者を派遣するとともに、イベント開催のお知らせやチラシなどに情報保障の用意があることを記載します。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 議場に車椅子使用者席を設け、障がいのある人も本会議の傍聴ができるように整備しているところであり、障がい児（者）団体や市民からの手話通訳者の配置要請があった場合、議会運営委員会において協議をおこない、手話通訳者を配置するように努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 視覚障がいのある人に選挙権の行使に必要な情報を提供するため、選挙公報の音声版を作成します。また、障がい特性に配慮した投票所のバリアフリーのほか、不在者投票及び期日前投票の適切な実施により、投票所での投票が困難な障がいのある人の投票機会の確保に努めます。

(3) 地域でのふれあい、支え合いの促進

【施策の方向】

障がいのある人に対する理解を深めるためには、地域の人々が日頃から知り合い、交流を深めることが重要となります。

障がいのある人もない人も共に理解を深め合えるように、地域での様々な交流ができる機会づくりを促進します。

特に、障がいのある人にとっては、健康を保持し、社会参加することにより、生活の充実にもつながります。

一緒に活動し、交流する仲間づくりを支援することで、様々な余暇活動を楽しむことができるよう、参加しやすい機会づくりに努めます。

また、地域で支え合う重層的なセーフティネットを確保するため、地域住民をはじめ多種多様な主体の参画による「地域共生社会」の実現をめざし、地域福祉施策、高齢者施策、医療関係施策、子ども・子育て関係施策等との整合性を確保し、関係各課等の緊密な連携と協働・共創による総合的で効果的な施策の展開を図ります。

【具体的な取組】

■障がいのある人と市民の交流の促進【新規】
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 保健福祉センター内「ふれあいコーナー」を活用し、身近な地域でだれもが気軽に参加できる、ふれあいの場づくりを進めます。 ➢ ふれあいコーナーの目的や意義などについての周知・啓発を図るとともに、市民が地域での交流やふれあいの場・機会に参加していただけるよう、広報紙や市ホームページなどさまざまな媒体を活用して、その活動などに関する情報提供を進めます。また、社会福祉協議会、障がい福祉関係機関等の協力も得ながら、地域住民と相互理解が深まるよう、日常的な交流の場の確保に努めます。
■地域コミュニティの推進【新規】
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域会議・自治会に対し、障がいのある人が事業に気軽に参画できるように、障がいの特性に応じた合理的な配慮を行ってもらえるよう周知します。
■障がいのある人の自主的活動の支援【新規】
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 障がいのある人が社会を構成する一員として、社会のあらゆる分野の活動に積極的に参加できるよう、社会参加活動に関する情報の提供や必要な福祉サービスの提供などを通じて、障がいのある人の自主的活動等を支援します。
■地域における見守り活動の推進
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 小地域ネットワーク活動において、校区福祉委員を対象に精神障がい者理解促進事業を開催するなど、当事者との交流を通して理解につなげるため、引き続き事業実施団体である市社会福祉協議会への支援を行います。 ➢ 民生委員・児童委員が地域の身近な相談相手として活動を行うことができるよう、情報提供や研修などの支援を行います。

■障がい児（者）団体による自主活動の支援
➤ 障がいのある人の社会参加、余暇支援などを一層推進するため、広報紙や市ホームページ等を通じて、障がい児（者）団体などが行う自主活動を周知し、活動を支援します。
■ボランティアの育成及び活動の促進
➤ 門真市立市民公益活動センターが中心となって、障がいのある人を対象としたボランティア団体等への運営や活動に対する支援を行います。
■障がい理解の普及・啓発等のための自治会（校区自治連合会）への協力依頼
➤ 門真市自治連合会等への協力依頼により、地域の方々への障がい理解の普及・啓発を行います。

基本目標 2. 障がいのある子どもの教育・育成

(1) 就学前の子どもの療育・保育・教育の充実

【施策の方向】

障がいの有無にかかわらず、誰もが共に生きる社会を形成する上で、幼稚園や保育所・認定こども園^{*}等での教育・保育が重要であることから、共に学び、共に遊ぶ機会の拡充を図ります。

また、障がいのある子ども一人ひとりの特性や発達段階での課題に対応した環境や援助、保育・教育の工夫に努めます。

【具体的な取組】

<p>■職員の発達障がいのある子どもへの支援に対する資質向上及び職員研修の充実</p> <p>➤ 障がいのある子どもの保育や教育に必要な知識及び技術の習得に向け、専門的な研修を実施し、保育教諭、保育士、教職員の資質向上を図ります。</p>
<p>■認定こども園、保育所、幼稚園の受け入れ体制の充実</p> <p>➤ 障がいのある子どもの受け入れ促進のため、民間保育施設等に対し障がい児等を保育するに当たり必要となる経費の一部を補助します。また、障がいのある子どものさらなる受け入れ促進のため、補助の拡充等を検討します。</p>
<p>■就学前教育・保育の推進【新規】</p> <p>➤ 幼稚園・保育所・認定こども園など、乳幼児期の子どもたちが生活する場において、関係機関との連携の充実を図りながら早期に障がいを発見し、その保護者に対する相談・指導・助言などの早期支援に努めます。</p>
<p>■就学に関する情報の提供【新規】</p> <p>➤ 就学前の障がいのある子どもの保護者に対して、関係機関と連携し情報提供や就学相談を行い、障がいの状況等に応じた適切な就学先が決定できるよう取り組みます。</p> <p>➤ 就学前の児童に対し、各小学校への教育相談を積極的に促すとともに、児童専門会議において、情報共有を図ります。また、関係機関及び関係部署等と情報共有を図り、支援が必要な児童の状況について適切に把握できるよう努めます。</p>
<p>■就学前および就学後の教育相談の充実【新規】</p> <p>➤ 就学前の障がいのある子どもの保護者に対して、関係機関と連携し情報提供や就学相談を行い、障がいの状況等に応じた適切な就学先が決定できるよう取り組みます。</p>

<p>■重症心身障がい児や医療的ケアを要する子どもに対する支援の推進【新規】</p> <p>➤ 重症心身障がい児や医療的ケアを要する子どもが身近な地域で必要な支援を受けられるとともに、緊急時の受け入れができるよう、関係機関が協力して総合的な支援体制の構築を進めます。</p>
<p>■こども発達支援センターの機能の充実</p> <p>➤ 障がい又は発達障がい（疑いを含む）のある未就学の子どもの通所施設として、こども発達支援センター等が通園児に対して療育・訓練の支援をすることにより、日常生活の基本的な動作や知的技能の習得、集団生活の適応を促します。また、保護者が抱える子どもの特性や課題に関する悩みや不安を解消できるよう、保護者への支援に努めます。</p>

（2）学校教育の充実

【施策の方向】

教育については、適正就学指導※希望の児童・生徒数が増加している中で、保護者が進路選択をより冷静に考え、児童・生徒と一緒に検討できるよう、保護者に対する十分な説明と丁寧な対応が求められるだけでなく、障がいの状況や課題に応じた教育の保障と適切な支援体制に向けた整備が必要です。

また、一人ひとりの教育ニーズに応じた就学を進めるため、本人や保護者の意向を尊重しながら就学指導を行い、小・中学校の教育において、個々の児童・生徒の状況に応じた教育内容の充実を図るとともに、障がいのある児童・生徒に対する正しい理解と認識を深め、「共に学び、共に育つ」好ましい人間関係の育成に努めます。

【具体的な取組】

<p>■障がいのある子どもの社会参加と自立をめざす適切な学校教育の充実</p> <p>➤ 就学相談、教育相談を充実させ、児童・生徒の状況を正確に把握するとともに、保護者と合意形成を図り、基礎的環境整備と合理的配慮を行いながら、障がいのある子どもたちの社会参加と自立をめざす学校教育の充実を図ります。</p>
<p>■人権教育・福祉教育の充実</p> <p>➤ 各校において、教育課程に則った人権教育・福祉教育の充実を図ります。</p>
<p>■不登校・いじめの防止【新規】</p> <p>➤ 門真市いじめ防止基本方針及び各校のいじめ防止基本方針に則って、いじめの防止や早期発見に努めます。また不登校児童・生徒の状況を学校と連携してその要因を把握し、未然防止・早期改善に努めます。</p>

<p>■特別支援学級の充実</p> <p>➤ 支援学級の教室環境の整備を行い、肢体不自由児童・生徒への介助員の配置、医療的ケアが必要な児童・生徒への学校看護師の配置を行います。</p>
<p>■適切な校内通級教室の実施</p> <p>➤ 通級指導教室の定数化の方針に基づき、活用の計画を綿密に立案しながら、大阪府教育庁に対し必要性を訴え、通級指導担当の増員を強く働きかけます。</p>
<p>■進路指導の充実【新規】</p> <p>➤ 学校と連携し、障がいのある児童・生徒の進路についての教育相談等を充実させ、子どもたちの社会参加と自立につながる進路指導を行います。</p>
<p>■巡回相談チーム活動の充実</p> <p>➤ 教育委員会として門真市巡回相談チームを構成し、チーム会議を月1回定例で行うとともに、各専門家の支援も得ながら、各学校において支援が必要と考えられる児童・生徒・保護者に対する教育相談及び学校に対する支援教育上の指導・助言等を充実させます。</p>
<p>■こども発達支援センターでの各種相談、個別療育等</p> <p>➤ 児童・生徒の特性や課題で悩みや不安を抱えておられる小学校・中学校等に通う18歳までの障がい又は発達障がい（疑いを含む）のある子どもの保護者に対して、こども発達支援センターにおいて各種相談を実施し、子どもの特性に応じた関係機関等へとつなぐための支援に努めます。</p> <p>➤ 3歳～10歳（小学4年生）の発達障がい（疑いを含む）のある子どもに対して、個別療育及び小集団でのグループ療育を週1回程度実施することで、子どもの抱えるコミュニケーション能力等の課題の改善を進めるとともに、保護者に子どもの特性の理解を促すことで、保護者の悩みや不安の軽減についての支援に取り組みます。</p>

（3）休日や放課後の生活の充実

【施策の方向】

地域における子ども同士や、世代間での多様な交流の機会等の充実が必要です。

障がいのある子どもが、夏休み等の長期休業期間や放課後の生活を安全に充実して過ごすことができるよう、様々な活動の機会を増やすとともに、居場所づくりの整備を進めます。

【具体的な取組】

<p>■放課後の子どもの居場所づくり</p> <p>➤ 障がいの有無に関わらず、子ども同士が生活を通して共に成長できるよう、放課後児童健全育成事業※における受け入れを推進し、他の事業と連携しながら、放課後における居場所の確保に努めます。また、障がいのある子どもに対する理解を深め、関係機関と連携して適切な支援が行えるよう、研修等による指導員の養成・資質の向上を図ります。</p>
<p>■日中一時支援実施事業所の確保</p> <p>➤ 日中一時支援事業について、障がいのある子どもの保護者の就労支援及び家族の介護負担を緩和・軽減するための支援の充実を図るため、既存のサービス提供事業所の利用枠の拡大及び新規参入事業所の確保に努めます。</p>
<p>■障がい児通所支援サービスによる継続的な療育の提供の実施【新規】</p> <p>➤ 児童福祉法に基づく障がい児通所支援サービスについて、障がい児福祉計画等に基づき、障がいのある子どもの発達段階や支援の必要性に応じて、児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援による適切な支援を提供します。</p>

(4) 地域での子育て支援の推進

【施策の方向】

少子化の進展とさらに進む核家族化の中で、障がいのある子どもの保護者が、子育ての悩みを抱えたまま地域の中で孤立することがないように、引き続き、保護者同士の交流の機会や子育て支援ネットワークによる支援の充実に努めます。

【具体的な取組】

<p>■ライフステージ※に応じた支援体制の構築【新規】</p> <p>➤ 障がいのある子どもへの支援にあたっては、こども発達支援センターを中心に、保健・医療・福祉・教育などの関係機関と連携しライフステージに応じた支援体制の構築を進めます。</p>
<p>■家族が相互に支え合い、情報共有できる場づくり等の支援</p> <p>➤ 各関係機関との連携のもと相談支援の充実に努めるとともに、0歳から18歳までの障がいのある子ども及びその保護者に対してこども発達支援センターが拠点となり、各関係機関と連携しながら情報を共有する場所づくりを支援します。</p>

■悩みや課題を抱える子どもや保護者の支援

- 養育の困難さを抱える家庭への支援の中で、保護者の相談や悩みを傾聴し、必要に応じて健康増進課やこども発達支援センターへ繋げる等の支援を行います。また、状況により、子育て支援課においても子どもの発達検査を実施し、保護者や子どもの所属機関へ対応方法を助言する等による子育て支援を行います。今後も、子育て支援の充実、並びに、児童虐待の予防に向け、支援を継続します。

■こども発達支援センターでの各種相談、個別療育等

- 相談支援、保育所等訪問支援及び、発達障がい児個別療育事業を実施することで、子どもの特性や課題の把握・改善を促すとともに、相談業務を実施して保護者の支援に努めます。

基本目標3. 保健・医療の充実

(1) 障がいの早期発見・早期対応の推進

【施策の方向】

子どもの障がいを早期に発見し、必要な治療と適切な支援を行うことは大変重要です。特に、発達障がいが増加傾向にあると言われていた中で、乳幼児健診後のフォローアップや健診未受診者の把握と支援、発達障がいを的確に診断できる医療機関の確保等が求められています。

乳幼児の各健診の充実や健診後のフォローアップ、未受診児への支援の充実を図ります。

【具体的な取組】

■母子保健事業の充実【新規】
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 障がいや疾患のある保護者に対して、妊娠期・出産期・新生児期・乳幼児期を通じて、地区担当保健師が個別に支援を行い、子どもの状態を適切に見極めつつ、母子の健康保持をはじめ、母親の育児不安、また、障がいの早期発見や児童虐待防止の観点も含めた切れ目ない支援を実施します。
■新生児聴覚検査の推進【新規】
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 妊娠届出時に検査の重要性を周知し、産後2週間の電話相談時や新生児訪問時、また、4か月児健診時に検査結果の把握と未受検の場合は受診勧奨を行います。加えて1歳6か月児・3歳6か月児健診において問診項目の充実を図り、難聴の早期発見・早期療育をめざします。
■乳幼児期における疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育の推進
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 4か月児・1歳6か月児・2歳6か月児歯科・3歳6か月児の各健康診査や経過観察健診を実施し、難聴などの疾病や障がいの早期発見に努め、医療機関や適切な療育施設等に繋ぎ、支援を行います。

(2) 健康の保持・増進

【施策の方向】

障がいのある人にとって、障がいの原因は様々ですが、内部障がいは高齢期になる人も多く、また、知的障がいや精神障がいのある人の生活習慣病等の二次障がいの問題もあり、健康づくりや介護予防が必要です。

引き続き、生活習慣病を予防するための健診やがん検診等の各種検診について周知を図るとともに、健診後の相談・指導の充実や健康の保持・増進のための健康教育の充実を図ります。

【具体的な取組】

<p>■健康相談・健康教育の充実</p> <p>➤ 健康相談は平日に健康増進課にて実施し、日曜・祝日は休日診療所にて実施しています。また、集団健診として障がい者健診を実施し、生活習慣病の早期発見及び予防に努めます。</p>
<p>■難病患者への支援の推進</p> <p>➤ 難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るため、相談支援や情報提供の実施及び保健所等の関係機関との連携による対応を行います。また、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮した対応や福祉サービスの提供に努めます。</p>
<p>■自殺予防対策の推進</p> <p>➤ 自殺の悩みを抱えている人やその家族などの不安や悩みに気づき、早期発見できるよう傾聴ボランティアの養成を図るとともに、様々な場で必要に応じ専門機関等につなぐことができるよう、相談窓口等の周知に努め自殺予防対策を進めていきます。</p> <p>➤ 門真市自殺対策連絡会議（年2回）において、関係機関と連携。「こころといのちのSOSガイドブック」については、3師会へ配付するとともに市民周知を行い、またアルコール依存症に関する各種パンフレット等については、窓口のラックに配架し、市民周知に努めます。3月の自殺対策強化月間には、厚生労働省作成のポスターを保健福祉センター内に掲示。5月のギャンブル依存症問題啓発週間には、広報かどまに掲載し、周知・啓発に努めます。</p>
<p>■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム[*]の推進【新規】</p> <p>➤ 精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉（居宅介護や地域移行・定着支援サービス等）、介護、住まい、社会参加（就労）、教育、地域の助け合いなどを包括的に提供することができる横断的な相談・支援体制の整備に努めます。</p> <p>➤ 退院可能な精神障がいのある人や、地域生活が可能な入所中の知的障がいのある人等の地域移行に向けて、介護保険の適用が可能であれば適切な介護サービスの提供ができるよう関係機関等と連携し、支援に努めます。</p>
<p>■かかりつけ医の奨励【新規】</p> <p>➤ 健康手帳にかかりつけ医の奨励について掲載し、周知しているところですが、令和3（2021）年度に健康手帳が廃止となることから、ポスターの作成や広報紙及び市ホームページを活用した周知・啓発など、新たな取組について検討します。</p>
<p>■必要な医療費の助成【新規】</p> <p>➤ 必要な対象者へ医療を確保するため、各種医療費助成制度の丁寧な説明と市民周知に努めます。</p>

(3) 医療体制の充実

【施策の方向】

専門的な医療を必要とする障がいのある人や難病患者等を支援するため、医師会等の関係機関との連携を図り、専門医の把握や情報の提供に努めます。

また、障がいのある人が歯科診療を受診しやすい体制づくりを進めます。

【具体的な取組】

■障がい者歯科検診と口腔衛生の充実
<p>➤ 保健福祉センター診療所において週1回（水曜日午後）予約制で障がい児（者）を対象に歯科診療を行っており、今後も継続的にう歯（虫歯）や歯周病の予防、口腔機能の保持に努めます。また、地域の医療機関と連携を図り、患者が安心して医療を受けられる医療提供体制の整備を図ります。</p>
■身近な地域における医療機関及び、在宅における医療の提供体制の充実と関係機関の連携促進【新規】
<p>➤ 小児神経科医や児童精神科医等の専門医による健診を保健福祉センターで実施しており、受診が必要な方に対して、適切な療育機関や医療機関を紹介します。</p>

(4) 地域リハビリテーションの推進

【施策の方向】

障がいのある人の社会参加を促進し、共に生きる社会の実現をめざす上で、リハビリテーションの考え方が重要です。

医療的な分野での運動機能の回復訓練だけでなく、総合的な援助が必要です。

障がいのある人が住み慣れた地域で、いきいきと生活できるよう、医療をはじめ保健・福祉、教育等の関係機関や地域団体、地域住民等との連携を図り、これらの分野を統合した地域リハビリテーションの整備を進めます。

【具体的な取組】

■身近な地域でのリハビリテーションの推進【新規】
<p>➤ 障がいの重度化、重複化等の進行防止を図るため、障がいの状態に応じたリハビリテーション等が身近な地域で適切に受けられることができるよう、医療機関、訪問看護ステーション等と連携を図り、障がいのある人へ医療面、福祉面での支援に努めます。</p>

基本目標4. 雇用・就労の促進、経済的自立の支援

(1) 障がいのある人の就労支援の充実

【施策の方向】

障がいのある人の施設や病院からの地域移行が進められていますが、働くことを通じて経済的基盤を確立し、社会参加を図ることは、生活の喜びを得ることと、個人の尊厳を保つ上でも重要です。

障がいのある人の雇用については、障がいの特性や状態に応じて多様な機会の確保が必要ですが、求人が少ないことや障がいの種類により職種が限定されること、通勤手段の問題等により、民間企業における雇用はなかなか進んでいないのが実情です。

こうしたことから、公共職業安定所（ハローワーク※）等の関係機関と連携し、障がいのある人の就業機会の確保と就労継続支援を図ります。

【具体的な取組】

■就労支援体制の充実【新規】
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 障がい者就労施設等を活用しての就労をめざした訓練や就労体験の場として、市役所での庁舎実習を行い、障がいのある人の就労を支援します。 ➢ 一般就労が困難な障がいのある人に対しては、就労継続支援など、その人の能力と適性に応じた就労機会を提供するなど、福祉的就労への支援の推進に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域就労支援センターの相談窓口にて、障がいのある人に対しても、雇用や就労につながることを目的としたアドバイスや支援を行います。
■職業訓練の機会の提供【新規】
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 障がいのある人による職業能力の取得を支援するため、大阪府障がい者職業能力開発校等による職業訓練について、情報提供を行います。
■市役所における庁舎実習の実施【新規】
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 障がいのある人に職場実習の機会を提供し、就労経験を増やすことにより、就労に対する意欲を高めていただくことなどを目的に、障がい者就業・生活支援センター※及びサービス提供事業所等と連携し、市役所の職場での就労体験の機会を提供しているところであり、今後の庁舎実習生の受け入れについて、関係部署との連携も含め検討していきます。

(2) 障がいのある人の雇用の促進

【施策の方向】

障がいのある人が生き生きと働き、生活していくためには事業主やそこで働く人、地域の人々の理解と支援が必要です。

障害者雇用促進法の趣旨に則り、障がいのある人が安心して就労できるよう、障がい者雇用に関する理解の啓発を図るとともに、就労移行支援・就労定着支援の取組を今後も一層進めていきます。

【具体的な取組】

■障がい者雇用に関する理解の啓発強化【新規】
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 障がい者雇用に対する市民や企業などの理解を深めるため、ハローワーク、障がい者就業・生活支援センターなどと連携し、啓発活動を強化します。 ➢ 一般財団法人大阪府人権協会から提供されたチラシを配架する等、障がい者差別の解消に向けた広報活動を行い、障がいのある人の一般就労の場が確保されるよう、理解と協力を働きかけます。
■就労移行支援・就労定着支援の取組【新規】
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 一般就労を希望している障がいのある人に対して、就労に必要な知識及び、能力の向上のために必要な訓練を行う就労移行支援の利用を促進します。 ➢ 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境の変化等により生活面に課題が生じているなどの場合、継続就労を行うため、就職先の企業や、関係機関と連携して相談等の支援を行い、職場への定着を支援します。 ➢ 支援の充実を図るため、既存のサービス提供事業所の利用枠の拡大及び、新規参入事業所の確保に努めます。
■ジョブコーチ*制度の積極的な活用による職場定着率の向上【新規】
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 障がいのある人及び事業主に対して、雇用の前後を通じて障がいの特性を踏まえた直接的・専門的な援助を行う、ジョブコーチ（職場適用援助者）制度の普及と啓発を行い、積極的な活用による障がいのある人の職場定着に取り組みます。
■農業と福祉の連携の取組【新規】
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 農業分野関係機関及び障がい者就労施設等との連携を図り、障がいのある人の農業分野での就労機会の拡大や、ニーズをつなぐマッチングの仕組みづくり等について検討を進めます。 ➢ 福祉農園等の取組に対し、農業委員会などの関係団体と連携しながら、協力・支援を行います。
■障がいのある人を雇用する企業に対する支援の情報提供【新規】
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 障がいのある人を雇用する企業に対する支援が掲載されたチラシ等について、適宜、産業振興課前のラックに配置して、情報提供を行います。

(3) 経済的自立の支援【新規】

【施策の方向】

障がいのある人に対する所得保障は、障がいのある人の経済的自立を図る上で極めて重要です。そのため、障害基礎年金をはじめ、負担の軽減を図るために支給される各種手当制度の周知・啓発に努めます。

また、障がいのある人が地域において自立した生活を営むためには、一般就労はもとより、福祉的就労の充実が不可欠であることから、福祉的就労の活性化を図るとともに、工賃*向上に向けた取組を推進します。

【具体的な取組】

<p>■福祉的就労の工賃向上に向けた取組【新規】</p> <p>➤ 福祉的就労の継続や工賃の向上を図るため、障がい者就業・生活支援センター等と連携し、障がい者就労施設等で作られる製品や提供可能な役務（サービス）を広く周知し、販路の開拓・拡大や民間からの受注促進を支援するとともに、障害者優先調達法に基づき、障がい者就労施設等の提供する物品の購入及び役務の提供に努めます。</p>
<p>■障害者年金、諸手当等の支給【新規】</p> <p>➤ 障害基礎年金をはじめ、特別児童扶養手当、特別障がい者手当や障がい児福祉手当等の諸手当等を支給することにより、障がいのある人及びその家族の経済的、精神的負担の軽減を図ります。また、あらゆる機会を通じて制度の周知に努めます。</p>
<p>■税制上の優遇措置、各種助成制度の周知【新規】</p> <p>➤ 障がいのある人に対する税制上の優遇措置及び交通割引や各種減免・助成制度について周知に努めます。</p>
<p>■必要な医療費の助成【新規】【再掲P77】</p> <p>➤ 必要な対象者へ医療を確保するため、各種医療費助成制度の丁寧な説明と市民周知に努めます。</p>

基本目標5. 生涯学習、文化・スポーツ活動の促進

(1) 生涯学習や文化・芸術活動の促進

【施策の方向】

障がいのある人が社会を構成する一員として、社会のあらゆる分野の活動への積極的な参加を促進し、一人ひとりが持つ個性を発揮することができるまちづくりをめざすとともに、障がいのある人が気軽に生涯学習や文化・芸術活動に親しみ、誰もが共に楽しめる場の提供に努めます。

【具体的な取組】

<p>■生涯を通じた多様な学習機会の提供</p>
<p>➤ 門真市民プラザ、門真市立公民館の指定管理者と協議しながら、だれもが気軽に参加できる講座を多数開催し、多様な学習機会の場を創出してきました。今後も引き続き機会の充実・促進に努めます。</p>
<p>■文化芸術活動の機会の充実・促進【新規】</p>
<p>➤ 門真市民文化会館ルミエールホールの指定管理者と協議しながら、これまでロビーコンサートやまちかど・まちなかコンサート等誰もが音楽に触れることができる機会を創出してきました。また、多目的トイレやスロープ、エレベータを新設し、大ホール及び小ホールに車椅子用鑑賞席を新たに設置するなどバリアフリー化を含めた大規模改修を行い、だれもが文化芸術活動や交流活動等に参加できるよう環境を整えました。今後も引き続き機会の充実・促進に努めます。</p>
<p>【きらめきアートフェスタの開催】（再掲P67）</p>
<p>➤ 平成19（2007）年度から障がいのある人の理解を深める機会として、門真市在住の障がいのある人（子どもを含む）、高齢者などに作品を募集し、門真市保健福祉センター1階アトリウムにて、作品展示・ロビーコンサート・門真市ゆるキャラ（ガラスケ）との写真撮影会、ふれあい喫茶などを実施しており、引き続き継続して行います。</p>
<p>■図書館における啓発用図書や視聴覚ライブラリーの整備・啓発</p>
<p>➤ 障がいのある人や高齢者に提供する資料の収集、非来館型の電子図書館、図書館内では拡大読書器などを活用し、障がいのある人が図書館を利用しやすい環境整備を行います。</p> <p>➤ 障がいのある人の図書館利用を促進するためにサービスの周知に努めます。</p>
<p>■障がい児（者）団体や文化施設等での活動支援</p>
<p>➤ 門真市民文化会館ルミエールホールは、文化芸術活動を支援する拠点である文化施設として位置づけていますが、令和元（2019）年度より社会教育機能をも備えた施設として位置づけ、障がいのある人で構成される団体が文化芸術活動を進んで行えるよう利用料金の減免等の制度を整備しました。今後も障がいのある人が活動しやすいよう支援していきます。</p>

■余暇活動等の社会参加のための外出支援【新規】
➤ 障がいのある人の社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加を支援するため、障がい福祉サービス等提供の円滑な実施に努めます。
■ボランティアを活用した図書館利用における障がいのある人・高齢者等への支援【新規】
➤ ボランティアによる対面朗読、行事の開催等の充実を図ります。

(2) スポーツ・レクリエーション活動の促進

【施策の方向】

障がいのある人が、いきいきとした生活を送るためには、障がいの特性や程度に応じて、趣味の活動やレクリエーション活動等の余暇活動を楽しむことができるようにすることが必要です。また、障がいのある人が自主的にスポーツを行うことができるよう、障がいの特性や程度に応じた配慮を行いつつ、障がい者スポーツの推進を図ることが必要です。

こうしたことから、一緒に活動し、交流する仲間づくりを進めるとともに、様々な余暇活動を楽しむことができるよう、機会の充実や参加のための支援に努めます。

【具体的な取組】

■スポーツの機会の充実
➤ 市内スポーツ団体等により結成された門真市生涯スポーツ推進協議会において、門真市民総合体育大会及びかどま市スポーツレクリエーションフェスティバルの開催を通じて、スポーツに触れる機会を創出していきます。
■障がいの有無にかかわらず誰もが気軽に参加できるスポーツ教室の充実、周知
➤ 門真市生涯スポーツ推進協議会と連携し、障がいのある人対象の体験教室をはじめとして障がいの有無にかかわらず誰もが参加できるニュースポーツの教室を実施するなど、スポーツ・レクリエーション人口の増加に努めます。
■スポーツ施設、文化施設等のバリアフリー化の推進
➤ 平成29（2017）年5月に誰もが身近に利用しやすい生涯スポーツ推進拠点として、施設設備をバリアフリー化した市立総合体育館を整備するなど、市民がスポーツ・レクリエーション活動を行う環境づくりを推進してきました。今後も引き続き、市民の誰もが利用できるよう、施設整備に努めるとともに、施設の職員等が合理的配慮を行うことにより、障がいのある人が安心してスポーツ・レクリエーション活動が行うことができる環境づくりに努めます。
➤ 門真市民文化会館ルミエールホールにおいても、障がいのある市民のみならず誰もが安心して利用できるよう耐震化及びバリアフリー化にかかる大規模改修工事を行いました。今後も引き続き、障がいのある人が進んで文化芸術活動が行うことができる環境づくりに努めます。

基本目標6. 生活支援の充実

(1) 情報提供・コミュニケーション支援の推進

【施策の方向】

障がいのある人は、福祉サービスをはじめとする様々な情報へのアクセスや、日常生活でのコミュニケーションについて不安を感じたり、困難な経験をしていることが少なくありません。

視覚障がいや聴覚障がいのある人だけでなく、知的障がい、精神障がい、発達障がいのある人もできる限り様々な場で自己の意思を表明し、伝達できるようにするとともに、情報の入手を容易にできるよう支援します。

【具体的な取組】

<p>■障がい者相談員の周知及び拡充【新規】</p> <p>➤ 障がいのある人とその家族からの様々な相談に対し、共感的な視点から対応できる、「門真市障がい者相談員」について、さらなる周知及び拡充に努めます。</p>
<p>■行政情報の提供に関する配慮【新規】</p> <p>➤ 障がいのある人の各種福祉情報を掲載した「福祉のしおり」などの情報媒体の充実に努め、障がいのある人やその家族にわかりやすい情報提供を行います。</p> <p>➤ 障がい特性に応じて、ルビ文字付きの文書の作成、FAX番号の明示、誰でも見やすい資料の作成など、障がいのある人に配慮したきめ細やかな行政文書の作成に努めます。</p>
<p>■発達障がいや難病患者への相談支援【新規】</p> <p>➤ 発達障がい、高次脳機能障がい、難病等に関する正しい理解を深める普及・啓発活動を推進するとともに、発達障がいや特定の難病等についても、障がい福祉サービス等の対象であることの周知を図り、それらの障がいのある人とその家族等からの相談に応じ、適切なサービスが利用できるよう支援していきます。</p>
<p>■障がいのある人へのピアサポートの実施</p> <p>➤ 市内2箇所の委託相談支援事業所*のうち、1箇所がピアサポートを実施していますが、今後、すべての委託相談支援事業所がピアサポートを実施できるよう取り組みます。</p>
<p>■わかりやすい災害・避難情報の提供【新規】</p> <p>➤ エリアメール・緊急速報メールや同報系無線、テレビ・ラジオなど、引き続き複数での情報伝達手段による情報提供に努めます。</p>

<p>■障がいのある子どもにかかわる療育や教育支援に関する各種情報の市ホームページ等の媒体を通じた周知【新規】</p> <p>➤ こども発達支援センターで実施する、発達障がい児個別療育事業（HANA）、親子参加療育事業（ひまわりくらぶ）、ペアレントトレーニング連続講座などの各種情報について、引き続き市ホームページ等に掲載し周知していきます。</p>
<p>■広報等による情報提供</p> <p>➤ 視覚障がいのある人への情報伝達手段として、点字広報・声の広報・広報かどま拡大版を作成し、発行しています。声の広報の音源はテープのみでしたが、CDでも聞けるように対応しました。希望者が増えても対応できるようにするなど、今後も継続して行っています。</p>
<p>■障がいのある人の意思決定の支援【新規】</p> <p>➤ 障がいのある人一人ひとりの選択に基づく生活を実現していくため、引き続き、厚生労働省が作成した「障がい福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」に則り、利用者の意思を尊重した障がい福祉サービス等の提供を行います。</p>
<p>■市ホームページの情報アクセシビリティ（情報利用のしやすさ・わかりやすさ）の向上【新規】</p> <p>➤ 市ホームページは令和元（2019）年10月にリニューアルが完了し、アクセシビリティチェック機能への対応が実現し、スマートフォンからの閲覧も可能となりました。また、大規模災害時は軽量版への切り替えが可能となったことから、アクセスがしづらい状況を防げるようになりました。</p> <p>文字拡大機能や背景色変更機能、翻訳機能を備えており、今後も視覚障がいのある人にも利用しやすい市ホームページ運営を行っていきます。</p>
<p>■コミュニケーション支援（意思疎通支援）の充実</p> <p>➤ 障がいのために意思疎通を図ることに支障のある人に対して、手話通訳者、要約筆記者を派遣し、障がいのある人のコミュニケーションを支援します。また、聴覚に障がいのある人等との意思疎通の支援を図るため、手話通訳者・要約筆記者養成研修を実施し、社会福祉協議会などと連携を図りながら、意思疎通支援を担う人材の育成を図り、聴覚に障がいのある人等の社会参加を促進します。</p> <p>➤ コミュニケーションに必要とする日常生活用具の給付制度について、さらなる周知に努めます。</p>
<p>■多様なコミュニケーション手段の利用促進【新規】</p> <p>➤ すべての障がいのある人にとって分け隔てなく容易に情報を得ることができ、意思疎通を十分に図ることができる環境を整備するため、幅広く障がいのある人の情報保障やコミュニケーション手段の利用促進を含めた条例の制定について、検討します。</p>

<p>■ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）やスマートフォン等の普及を見据えた情報提供のあり方の検討【新規】</p>
<p>➤ 市ホームページは令和元（2019）年10月にリニューアルが完了し、アクセシビリティに対応し、スマートフォンからの閲覧も可能となりました。そのほか、文字拡大機能や背景色変更機能、翻訳機能を備えており、今後も視覚障がいのある人にも利用しやすい市ホームページ運営を行っていきます。</p>
<p>➤ 福祉に関する市政情報やサービス情報等の提供に関しては、ICT（情報通信技術）の発達と普及を踏まえ、携帯情報ツールやインターネット等を活用した情報発信について調査・研究を行い、障がい特性に応じた取組を検討します。</p>
<p>■ 点字図書や聴覚障がい者情報提供施設などの周知</p>
<p>➤ アクセシビリティに配慮した図書館ホームページの作成に努めるとともに、広報紙や図書館のホームページ等を活用した障がいのある人に向けてサービスの周知を行います。</p>

（2）相談体制・ケアマネジメント体制の充実

【施策の方向】

障がいのある人やその家族が日常生活上で抱える様々な悩みに関わりながら、それぞれの障がい特性を理解しつつ、適切な助言を行うことが必要です。

また、個々の障がいや複雑化する家庭状況、困難事例に対応するためには、専門的な相談機関や関係課との連携が必要です。

障がいのある人に対する総合的相談、専門的な指導、助言等を担う機関である「門真市障がい者基幹相談支援センター」を中核として、相談支援事業所との連携のもと、障がいのある人やその家族が安心して生活できる環境の整備を図ります。

【具体的な取組】

<p>■ 利用者の障がい特性を理解した介護サービスの体制の充実【新規】</p>
<p>➤ 障がいのある1号被保険者及び特定疾病に該当する2号被保険者が、ニーズに応じた介護保険サービスの利用ができるよう、介護サービスの体制の充実を図ります。</p>
<p>■ 相談支援体制の充実</p>
<p>➤ 門真市障がい者基幹相談支援センターと連携のうえ、障がい福祉に関する様々な問題について、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等を行うほか、利用者にとって身近で相談しやすい窓口としていくとともに、外出が困難な障がいのある人等に対応するため、電話やFAX、メールによる相談のみならず、訪問相談による支援を行います。</p>
<p>➤ 適切なサービス利用計画の作成のために、相談支援事業所やサービス提供事業所との連携強化を図ります。</p>

■ケアマネジメント体制の充実【新規】

- 障がいのある人に対する相談支援は、障がいのある人や家族の悩みの解消のみならず、必要な支援につなぐ大事な要素であることから、障がいのある人とその家族からの多様な相談に対応することができるよう、門真市障がい者基幹相談支援センター及び関係機関と連携して、相談支援業務に従事する者の専門性の向上や、対応力の養成に努めます。

(3) 福祉サービスの充実

【施策の方向】

障がいのある人の地域生活を支えるためには、障がい福祉サービスや地域生活支援事業[※]等の充実が必要となります。サービスの量的確保と、一人ひとりのニーズに対応したきめ細かなサービスの提供が求められます。

門真市障がい者地域協議会において、不足しがちなサービスについてその原因の検討を行い、課題の解決に向けた協議ができるよう、機能強化を図ります。

また、障がいのある人自身はもとより、介護者の高齢化が進むことに伴い、介護者家族の心身の負担が増大すると予測されることから、サービスを利用しないまま、あるいは悩みを抱えたまま家庭や地域で孤立することのないよう、潜在的なニーズの発掘に努めます。

【具体的な取組】

■施設入所者等の地域移行・地域定着支援の推進【新規】

- 大阪府及び医療機関・福祉施設等との連携により、情報や課題を共有・検討することで、退院可能な精神障がいのある人や地域生活が可能な入所中の知的障がいのある人等の把握に努めるとともに、本人の意向等を尊重しながら、安心して退院・退所できる体制づくりなどの取組を通じ、長期入院・入所者の地域への移行を積極的に進めます。
- 退院・退所した人に対しては、相談や訪問、同行などの地域定着支援を進め、障がい福祉サービスや、関係機関につなげるなどして、地域での生活を支えます。
- 入院当初より医療機関と連携することで、長期入院に至らないよう丁寧な支援に努めます。

■グループホーム開設等に向けた情報提供【新規】

- 入所施設・精神科病院等からの地域生活への移行、障がいのある人の高齢化、重度化及び介護者等の高齢化などにより、グループホームの利用希望者は今後も増加することが見込まれることから、障がいのある人やその家族が住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、引き続きグループホームの新規開設等に向け、サービス提供事業所等への情報提供及び働きかけを行います。

<p>■障がい福祉サービス等の提供及び利用促進【新規】</p>
<p>➤ 障がいのある人の日常生活を支える障がい福祉サービス等について、障がい福祉計画等に基づき、サービスの提供と利用促進に努めます。また、難病のある人や常時介護を必要とする重度の障がいのある人、強度行動障がいのある人及び医療的なケアが必要な人など、障がいのある人等の多様な介護ニーズに対応できる体制の充実を図ります。</p>
<p>■介護保険適用年齢に達している障がいのある人の高齢化に伴う支援【新規】</p>
<p>➤ 障がいのある人の高齢化に伴い、障がい福祉サービスから介護保険サービス等、高齢者福祉サービスへの円滑な移行を図るとともに、必要に応じて障がいの特性を踏まえた障がい福祉サービスが提供できるようサービスの連携や情報提供等に取り組みます。</p>
<p>➤ 介護保険適用年齢に達する障がいのある人に対して、必要とされるサービスが途切れないよう、介護保険サービスへの円滑な移行を図るとともに、障がいの特性を踏まえ、指定特定相談支援事業所及び居宅介護支援事業所等と連携を図りながら、適切な支援に努めます。</p>
<p>■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの推進【新規】【再掲P77】</p>
<p>➤ 精神障がいのある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉（居宅介護や地域移行・定着支援サービス等）、介護、住まい、社会参加（就労）、教育、地域の助け合いなどを包括的に提供することができる横断的な相談・支援体制の整備を進めます。</p>
<p>➤ 退院可能な精神障がいのある人や、地域生活が可能な入所中の知的障がいのある人等の地域移行に向けて、介護保険の適用が可能であれば、適切な介護サービスの提供ができるよう関係機関等と連携し、支援に努めます。</p>
<p>■矯正施設からの出所者等に対する支援の推進【新規】</p>
<p>➤ 犯罪を犯した高齢者や障がいのある人などが、矯正施設出所後に円滑な社会復帰が可能となるよう、再犯防止等の推進に関する法律に基づき、取組を進めます。</p>
<p>➤ 障がいのある人を含む罪に問われた方の更正支援を目的として、更生保護団体である門真地区保護司会の活動への支援を行っています。少年の非行防止や更生の援助を図るため、社会を明るくする運動門真市実施委員会が行なう啓発活動に対して、補助金の交付を行うなど、引き続き、支援の推進に取り組みます。</p>
<p>➤ 障がいのある人の人権を含む様々な人権課題を抱える市民を対象に、人権相談を継続して実施します。</p>

(4) サービスの質の向上

【施策の方向】

障がいのある人が適切なサービスを利用できない場合、日常生活又は社会生活を営むことが妨げられ、社会参加の機会が制限されるおそれがあります。事業者による適切なサービスの提供及び質の向上は、サービスの利用者にとって、とても重要です。

そのため、利用者一人ひとりに対応した適切なものとなるよう、各サービスの質の向上のための取組を促進します。

【具体的な取組】

■サービスの質の向上
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 障がいのある人が、自身の障がい特性に合ったサービス等提供事業者を比較・検討することができる、「障がい福祉サービス等情報公表制度」の活用等により、個々のニーズに応じた良質なサービスを選択することができるよう、同制度の周知に努めるとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ります。 ➤ 引き続き、大阪府が事業所に対して監査を実施した際に、事業所に対する指導内容等の情報共有を進めるとともに、関係法令を遵守し、適切なサービスが提供されるよう、適宜、各種法令の改正や通知等について周知を図ります。
■サービス提供事業者における福祉人材の確保・育成
<ul style="list-style-type: none"> ➤ サービス提供事業者に対して、障がいのある人等への対応に重要な役割を持つホームヘルパー、ガイドヘルパー、手話通訳者、要約筆記、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門職種の人材確保と資質の向上を働きかけていきます。 ➤ 障がい特性を理解したホームヘルパーの養成及び技術を向上させるために、大阪府や関係機関などで実施される研修会等への積極的な参加を促します。
■サービス提供事業者との情報共有及び連携強化【新規】
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市内のサービス提供事業者との連携を強化し、本市における福祉・介護サービスの質の維持向上を図るため、情報共有を行います。また、サービス提供事業者と意見交換をしながら、人材の確保の視点で取組を検討します。

基本目標 7. 差別の解消と権利擁護の推進

(1) 障がいのある人への差別解消・合理的配慮の促進

【施策の方向】

障がいのある人は、就職をはじめ、住宅を借りるなどの暮らしの基盤の確保から、日常生活に至るまで、様々な不利となる条件に置かれております。そのため、障がいのある人に対する差別や偏見を解消するに至っていません。

「障害者差別解消法」において、自治体は、障がいのある人に対する差別的取扱いの禁止と障がいのある人の要望等に応じて、日常生活や社会参加の障壁を取り除く配慮を行うことが法的に義務づけられています。令和元（2019）年度門真市市民意識調査では、障害者差別解消法を知っている市民の割合は18.5%となっており、「門真市第6次総合計画」では、これを60%にすることを目標としていることから、差別の解消に向けた普及・啓発に積極的に取り組む必要があります。

これまでもノーマライゼーションとリハビリテーションの理念のもとに、障がいのある人の人権の尊重、その人らしく生きる権利の擁護をめざして取組を進めてきましたが、今後より一層、障がいのある人の人権の尊重と権利擁護の推進を図ります。

【具体的な取組】

■差別の解消に向けた普及・啓発
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 障がいと障がいのある人に関する正しい知識の普及や理解の促進を図るため、障害者差別解消法の理念や「障がいを理由とする差別」、「合理的配慮」の提供等の事例を広報紙や市ホームページ等を通じて、周知・啓発を図ります。 ➤ 門真市障がい者地域協議会及び差別解消部会における事例検討や情報共有等を通じて、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を推進します。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 障害者差別解消法の趣旨を踏まえて、全職員を対象として策定した門真市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領等に基づき、障がいのある人の日常生活や社会参加の障壁を取り除く配慮を行います。
■人権相談の実施【新規】
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 障がいのある人の人権を含む様々な人権課題を抱える市民を対象に、人権相談を継続して実施します。

(2) 障がいのある人への虐待の防止

【施策の方向】

「障害者虐待防止法」に基づき、障がいのある人への虐待の防止と早期発見のための啓発・支援を実施しています。

障がい者虐待の通報相談は、障がい者虐待防止センターと市が協力し、24時間受付ができる体制をとっています。聴覚障がいのある人からの通報も受けられるよう、FAXでも24時間受付を行っています。今後とも引き続き、メール等を活用した相談・通報の受付など、障がい者虐待の通報に対して、迅速かつ確に対応することができる体制の整備を進めます。

虐待されている障がいのある人だけでなく、虐待している人が抱える問題の解決に向けて、関係機関や地域団体等との連携を強化し、適切な支援を図ります。

【具体的な取組】

■虐待の未然防止及び早期発見・早期対応
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「障害者虐待防止法」の適正な運用を通じて、障がいのある人への虐待を防止するとともに、障がいのある人の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、相談・問題解決等を実施する体制の充実に取り組むことにより、障がいのある人の権利擁護のための取組を推進します。
■虐待防止の普及・啓発
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 障がいのある人に対する虐待を防止するため、市民及びサービス提供事業者等に向けて、門真市障がい者基幹相談支援センター（障がい者虐待防止センター）による研修会等を開催し、虐待防止や権利擁護の意識啓発を推進します。また、市内のサービス提供事業所等に対し、さらなる障害者虐待防止法の周知徹底に努めます。

(3) 権利擁護の推進

【施策の方向】

障がいのある人が、尊厳を持って暮らすことができるよう、人権尊重の考え方にに基づき、地域住民やサービス提供事業者等と連携し、日常生活の相談やサービス利用、金銭管理、財産保全等の支援の充実に努めます。

【具体的な取組】

■権利擁護制度の普及・啓発
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 障がいにより判断能力に不安のある人が、金銭管理等の必要な支援を受けることで安心して暮らせるよう、権利擁護事業についての啓発、利用促進を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 判断能力が十分でない障がいのある人等の権利を守るため、地域の身近な関係を活かした成年後見人である市民後見人の養成を進めていきます。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 知的障がい・精神障がいのある人の福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援として、日常生活自立支援事業を実施しています。事業の周知を図るため、毎年10月に市内全戸配布の機関誌にて事業の啓発を行っており、継続して実施します。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 知的障がい・精神障がいのある人のうち、生活保護を受給し様々な生活上の問題を抱える世帯に対し、生活保護受給者権利擁護支援事業を行い、生活課題の改善に向けた支援を行っており、継続して実施します。
■成年後見制度利用支援事業の実施【新規】
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 障がい福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用と認められる知的障がいのある人または精神障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援することでその権利擁護を図るため、後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である場合に、必要となる経費の全部または一部について補助を行います。
■市民相談、法律相談の実施【新規】
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 生活の中の身近な問題や市政全般について、市民相談を継続して実施します。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 弁護士による無料法律相談を継続して実施します。

基本目標 8. 住みよい環境づくり

(1) 住みよいまちづくりの推進

【施策の方向】

障がいのある人にとって自由に外出し、社会参加できる環境は、子どもや高齢者等、誰にとっても快適に暮らすための基盤となります。今後も安全・安心・快適に利用できる都市施設の整備を計画的に進めるために、障がいのある人等の交通の利便性の向上を図っていきます。

また、住み慣れた地域で、安全・安心・快適に暮らせる住まいの確保が求められています。特に親亡き後の住まいの確保は、障がいのある人を抱えた保護者の大きな不安となっています。今後も、施設や病院から地域への移行が進められている中で、グループホーム、民間賃貸住宅等、障がいの状況に合わせた住まいの確保に努めます。

障がいのある人が居宅において安心して過ごせるように、バリアフリー化等、住宅の質の向上を図ることも必要であり、障がいのある人それぞれの状態やニーズに応じて適切な住宅が確保できるよう、グループホームの充実を図り、公的賃貸住宅の的確な供給や民間賃貸住宅への円滑な入居を支援します。

【具体的な取組】

<p>■公共交通の整備・充実（交通安全施設の整備）【新規】</p> <p>➤ コミュニティバス路線の維持や利便性の向上に努め、高齢者や障がいのある人が利用しやすい環境整備に努めます。</p>
<p>■各種交通機関等における助成【新規】</p> <p>➤ 各種公共交通機関における料金割引を周知して、障がいのある人が移動しやすい環境を整えます。</p>
<p>■公共交通機関旅客施設等における総合的な安全対策【新規】</p> <p>➤ 公共交通施設における障がい特性に配慮した案内表示等を設置するなど、鉄道事業者へ要望するとともに、可動式ホーム柵等の転落防止施設の整備については、整備費用の一部を助成するなど整備促進に努めます。</p>
<p>■めいわく駐車・放置自転車対策の推進【新規】</p> <p>➤ 放置自転車対策については、市内鉄道駅6駅を中心に放置自転車への街頭指導（警告札の貼付と声掛け）及び移送撤去を行っています。これらの取組により、障がいのある人の移動空間の確保を今後も行っていきます。また、めいわく駐車については、適宜所管の警察署と連携して対策に努めます。</p>
<p>■交通マナーに対する市民意識の啓発【新規】</p> <p>➤ 春及び秋の全国交通安全運動における啓発キャンペーンをはじめとして、自治会区におけるキャンペーン等に赴き、市民へ正しい自転車の乗り方や、交通マナーの順守について周知を図っており、今後もこうした取組を継続します。</p>

<p>■市営住宅の供給【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 市営住宅入居募集時に、障がい者世帯等を対象とした「福祉世帯」枠を設けているほか、車いす常用者世帯向けの住宅を整備するなど、障がい者世帯が応募しやすい環境づくりに努めます。 ➤ 市営住宅の住戸をグループホームとして継続して提供していきます。
<p>■民間賃貸住宅の確保【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 障がいのある人が民間賃貸住宅を借りられる際に賃貸契約を結びやすくするため、大阪府では「あんぜん・あんしん賃貸検索システム※」が整備されています。賃貸物件の契約等の相談があった際は、このシステムを活用するなど、賃貸物件が借りられやすくなるよう努めるとともに、市ホームページ等を通じて情報提供を行い、制度の普及に努めます。
<p>■地域生活支援拠点の安定的かつ継続的な運営【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 障がいのある人の高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能を集約し、地域の障がいのある人を支援する「地域生活支援拠点」の事業運営においては、門真市障がい者地域協議会の場を活用し、効果的な運営がなされているかの評価の実施などを通じて、安定的かつ継続的な運営に向けた取組を推進します。また、当該拠点を中核とし、関係機関との連携及び地域の社会資源を活用した取組に努めます。
<p>■道路のバリアフリー化、生活道路における歩行者等の安全な通行の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 誰もが安全で快適に道路を利用できるよう、道路のバリアフリー化に取り組みます。具体的には、段差の解消、視覚障害者用誘導ブロックの設置などのバリアフリー化を行います。
<p>■住宅のバリアフリー化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 障がいのある人が地域で安心して住み続けることができるよう、住宅改造助成事業を推進します。
<p>■公共施設等のバリアフリー化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 公共施設の新設はもとより、改修工事の機会も捉え、バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例の規定に基づき、すべての人が利用しやすい施設整備を進めます。
<p>■バリアフリー意識の浸透</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ バリアフリー意識の浸透を促すため、意識啓発などの取組について鉄道事業者等への働きかけに努めます。
<p>■ユニバーサルデザインの普及【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 障がいのある人等の立場に立って課題や改善点を把握し、障がいのある人等が安全・快適に利用できるユニバーサルデザインの普及・啓発に取り組みます。

(2) 防災対策の推進

【施策の方向】

災害時には、災害が原因で亡くなる人の割合は、障がいのある人の方が障がいのない人よりも高いことがあげられています。

東日本大震災では、地震と共に津波の被害が甚大なものになりましたが、医療的ケアの必要な障がいのある人やパニック障がい*のある人、精神障がいのある人、視覚障がいのある人、聴覚障がいのある人等の安否確認や避難所での暮らしの問題が改めて浮き彫りになりました。

日頃から地域の中で顔の見える関係づくりを構築し、災害時における障がいのある人等の安否確認や避難誘導、災害情報の提供等、迅速かつ円滑に実施する体制づくりや福祉避難所の確保等を進めます。

【具体的な取組】

<p>■避難行動要支援者の把握及び避難支援体制づくり</p>
<p>➤ 災害対策基本法の改正に伴い、市町村に作成が義務付けられた避難行動要支援者の名簿の作成を行うとともに、避難行動要支援者名簿の対象者のうち、日頃から守口市門真市消防組合及び民生委員・児童委員に名簿情報を提供することに同意した方のみ掲載される同意者名簿を作成し、地域福祉の分野においても日頃の見守り活動に活用しています。引き続き、名簿の管理と更新を関係各課と連携して行います。</p> <p>➤ 障がい特性に応じた避難支援対策なども盛り込んだ「避難行動要支援者マニュアル」を作成し、市ホームページ等で周知しており、必要に応じて適宜内容の見直しを行います。また、点字版を作成したことから、音声版の作成に努めます。</p>
<p>■防災知識の普及・啓発及び意識の高揚【新規】</p>
<p>➤ 引き続き、市職員による防災講話や広報紙などで、避難所の周知をはじめとする防災啓発を行います。また、地域等から依頼される防災講話や防災訓練の支援を引き続き行います。</p> <p>➤ 市総合防災訓練及び地域の防災訓練に多様な主体が参加することが出来るよう、関係機関や関係団体などと協働し、参加促進に努めます。</p>
<p>■福祉避難所・福祉避難スペースの確保</p>
<p>➤ 災害時に避難所で避難生活を送ることが困難な要配慮者*が避難生活を送るための二次的な避難所として、福祉避難所の指定について検討を行い、社会福祉法人7人と「災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定」を締結しました。引き続き、福祉避難所の確保に努めます。また、市内ホテル1社と協定を締結し、避難場所の確保に努めました。引き続き、他の市内ホテルとの協議を進め、避難場所のさらなる確保に努めます。</p>

<p>■災害時の聴覚、音声・言語機能障がいのある人の緊急通報対応【新規】</p> <p>➤ 消防署との連携を強化し、聴覚、音声・言語機能障がいのある人の緊急時の通信手段である「ファックス119番」、「メール119」、「NET119※」の利用を促進します。</p>
<p>■災害発生時の障がいのある人等への情報伝達体制の推進</p> <p>➤ エリアメール・緊急速報メールや同報系無線、テレビ・ラジオなど、引き続き複数での情報伝達手段の確保に努めます。</p>

(3) 防犯対策の推進

【施策の方向】

障がいのある人は、犯罪や事故に遭う危険性が高く、また、詐欺や消費者被害等の手口に関する情報等も得にくいことから、犯罪や事故の被害に遭うことの不安感を除くとともに、緊急時の対応が行えるよう、警察等関係機関との連携により、防犯に関する意識を高め、緊急時の連絡先についての情報提供等を進めます。

【具体的な取組】

<p>■悪質商法などの消費者被害及び振り込め詐欺等の特殊詐欺被害に関する情報提供と啓発の推進</p> <p>➤ 特殊詐欺や悪質商法への消費者被害を防止するため、消費生活相談員が地域へ出向き、「くらしの講座」を実施し、悪質・巧妙化してきている手口について周知・啓発します。</p>
<p>■消費者相談の受付等、障がいのある人に配慮した相談体制【新規】</p> <p>➤ FAXや電子メールでの相談は受け付けていませんが、障がいのある人に配慮した相談体制としては、聴覚障がいのある人が相談に来られた際、本人の希望により、障がい福祉課から手話通訳者を派遣して対応しています。</p> <p>➤ 大阪府と大阪市が共同で発信する消費生活情報誌「くらしすと」の点字版を消費生活センターに配架するなど、引き続き啓発に努めます。</p>
<p>■障がいのある人等に対する消費者被害対策の推進【新規】</p> <p>➤ 障がいのある人、高齢者、認知症等により判断力が不十分となった人などの消費者被害を防止するため、平成30（2018）年度に市及び地域の関係者が連携した「門真市消費者安全確保地域協議会」を構築しています。</p>
<p>■消費者被害防止のための見守りネットワークの構築等【新規】</p> <p>➤ 門真市消費者安全確保地域協議会においては、構成員間で障がいのある人及び高齢者へ消費者被害の情報共有や、見守り活動の中で発見された消費者被害の情報を、見守りの担い手が消費生活センターへつなぐなど、消費者被害の未然防止と早期発見による被害の拡大防止を図っており、引き続き見守り活動を継続します。</p>

<p>■メール等を活用した犯罪発生情報や不審者出没情報等の迅速な提供【新規】</p> <p>➤ 安まちメール*を活用した犯罪発生情報や不審者情報の迅速な提供を行えるよう、地域安全運動期間や歳末特別警戒期間でのチラシにて安まちメールの登録の啓発を行います。</p>
<p>■障がいのある人や高齢者等に配慮した防災・防犯意識の普及・啓発、指導等【新規】</p> <p>➤ 各小学校体育館を利用した防犯キャンペーンを実施することにより、市民の防犯意識の普及・啓発を行います。</p>
<p>■自主防犯活動組織の育成、活動支援、関係機関及び関係団体との連携【新規】</p> <p>➤ 市内116防犯支部に対して、支部助成金及び歳末特別警戒における報償費の交付を行い、活動を支援しており、今後も継続して行います。</p>
<p>■防犯体制の強化</p> <p>➤ 防犯カメラの設置及び、防犯灯のLED化を促進します。</p>

(4) 感染症対策の推進【新規】

【施策の方向】

本市における新型コロナウイルスや新型インフルエンザ等感染症への対応等については、「門真市新型インフルエンザ等対策行動計画」を基に、感染症の拡大防止に努めているところであり、引き続き、感染症の拡大を可能な限り抑制し、市民の生命・健康を保持するとともに、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるよう関係機関と連携を図り、感染防止対策の充実に努めます。

また、障がい者支援施設は、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要です。引き続き、感染防止対策を厳重に徹底した上での適切なサービスを実施するとともに、関係機関と連携のもと、感染症発生時の円滑な情報共有等を図ります。

その一方で、新型コロナウイルス感染症の影響で社会が大きく変化し、感染拡大を防ぐために「新しい生活様式」の実践を前提にウィズコロナ時代*に則した生活スタイルの転換が求められており、身近に新型コロナウイルスの存在を想定した感染症対策が必要となります。

今後とも、市民の命と健康を守りながら、安心して暮らしていけるよう、長期的な視点をもって、「新しい生活様式」をふまえた感染防止に向けた取組を推進します。

【具体的な取組】

■新型コロナウイルスや新型インフルエンザ等感染症への対応【新規】	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市内の事業所向けに感染症関連情報等を速やかに発信し、感染者発生時の連絡・届出・相談対応についても事業所等と連携して、引き続き対応していきます。 ➤ 聴覚障がいのある人にとって、相手の表情や口元の動き（口形）はコミュニケーションの一部となりますが、新型コロナウイルスの感染対策として、マスクを装着していると表情や口形が見えず、意思疎通の障壁となります。このため、感染症対策等でマスクを外すことができない場合は、コミュニケーションボードの活用やメモ、イラストなどの補助手段での配慮に努めます。また、表情や口元が見えるよう、必要に応じてフェイスシールドや透明マスク等を用いたコミュニケーションを図るなどの配慮に努めます。 ➤ 新型コロナウイルス感染症等により、手話通訳者の同行が困難な際のスマートフォンやタブレット端末などを用いた「遠隔手話通訳サービス」及び「電話リレーサービス」について、情報周知を図るとともに、利用を促進していきます。 ➤ 聴覚、音声・言語機能障がいのある人は見た目にはわかりづらいために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上での不安が少なくないことから、聞こえが不自由なことを表す「耳マーク」や合理的配慮を求める「筆談マーク」、「手話マーク」等の普及・啓発に努めます。 	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 災害時における新型コロナウイルスの感染防止対応については、大阪府の「避難所運営マニュアル作成指針」を取り入れた「門真市避難所運営の支援マニュアル新型コロナウイルス感染症対応編（COVID-19）」を基に、避難所開設の職員研修、訓練を実施していきます。 ➤ 新型コロナウイルスの感染症拡大防止策を実施するため、非接触型体温計などを購入し備蓄しています。 	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 感染症対策に関する正しい知識と情報を速やかに発信していきます。 ➤ 保健所、医療機関等と連携し、感染拡大の防止に向けた対策を講じます。 	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 新型コロナウイルス感染症に関連した不当な差別・偏見は許されないものであり、このような行為を行わないよう呼びかけ啓発するとともに、人権相談の窓口を周知するなど、人権擁護の取組を継続して実施します。 	

■障がい福祉サービス提供事業所における感染予防対策【新規】

- 障がい福祉サービス提供事業所等においては、各事業所が策定した感染症対応マニュアル等に沿って日頃から感染症対策に取り組んでいるところですが、厚生労働省や大阪府、門真市のホームページなどを適宜確認し、最新の新型コロナウイルス関連情報の収集に努めるとともに、職員・事業所利用者への対策について遺漏がないように、引き続き情報連携を図ります。
- 福祉サービス提供事業所の利用者や職員に感染防止にかかる周知徹底を図るとともに、施設等における感染発生の疑い及び感染を把握した場合は、速やかに連絡し、指示を受けるよう周知徹底を行います。また、速やかに当該施設内等での情報共有を行うとともに、指定権者や関係市町村等への報告を行うよう、引き続き情報連携を図ります。

■日頃からの感染拡大防止に向けた取組の徹底【新規】

- 新型コロナウイルス感染拡大を防ぐために、「新しい生活様式」として、一人ひとりが感染防止の3つの基本、対策を取り入れた生活様式を実践することが求められています。市民が「新しい生活様式」を日常化し、社会全体の取組として実施することができるよう、情報の周知に努めます。

第5章 計画の推進

1 計画の広報・周知

この計画がめざすべき将来像「一人ひとりの個性が輝き、誰もが安心していきいきと暮らし、支え合う共生のまち かどま」を実現するためには、市行政のみならず、障がいのある人、家族、関係団体、地域の住民、企業等の各主体が一体となって取り組むことが重要であることから、計画の内容について広報紙や市ホームページ等による周知や情報提供を図ります。

2 庁内の推進体制

この計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉分野をはじめ、人権、教育、生涯学習、産業、就労・雇用、交通・住宅・生活環境等多岐にわたります。

このため、計画の推進にあたっては、関係各課等の緊密な連携を図り、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

また、この計画に基づく施策を実効性をもって推進するため、国や府の制度・施策等の大きな変革があった場合には、計画策定において組織した「門真市障がい者計画策定推進委員会」において、必要に応じて計画の見直しを行います。

3 関係機関との連携と協働・共創による推進体制

この計画を推進していくため、地域での見守りや支援、災害時の避難や安否確認、緊急時の対応、防犯、虐待の防止等の取組については、大阪府をはじめ市社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等関係機関や地域団体、当事者団体、地域の住民、サービス提供事業者、企業等との連携と協働・共創による推進体制の構築を図ります。

4 門真市障がい者地域協議会の活用

この計画は、障がいのある人に関する施策の将来的な方向を定めた計画であるため、地域における障がい福祉システムづくりに関する中核的な役割を果たす「門真市障がい者地域協議会」において、進捗状況や推進方法の検討を行い、円滑な推進を図ります。

資料編

1 計画の策定経過

年月	項目	具体的作業	会議（委員会・地域協議会）
令和2年 (2020) 5月	現況の把握と整理	策定方針 統計データ等の動向把握 施策評価調査シートの配布回収	
6月	骨子案の作成	計画の進捗状況の確認 計画骨子案等の審議	第1回門真市障がい者計画策定推進委員会 第1回門真市障がい福祉計画・障がい児福祉計画作成委員会（6/29開催）
7月	骨子案の検討	諮問・計画骨子案等の 審議	第1回門真市障がい者地域協議会 （7/31開催）
8～9月	目標設定 計画素案の作成	成果目標、活動指標等の検討 計画素案の内容協議	
10月	計画素案の検討	計画素案等の審議、成 果目標活動指標等の見 込量の確定	第2回門真市障がい者計画策定推進委員会 第2回門真市障がい福祉計画・障がい児福 祉計画作成委員会（10/22開催）
		計画素案等の審議	第2回門真市障がい者地域協議会 （10/29開催）
11月	計画案等の検討		
12月	計画案等の検討	計画案等の審議、広報 用パブリックコメント 原稿の内容協議	第3回門真市障がい者計画策定推進委員会 第3回門真市障がい福祉計画・障がい児福 祉計画作成委員会（12/21開催）
			第3回門真市障がい者地域協議会 （12/23開催）
令和3年 (2021) 1月8日～ 1月27日	パブリックコメント実施		
2月上旬	最終計画（案）の 検討	パブリックコメント意 見集約の結果、回答案 の検討協議 計画の推進体制、点検、 評価内容の確定最終計 画（案）の検討協議	第4回門真市障がい者計画策定推進委員会 第4回門真市障がい福祉計画・障がい児福 祉計画作成委員会（2/8開催）
2月中旬		計画案・答申案等の審 議・答申	第4回門真市障がい者地域協議会 （2/16開催）
3月上旬	計画内容の確定、 印刷	大阪府と法定協議（障がい福祉計画・障がい児福祉計画） 計画案（確定）	
3月下旬		計画書の印刷製本、計画冊子を庁内・関係機関に配付、広報用計画周知、原稿の内容協議	
4月1日～	計画施行		

2 諮問書



門保障第 993 号
令和 2 年 7 月 31 日

門真市障がい者地域協議会
会長 小寺 鐵也 様

門真市長 宮本 一孝



門真市障がい者計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画について（諮問）

門真市第 4 次障がい者計画及び門真市第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画を策定するために必要な事項について、貴協議会の意見を求めます。

3 答申書

門 障 地 第 5 号
令和3年2月16日

門真市長 宮本 一孝 様

門真市障がい者地域協議会

会長 小寺 鏡也

門真市第4次障がい者計画及び第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉
計画について（答申）

当協議会は、令和2年7月31日付門保障第993号により諮問されました「門真市第4次障がい者計画及び第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画を策定するための必要な事項」につきまして、4回にわたり協議会を開催し、慎重に審議を重ねた結果、別添「門真市第4次障がい者計画及び第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（案）」といたしましたので、ここに答申いたします。

4 門真市附属機関に関する条例（抜粋）

（設置）

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、執行機関及び上下水道事業管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関は、別表に定めるとおりとする。

（委任）

第2条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、別表に規定する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関等が定める。

附 則（平成29年3月31日門真市条例第9号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第1条関係）

1 市長の附属機関

名称	担任する事務
門真市障害者地域協議会	障害者等への支援体制の整備を図るために必要な事項についての調査審議等に関する事務

5 門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例若しくは規則の定めのあるものを除くほか、門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 条例別表1の項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の組織、委員の定数、構成及び任期並びに庶務担当機関は、別表に定めるとおりとする。

（委嘱又は任命）

第3条 附属機関の委員（以下「委員」という。）は、別表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

2 委員は、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長等及び副会長等）

第4条 別表の組織の欄に掲げる会長又は委員長（以下「会長等」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）は、委員の互選により定める。

2 会長等は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、会長等があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 附属機関の会議（以下「会議」という。）は、会長等が招集し、その議長となる。ただし、会長等が定められていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第6条 会長等が必要と認めるときは、附属機関に専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 前2条の規定は、部会について準用する。

3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長等が定める。

(関係者の出席等)

第7条 附属機関は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第2条―第4条関係)

名称	組織	委員の定数	委員の構成	委員の任期	庶務担当機関
門真市障害者地域協議会	会長 副会長	16人 以内	(1) 学識経験者 (2) 医療団体を代表する者 (3) 福祉団体を代表する者 (4) 教育団体を代表する者 (5) 関係団体を代表する者 (6) 本市の職員 (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者	2年	保健福祉部障がい福祉課

6 門真市障がい者地域協議会委員名簿

(順不同・敬称略)

区 分	所属団体名・職名等	氏 名
学識経験者	学校法人綜藝種智院 種智院大学 教授	小寺 鐵也
医療団体を 代表する者	一般社団法人 門真市医師会 理事	小原 時郎
	大阪府守口保健所 所長	松本 一美
福祉団体を 代表する者	社会福祉法人 門真市社会福祉協議会 次長兼課長	藤江 冬人
	門真市民生委員児童委員協議会 副会長	東野 明美
	門真市障がい福祉を考える会	本木 零
	社会福祉法人 晋栄福祉会 総合施設長	大北 淳
	門真市障がい者相談支援事業所 あん 施設長	高田 雅章
	地域生活支援拠点 ジェイ・エス 法人本部本部長	石橋 雅洋
教育団体を 代表する者	大阪府立守口支援学校 校長	可知 万千代
関係団体を 代表する者	門真公共職業安定所 統括職業指導官	井上 のり子
	門真市身体障害者福祉会 会長	中井 悌治
	特定非営利活動法人 門真市手をつなぐ育成会 理事長	東野 弓子
	門真クラブ・合同スタッフ会議 代表 ふろんていあ施設長	北本 宗一郎
本市の職員	門真市立こども発達支援センター センター長	石丸 琢也
	門真市保健福祉部次長兼福祉事務所長	山本 栄子

7 門真市障害者計画策定推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者計画を策定するとともに当該計画を推進するため、門真市障害者計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は障がい福祉課長の職にある者とし、副委員長は福祉政策課長の職にある者とする。

3 委員は、次の表に掲げるものとする。

企画課長、危機管理課長、地域政策課長、産業振興課長、人権市民相談課長、生涯学習課長、健康増進課長、高齢福祉課長、こども政策課長、こども発達支援センター長、都市政策課長、教育委員会事務局学校教育課長

4 前項に定める者のほか、門真市社会福祉協議会事務局の職員を委員に加えることができる。

(職務)

第3条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(下部組織の設置)

第5条 委員会は、具体的な計画を企画立案させるとともに策定された計画に基づく各事業の進捗状況を把握及び点検をさせるための下部組織を設置することができる。

(報告)

第6条 委員長は、委員会の会議の検討経過又はその結果について、必要に応じて市長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部障がい福祉課が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

8 門真市障がい者計画策定推進委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

課名	役職名	氏名
企画課	企画財政部 企画課長	高田 隆慶
危機管理課	総務部 危機管理課長	阪本 敏夫
地域政策課	市民文化部 地域政策課長	花城 勉
産業振興課	市民文化部 産業振興課長	大倉 善充
人権市民相談課	市民文化部 人権市民相談課長	笹井 麻里子
生涯学習課	市民文化部 生涯学習課長	隈元 実
福祉政策課	保健福祉部 福祉政策課長	○ 清水 順子
健康増進課	保健福祉部 健康増進課長	池尻 亜希子
障がい福祉課	保健福祉部 障がい福祉課長	◎ 狩俣 政美
高齢福祉課	保健福祉部 高齢福祉課長	北倉 透雄
こども政策課	こども部 こども政策課長	美馬 忠法
こども発達支援センター	こども部 こども発達支援センター長	石丸 琢也
都市政策課	まちづくり部 都市政策課長	平山 正和
学校教育課	教育部 学校教育課長	峯松 大輔 (R2.5.1~11.30) 向井 祐樹 (R2.12.1~)
門真市社会福祉協議会	門真市社会福祉協議会次長兼課長	藤江 冬人

◎委員長 ○副委員長

9 用語の説明

あ行	用語	説明	頁
あ	アセスメント	障がい者本人や家族の話を聞きながら、希望する生活を実現するために本当に必要なものは何なのかを明らかにしていく過程をいい、サービス提供等援助活動を行う前に行われる評価、あるいは課題分析のことです。	49
	新しい生活様式	新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を防ぐために、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策を、これまで以上に日常生活に定着させ、持続させることです。	2
	あんぜん・あんしん賃貸検索システム	高齢者、低額所得者、障がい者、外国人、子育て世帯等の入居を受け入れる「あんぜん・あんしん賃貸住宅」と、その仲介を行う「協力店」、自律型や併設施設地域開放型などの「サービス付き高齢者向け住宅」、「公的賃貸住宅」、入居の支援を行う団体や相談窓口等の情報発信を行う大阪府とOsaka あんしん住まい推進協議会が運営するサイトです。	94
	安まちメール	正式名称「大阪府警察安まちメール」は、ひったくり、路上強盗、子どもや女性に対する被害情報、特殊詐欺等情報、公開手配情報、重大事件発生情報、犯罪等注意報を、警察署からリアルタイムに知らせる情報提供サービスです。メールを受信したい時間帯、知りたい情報の種別、知りたい地域を自由に設定でき、パソコン、携帯電話等に、Eメールで届けられます。	97
い	委託相談支援事業所	市からの委託を受け、相談支援専門員がニーズに応じて福祉サービスの利用についての援助・調整を行ったり、施設や各機関の情報提供を行う事業所です。	84
	一般就労	障害者自立支援法に基づき国が定めた「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の中で、一般就労とは、一般に企業等への就職（就労継続支援A型の利用は除く）や在宅就労、自らの起業をいいます。	61
	医療的ケア	高齢者や重度の障がいのある人が受ける介護の中で医療的な介護行為を医療的ケアといいます。具体的な医療的ケアとは、たん吸引（口腔、気管等）、経管栄養（鼻の管からの栄養注入）、胃ろう（お腹から胃に小さな穴を形成し栄養注入）等が該当します。上記の他に未だ容認されていない医療的行為に摘便、浣腸等もあげられます。	1
う	ウィズコロナ時代	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、数年あるいは十数年にわたって、ウイルスと共存しなくてはならない時代が予測されていることから、「新しい生活様式」などの社会のルールづくりが喫緊の課題とされています。	97
え	SPコード	文字情報を内包した2次元コードの一種。SPコードにしたい文章をマイクロソフト・ワードで作成し、無償でダウンロードできるソフトで変換します。専用の読み取り装置にあてるとデジタル音声で読み上げられます。	53
お	親子参加療育（ひまわりくらぶ）	発達障がいがある（疑いを含む）子どもとその保護者の「親子参加療育（ひまわりくらぶ）」は、子どもと保護者が療育を経験することで、子どもの成長を促し、保護者の療育への理解を深めます。	49

か行	用語	説明	頁
か	門真市障がい者基幹相談支援センター	地域の相談支援の中核的拠点として総合的かつ専門的な相談業務を担い、権利擁護のために必要な援助（成年後見）、地域移行支援・地域定着支援、その他必要な支援を提供するため、関係機関とのネットワークを構築し、障がいのある人の自立した日常生活及び社会生活の実現に向けた相談支援体制の充実等を図るための機関です。また、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等を促進するための虐待防止センターの機能も備えています。	54
	門真市障がい者地域協議会	相談支援事業者をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくり及び中核的な役割を果たす協議の場です。	5
	門真市新型インフルエンザ等対策行動計画	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、病原性の高い新型インフルエンザ等のような新型感染症が発生した場合には、国家の危機管理現象として対応するために、門真市において実施体制を整備することを目的としています。	2
	加配	発達上の心配があったり発達障がいを含む障がいがあると診断されている子どもをサポートするための人員を指します。各自治体で基準やルールは異なりますが、通常の保育士・教員等の配置基準にプラスして配置されます。	48
く	グループ援助活動	地域福祉活動の一環で、自治会館や集会所、公園等の身近な場所で行うもので、市社会福祉協議会では、いきいきサロン活動やふれあい食事サービス活動、世代間交流活動、子育てサロン活動等を実施しています。	47
け	ケアマネジメント	利用者の必要とするケアを調整する機能を果たす援助で、利用者が社会生活を行う上での様々なニーズに対応して、適切な社会資源と結びつけることをいいます。社会資源は、家族、親戚、友人、知人、近隣、ボランティア等のインフォーマルな資源と、地域の団体・組織、法人組織、行政、企業等のフォーマルな資源、そして利用者自身の持つ内的資源があるとされます。	54
こ	校区福祉委員会	校区福祉委員会は、校区における福祉課題等を自分たちの問題としてとらえ、住民の主体的な参加による活動によって解決を図る自主的な組織で、門真市では全15小学校区に組織され、それを構成する自治会や民生委員・児童委員、福祉団体や当事者等の関係団体に所属する人をいいます。	47
	高次脳機能障がい	脳の機能の中で、生命維持に関わる基礎的な生理学的機能（血液の流れの速度、呼吸や体温の調整、覚醒リズム、運動調整等）に対し、注意・感情・記憶・行動等の認知機能を高次脳機能と呼びます。その高次脳機能が、交通事故や頭部のけが、脳卒中等で脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶等の機能に障がい起きた状態を、高次脳機能障がいといいます。注意力や集中力の低下、比較的古い記憶は保たれているのに新しいことは覚えられない、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的症状が現れ、周囲の状況にあった適切な行動が選べなくなり、生活に支障をきたすようになります。また、外見上ではわかりにくいいため、周囲の理解が得られにくいといわれています。	4
	工賃	一般的には、物品の生産・加工に要した労働に対して支払う金銭、手間賃のことをいいます。大阪府では、「『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針」に基づき、毎年の工賃の実態調査を実施し、目標工賃や目標工賃の達成状況を公表しています。この中で、工賃の範囲を「工賃、賃金、給与、手当、賞与、その他名称を問わず、事業者が利用者に支払うすべてのものをいう。」としています。	81

か行	用語	説明	頁
	コーディネーター	物事を調整する役の人のことです。また、異なる立場の人々間の合意を形成したり、多くの人の参加を促進する役割を果たしたりする人のことをいいます。	48
	合理的配慮	障害者権利条約で定義された新たな概念であり、障がいのある人の人権と基本的自由及び実質的な機会の平等が、障がいのない人々と同様に保障されるために行われる「必要かつ適当な変更及び調整」であり、障がいのある人の個別・具体的なニーズに配慮するためのものです。	30
	個別療育事業（HANA）	発達障がい児個別療育事業「HANA」は、発達に課題がある児童への個別療育やグループ療育により、子ども達のコミュニケーションの弱さを改善し、集団行動などの社会適応能力の向上をめざします。また、保護者支援を行うことにより、保護者が主体的となって問題解決に取り組めるよう支援します。	49
	コミュニケーションボード	話し言葉に代わるツールとして絵を用い、お店や駅等地域の様々な場所に設置してコミュニケーションのバリアフリーをめざすものです。	54

さ行	用語	説明	頁
し	支援学校	障がいの程度が比較的重い子どもを対象として専門性の高い教育を行う学校のことで、学校教育法第8章「特別支援教育」の第72条には、「特別支援学校は、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者または、病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。」と定められています。	26
	支援教育	障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。	48
	身体障がい	身体機能に何らかの障がいがあり、日常生活に制約がある状態をいいます。身体障害者福祉法では、①視覚障がい、②聴覚・平衡機能障がい、③音声・言語・そしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤内部機能の障がい（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい）の5つに分類されています。	4
	障がい者就業・生活支援センター	障がいのある人の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う支援機関で、国と都道府県から事業を委託された法人が運営しています。 一般企業で働きたい障がいのある人等や障がいのある人の雇用に取り組んでいる、これから取り組みたい企業の皆様への相談・支援を行っています。	79
	障害者総合支援法	平成24（2012）年6月27日に公布された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の施行により、平成25（2013）年4月から「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となり、障がい児（者）の定義に政令で定める難病等が追加され、難病患者等で、	1

さ行	用語	説明	頁
		<p>疾状の変動等により、身体障がい者手帳の取得ができないが、一定の障がいのある人たちが障がい福祉サービス等の対象となりました。</p> <p>また、平成 26（2014）年 4 月からは、障がい程度区分から障がい支援区分への見直し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームをグループホームへの一元化等が実施されています。</p> <p>平成 30（2018）年には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（改正障害者総合支援法）」（平成 28（2016）年法律第 65 号）の施行に伴い、医療的ケア児への支援体制の整備等、障がい児支援のニーズの多様化へきめ細かな対応を図るよう『障害児福祉計画』の策定が各自治体に義務づけられました。</p>	
	障がい福祉サービス	<p>障害者総合支援法及び児童福祉法に規定するサービスで、個々の障がいのある人々の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われるものです。</p> <p>障がい福祉サービスは、居宅介護や重度訪問看護、行動援護、療養介護等のサービスを行う「介護給付」、自立訓練や就労移行支援、就労継続支援等を行う「訓練等給付」、サービス等利用計画を行う「計画相談支援給付」、地域移行・地域定着を支援する「地域相談支援給付」があります。</p> <p><障がいのある人を対象としたサービス/障害者総合支援法によるサービス></p> <p>介護給付</p> <p>居宅介護：身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、障がいのある子ども（難病、高次脳機能障がい等を含む。）を対象に、居宅で入浴、排泄、食事等の介助や家事援助を行います。</p> <p>重度訪問介護：重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。</p> <p>同行援護：視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。</p> <p>行動援護：自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。</p> <p>重度障害者等包括支援：介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。</p> <p>生活介護：常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。</p> <p>療養介護：自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。</p> <p>短期入所：介護者の疾病やその他の理由で、事業所に短期間入所した人に、入浴、排泄、食事の介助等を行います。</p>	3

さ行	用語	説明	頁
		<p>施設入所支援：施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。</p> <p>訓練等給付</p> <p>自立訓練：自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。</p> <p>就労移行支援：一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。</p> <p>就労継続支援：一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。</p> <p>共同生活援助（グループホーム）：夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排泄、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供します。さらに、入居者間の交流を保ちながら一人で暮らしたいというニーズに応えるためにサテライト型住居があります。平成26（2014）年4月1日から共同生活介護（ケアホーム）はグループホームに一元化されました。</p> <p>計画相談支援給付</p> <p>計画相談支援：●サービス利用支援・・・障がい福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。</p> <p>●継続サービス利用支援・・・支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング※）を行い、サービス事業者等との連絡調整等を行います。</p> <p>地域相談支援給付</p> <p>地域相談支援：●地域移行支援・・・障がい者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障がいのある人、児童福祉施設を利用する18歳以上の障がいのある人等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。</p> <p>●地域定着支援・・・居宅において単身で生活している障がいのある人等を対象に常時の連</p>	

さ行	用語	説明	頁
		<p>絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。</p> <p><障がいのある子どもを対象としたサービス/児童福祉法によるサービス></p> <p>児童発達支援: 児童福祉施設として位置づけられる児童発達支援センターと児童発達支援事業の2類型に大別されます。様々な障がいがあっても、身近な地域で適切な支援が受けられます。</p> <p>①児童発達支援センター: 通所支援のほか、身近な地域の障がい児支援の拠点として、「地域で生活する障がいのある子どもや家族の支援」、「地域の障がいのある子どもを預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。</p> <p>②児童発達支援事業: 未就学の障がいのある子どもが日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適應することができるよう、適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。</p> <p>医療型児童発達支援: 肢体不自由の障がいのある未就学の子どもに対して、児童発達支援及び治療を行います。</p> <p>放課後等デイサービス: 学校就学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。学校教育と相まって障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。</p> <p>保育所等訪問支援: 保育所等を現在利用中の障がいのある子ども、今後利用する予定の障がいのある子どもに対して、訪問により、保育所等における集団生活の適應のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。</p> <p>障がい児相談支援: ●障がい児支援利用援助・・・障がい児通所支援の申請に係る支給決定前に、障がい児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障がい児支援利用計画の作成を行います。 ●継続障がい児支援利用援助・・・支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整等を行います。</p> <p>※障がいのある子どもの居宅サービスについては、指定特定相談支援事業者がサービス利用支援・継続サービス利用支援を行います。障がいのある子どもの入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障がい児相談支援の対象とはなりません。</p>	

さ行	用語	説明	頁
	巡回相談チーム	児童・生徒一人ひとりのニーズを把握し、児童・生徒が必要とする支援の内容と方法を明らかにするために、担任、特別支援教育コーディネーター、保護者等児童・生徒の支援を実施する者の相談を受け、助言することが巡回相談の目的です。また、支援の実施と評価についても学校に協力します。	49
	準特定道路	道路拡幅に必要な用地を確保することが困難な区間について、特定道路を補完する道路として「準特定道路」に位置付けられます。	56
	障がい者相談支援事業所	障がいのある人やその家族の生活及び支援に関する相談に応じるとともに、関係機関との連携のもと、障がいのある人の身近な地域において、安心して生活できる地域の支援体制をつくることを目的とします。	54
	小地域ネットワーク活動	校区福祉委員会により、閉じこもりがちな高齢者や障がいのある人、子育てに不安を抱えている人を対象に、「見守り・声掛け訪問活動」、「軽作業援助活動」等の『個別援助活動』、茶話会やお楽しみ会等を通じた交流、仲間づくりを行う「いきいきサロン活動」、「子育て支援活動」、「ふれあい食事サービス活動」、「世代間交流活動」等の『グループ援助活動』等、各校区の実情に応じた取組を行っています。	47
	食育	一人ひとりが生涯を通じた健全な食生活を実現し、食文化の継承や健康の確保等が図れるよう、食に関する様々な知識や食を選択する判断力を身に付けるための学習等の取組のことで。	51
	ジョブコーチ	障がいのある人が職場に適應することを容易にするため、職場に派遣されるなど、きめ細やかな支援を行う人をいいます。障がいのある人が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える。「職場適應援助者」ともいいます。	80
せ	生活習慣病	食生活や運動、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症や進行に大きく関与する慢性の病気のこと（がん、脳血管疾患、心疾患等）で、従来は加齢に着目して行政用語として用いられてきた「成人病」を、生活習慣という要素に着目してとらえ直し、「生活習慣病」という呼称を用いるようになったものです。成人病対策が二次予防といわれる早期発見・早期治療を重視したのに対して、生活習慣病対策は若年からの生活習慣改善のための動機づけや自発的な取組の一次予防を重視したものになっています。	45
	精神障がい	統合失調症、気分障がい（うつ病等）等の様々な精神疾患により、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいいます。	4
	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム	精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、行政などが重層的な連携による支援体制を構成することです。	77
	成年後見制度	認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人等判断能力の不十分な人を保護するためにできた制度で、契約の締結等を代わりに行う代理人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合に、それを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を不利益から守ります。	62
そ	総合型地域スポーツクラブ	人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、①子どもから高齢者まで（多世代）、②様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、③初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、	52

さ行	用語	説明	頁
		という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブをいいます。	

た行	用語	説明	頁
ち	地域生活支援事業	<p>地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況を勘案し、市町村が独自に提供する事業として、都道府県が行う専門性の高い相談支援事業や養成研修事業等と連携しながら実施する事業です。</p> <p>障害者総合支援法の施行に伴い、市町村が行う地域生活支援事業は、①理解促進研修・啓発事業、②自発的活動支援事業、③相談支援事業、④成年後見制度利用支援事業、⑤成年後見制度法人後見支援事業、⑥意思疎通支援事業、⑦日常生活用具給付等事業、⑧手話奉仕員養成研修事業、⑨移動支援事業、⑩地域活動支援センター機能強化事業の10事業が「必須事業」として位置づけられました。このほか市町村の判断により実施する日中一時支援事業等の「任意事業」があります。</p> <p>①理解促進研修・啓発：障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。</p> <p>②自発的活動支援：障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。</p> <p>③相談支援：障がいのある人、障がいのある子どもの保護者又は障がいのある人の介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援体制を図ります。</p> <p>④成年後見制度利用支援：判断能力が不十分な障がいのある人の財産及び権利を擁護するため、市長による成年後見等の審判の請求並びに審判の後に決定された成年後見人等に対する報酬の助成を行います。</p> <p>⑤成年後見制度法人後見支援：成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備し、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。</p> <p>⑥意思疎通支援：聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う人の派遣等を行います。</p> <p>⑦日常生活用具給付等：障がいのある人に対し、日常生活の便宜を図るための介護・訓練支援用具等の日常生活用具の給付等を行います。</p> <p>⑧手話奉仕員養成研修：聴覚障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするために、手話で日常会話を行うために必要な手話の語彙や手話表現の技術を習得し、聴覚障がいのある人の福祉に関することを学んだ手話奉仕員を養成します。</p> <p>⑨移動支援：屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。</p>	87

た行	用語	説明	頁
		<p>⑩地域活動支援センター：障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。</p> <p>その他：市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。例えば、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業等があります。</p>	
ち	地域包括支援センター	公正・中立な立場から、(1)総合相談支援、(2)虐待の早期発見・防止等の権利擁護、(3)包括的・継続的ケアマネジメント支援、(4)介護予防ケアマネジメントという4つの機能を担う地域の中核機関です。	54
	知的障がい	知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳まで）に現れ、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいいます。	4
つ	通級指導教室	小・中学校の通常の学級に在籍する比較的軽度の障がいのある児童・生徒に対し、各教科等の指導は通常の学級で行いつつ、障がいに応じた必要な指導・支援を通級指導教室で行うことです。	49
て	適正就学指導	障がいのある子どもに対し、就園・就学に関わる適正な指導と支援を行うため、市町村は就学指導委員会で協議します。	72
と	特定経路	特定経路とは駅と周辺の主要施設とを結ぶ経路のうち、特に重点的にバリアフリー化を図るべき経路を位置づけ、道路特定事業と交通安全特定事業を実施することと規定しています。	56
	特定道路	特定道路とは移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める道路法による道路をいいます。	56

な行	用語	説明	頁
な	内部障がい	身体障害者福祉法に定められた、心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう・直腸機能障がい、小腸機能障がい、肝臓機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいの7つの障がいの総称です。	11
	難病	<p>医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」のことをいいます。昭和47(1972)年の厚生省(当時)の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方針未確立で、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義しています。</p> <p>なお、障害者総合支援法では、難病等(難治性疾患克服研究事業の対象である130の疾患と関節リウマチ)も障がいのある人の定義に加えられました(平成25(2013)年4月1日施行)。</p> <p>平成27(2015)年1月には、障がい福祉サービスの対象疾病は、130疾病から151疾病に、同年7月から332疾病に、平成29年(2017)年4月から358疾病に、平成30年(2018)年4月から359疾病に、さらに令和元(2019)年の7月現在361疾病に順次拡大されています。また、平成26(2014)年5月30日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が公布され、平成27年(2015)1月1日から新しい医療費助成制度が始まり、対象となる疾病は、平成27(2015)年1月にそれまでの56疾病から110疾病に、同年7月から306疾病に、平成29年(2017)</p>	4

な行	用語	説明	頁
		年4月から330 疾病に、平成30年(2018)年4月から331 疾病に、さらに令和元(2019)年の7月現在、333 疾病に順次拡大されています。	
に	日常生活自立支援事業	認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人等判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用手続援助や日常的な金銭管理等を行う社会福祉協議会を実施主体として実施されている事業です。平成19(2007)年4月1日より「日常生活自立支援事業」に名称が変更されました。	56
	日常生活動作(ADL:Activities of Daily Living)	日常生活動作とは、日常生活の中で必要とされているいくつかの繰り返しされる基本的な動作のことで、例えば、「移動」、「食事」、「排泄」、「入浴」、「整容」、「着脱衣」等の動作のことをいいます。	21
	日中一時支援事業	障がいのある人や障がいのある子どもの介護を行う人の一時的な休息や就労支援等のために、日中において一時的に障がいのある人や障がいのある子どもの活動の場を確保する事業です。	49
	認定こども園	幼稚園と保育所の制度の枠組みを超えて、小学校就学前の子どもに対し幼児教育・保育を一体的に提供するとともに、地域における子育て支援の取組を充実させる新たな選択肢として導入された制度です。幼稚園、保育所等のうち、(1)就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能(保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能)(2)地域における子育て支援を行う機能(すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供等を行う機能)を備える施設で、都道府県知事が「認定こども園」として認定した施設をいいます。	71
	ニーズ	ニーズとは、「必要」、「要求」等と訳されます。ソーシャルワーク(社会福祉援助技術)やケアマネジメントにおいては、アセスメント(利用者や家族の希望や生活の全体像を把握するために、様々な情報を収集・分析すること)によって抽出される「生活全般の解決すべき課題」のことを「ニーズ」といいます。	1
ね	NET119	正式名称「NET119緊急通報システム」は、音声による119番通報が困難な聴覚、音声・言語機能障がい者が円滑に消防への通報を行えるようにするシステムです。 スマートフォンなどから通報用Webサイトにアクセスして、消防本部が消防隊や救急隊をどこに出動させるべきかを判断するために必要な「救急」「火事」の別と、通報者の位置情報を入力すれば、即座に消防本部に通報が繋がり、その後にテキストチャットで詳細を確認する仕組みとなっています。	96

は行	用語	説明	頁
は	発達障がい	発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障がい並びに行動情緒の障がい対象とされています。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、注意欠陥多動性障がい等がこれに含まれます。	4
	パニック障がい	突然起こる激しい動悸や発汗、頻脈(ひんみやく:脈拍が異常に多い状態)、ふるえ、息苦しさ、胸部の不快感、めまいといった体の異常とともに、このままでは死んでしまうというような強い不安感に襲われる病気です。	95

は行	用語	説明	頁
	パブリックコメント	行政機関が政策の立案等を行おうとする際に、その案を公表して広く意見を求め、これらについて提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う一連の手続のことです。	5
	バリアフリー	障がいのある人や高齢者等のための物理的な障壁を取り除くことをいいますが、今日では、物理的な障壁のみならず、制度的、心理的、文化・情報等生活全般にわたる障壁を取り除くことをいいます。	56
	バリアフリー移動等円滑化基本構想	バリアフリー新法において、市町村は、国が定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき、旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）について、基本構想を作成することができるとされています。 基本構想制度は、移動等円滑化基準への適合義務規定が個々の施設等のバリアフリー化を図るものであることと比較すると、施設が集積する地区において、面的・一体的なバリアフリー化を図ることをねらいとしているものです。また、基本構想に基づき面的なバリアフリー化を推進することによって、障がいのある人や高齢者等の移動等の円滑化を通じて、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めることにつながります。	56
	バリアフリー新法	正式名称を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー新法」という。）といい、平成 18（2006）年 6 月 21 日に公布、同年 12 月 20 日に施行されました。 バリアフリー新法は、障がいのある人や高齢者等が公共施設等を利用しやすくするため、平成 6（1994）年 9 月に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」が施行されるとともに、高齢者や障がいのある人等が公共交通を利用して安全に移動しやすくするため、平成 12（2000）年 11 月 15 日には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が施行されました。これらを統合して、より拡充したものが「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」となります。 平成 30（2018）年 11 月には、「共生社会の実現」と「社会的障壁の除去」といった基本理念を掲げ、バリアフリー新法の一部が改正されました。	56
	ハローワーク	公共職業安定所の通称。職安とも呼ばれています。	79
ひ	ピアサポート	同じ悩みや症状等の問題を抱えている、体験・経験の共感者、つまり同じ立場にある当事者同士が、互いの経験・体験を基に語り合い、問題の解明（回復）に向けて協同的にサポートを行う相互支援の取組をいいます。	54
ひ	福祉避難所	災害時に避難所で避難生活を送ることが困難な要配慮者が避難生活を送るための二次的な避難所のことをいいます。 市の要請により福祉避難所を開設した場合は、市が所有する備蓄物資等の支給を行います。	62
ほ	放課後児童健全育成事業	児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものです。 平成 27（2015）年度からの子ども・子育て支援新制度の導入に伴い、地域子ども・子育て支援事業のひとつに位置づけられ、対象も小学 6 年生までとなっています。	74

ま行	用語	説明	頁
も	モニタリング	ケアプランに沿って提供されるサービスが利用者のニーズにうまく対応できているかどうか確認し、チェックすることです。	115

や行	用語	説明	頁
ゆ	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、障がいの有無、国籍等にかかわらず、すべての人が利用しやすい、すべての人に配慮したまちづくりやものづくり、あるいは仕組みづくりを行っていこうとする考え方をいいます。	45
よ	要配慮者	障がい児（者）、高齢者、難病患者等で特段の配慮が必要な人です。	95
	要約筆記	発言者の話を聞き、要約して文字で表すことで、聞こえない人にその場の話の内容を伝える通訳のことです。	53

ら行	用語	説明	頁
ら	ライフステージ	人生の段階区分のことで、乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、高齢期等という呼び方やその他区分があります。	74
れ	レクリエーション	「余暇（自由裁量時間）を利用して、自発的に、ゆとりと楽しみを創造すること」と定義されます。病院、社会福祉施設等で行われる治療的レクリエーションを、セラピューティック・レクリエーションといいます（意図的なレクリエーション）。身体的、精神的あるいは社会的に障がいのある人が健康を取り戻すための援助が目的なので、楽しみや親睦だけでなく、治療やリハビリテーションの要素を含んでいる点で、他のレクリエーションとは異なっています。	52

わ行	用語	説明	頁
わ	ワンセグラジオ	「ワンセグ」は地上デジタル放送の1つで、移動体端末でも安定して受信ができるように設計されたサービスで、その対応のラジオのことです。	53

門真市第4次障がい者計画

【令和3（2021）年度～令和8（2026）年度】

令和3（2021）年3月

編集・発行：門真市 保健福祉部 障がい福祉課

〒571-8585 大阪府門真市中町1番1号

